

第百十八回国会 衆議院 通信委員會議録 第十二号

平成二年六月十四日(木曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 上草 義輝君

理事 井上 喜一君

理事 鈴木 恒夫君

理事 前田 武志君

理事 武部 文君

赤城 徳彦君

小林 興起君

中山 正暉君

吹田 愧君

真鍋 光広君

森 英介君

秋葉 忠利君

上田 哲君

山下八洲夫君

遠藤 和良君

菅野 悦子君

出席國務大臣

郵政大臣 深谷 隆司君

出席政府委員

郵政事務次官 川崎 二郎君

郵政大臣官房長 白井 太君

郵政大臣官房人 桑野扶美雄君

郵政省郵務局長 小野沢知之君

郵政省貯金局長 成川 富彦君

郵政省簡易保険 局長 松野 春樹君

郵政省通信政策 局長 中村 泰三君

郵政省電気通信 局長 森本 哲夫君

委員外の出席者

大蔵大臣官房企 大久保良夫君
画官
大蔵省主税局税 長野 應士君
制第一課長
大蔵省銀行局金 日下部元雄君
融市場室長
通信委員会調査 辛島 一治君
室長

委員の異動
六月十四日

辞任

吹田 愧君

坂井 弘一君

同日

伏屋 修治君

同日

伏屋 修治君

同日

伏屋 修治君

同日

伏屋 修治君

同日

伏屋 修治君

同日

伏屋 修治君

同日

伏屋 修治君

同日

伏屋 修治君

同日

伏屋 修治君

同日

伏屋 修治君

同日

伏屋 修治君

同日

伏屋 修治君

同日

本日の會議に付した案件

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出
第五五号)

郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄
附の委託に関する法律案(内閣提出第六〇号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣
提出第四二二号)(參議院送付)

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関
する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第
四三三号)(參議院送付)

簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正す
る法律案(内閣提出第四四四号)(參議院送付)

○上草委員長 これより會議を開きます。

郵便貯金法の一部を改正する法律案、郵便貯金
の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に

関する法律案の兩案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。山下八洲夫君。

○山下(八)委員 おはようございます。きょう郵
便貯金二法の質疑でございますが、まず最初に郵
便貯金法の方から一、二点確認をさせていただきます
と思います。

いろいろと私なりにこれは問題の部分も多少は
あるなと思ひながら勉強させていただいたわけで
ございますが、總体的に見ますと反対するほどの
激しい内容のものではないと思ひますので、ほんの
一、二点危惧するところを質問させていただきます
と思います。

まず最初に、今回債券、国債の貸し付けについ
てということになっていくわけですが、

その中で特に金融機関として証券会社に貸し付け
るわけでございます。その場合、取引形態やあら
いは担保はどうなるのか。これを見てまいりま
すと、簡単に言いますと、結局貸し賃をいただく
んだということでございますが、やはりこの問題
は、国民から預かりました資産をある面で有利
な運用利回りに活用するとかあるいはまた安全が
第一というものがどうしても中心になってくるわけ
でございます。そういう観点から考えていきます
と、やはり担保の問題等もやや心配になってくる
わけでございますが、いかがでしょうか。

○成川政府委員 先生御指摘のございましたよう
に、貴重な国民の預金を運用という面で債券とい
う形で私ども保有しておりますので、その債券の
貸し付けに当たってはそれが万が一おかしなことに
ならないようには十分注意しなければいかぬとい
うふうに思ひます。

それで、一般的には債券を貸し付けする場合に
は担保をとるわけでございますが、私どもの今回

改正をお願いしております債券の貸付先は金融機
関、証券会社、証券金融会社というようなことで
ございまして、これらはいずれも法律に基づきま
して主務大臣から免許を付与されて監督を受けて
おります。

その信用性が極めて高いことから大蔵省証券局
あるいは銀行局等の指導で担保をとることは必要
ない、担保を受け入れなくてもよいというものと
されているところがございます。言ってみれば、
安全確実であるという意味合いにおきまして、担
保をとる必要はないということにされております。
したがって、債券の貸し付けにつきましては
安全性について問題はないと考えておりまし
て、私どもも担保をとる考えはございません。

○山下(八)委員 深追ひするのをやめまして、次
に移っていきなさいと思います。

一つは、今回証券金融会社が東京、名古屋、大阪
と三カ所できまして、そのうち東京が日本証券金
融会社、ここが大変しっかりしている会社だから、
担保をとらなくてもいいというような指導なの
か、約束なのかよくわかりませんが、そのような
考えから来ていると思うわけでございますが、い
ずれにしても、この証券金融会社はその相手
先の事業会社等にはやはり担保を要求するわけで
ございまして、私はこの点ではやはり担保は必
要ないのだということについては一定の疑義をい
まだに持つております。その辺につきまして、ど
うしてもとってほしいとか今答弁しろとかいうこ
とは申し上げません。

それからもう一点は、大体今約四兆円の国債を
お持ちでございますね。その中のどの程度の債券
貸し付けをしていくのか、そして利回りはどのよ
うに考えているのか、その辺ちょっとお聞かせい
ただきたいと思ひます。

○成川政府委員 私ども、さしむき国債を貸し付

けの対象の債券と考えております。四兆円のうちどの程度が貸し付けられるのか。市場の大きさ、動向、需給等によってもどの程度貸し付けられるのかわかりませんが、仮に五％程度、二千億程度といたしますと十八億円の収益が上げられるんじゃないかというふうに思っているところでございます。(山下(八)委員「収益がですか」と呼ぶ)ええ収益、貸借料が年間そのくらいの程度がいきますと十八億円の収益になるのではないかと。

貸借料というのは需給動向によって変わってくるわけですが、〇・二％から一・〇％くらいの幅で動いているようにございます。現時点におきましては〇・八前後くらいだというふうに聞いておりますので、それで試算した結果で十八億円程度の収益といえますか、収入がそれだけふえる、クーポンレートにプラスしてふえるというふうに考えられているところでございます。

〇山下(八)委員 債券売買で、空売りですけれども、収益がどんどん上がるということになってくれば、当然税引き債券を借り受けたという形もふえてくると思うわけです。それが市場でどう動いていくのかという課題はありますから、一概にどれだけ今なると言うことは大変難しいと思いますけれども、将来もしこの債券の空売りで収益がどんどん上がるということになってきますと、郵政省の方にも当然その債券の貸付料がふえてくるということになると思うのです。

ただこの場合、一週間とか十日とか短期であらうと思いますので、四兆四分をすべて全部貸し付けるといふことはあり得ないと思いますけれども、量がふえてくる可能性もあると思うのです。それにはやはり一定の歯どめが必要であるのではないかとこのように思うわけですが、その辺の考えはございませんでしょうか。

〇成川政府委員 債券市場は、債券市場といいますが貸借市場といえますか、そういうものが昨年の五月にでまましてから月を追ってふえてまいりまして、今六兆円くらいの市場になっているというふう聞いております。六兆円が五兆数千億円

ですか、はっきりした数字はわからないわけですが、証券金融会社あたりでの仲介業務を見ても、すくなく六千億程度の市場になっているということ、店頭市場を入れますとそれの八倍から九倍、十倍くらいになっているんじゃないか。実ははっきりした確たるデータはないようでございますが、いずれにいたしましてもかなり大きいわけでございます。

そのうち私どもがどのくらいのシェアを占められるかということでございますが、そう多くは期待できないし、また私どももその四兆円余りの債券、国債をすべて貸し付けるといふことは考えておりませんので、常識的には五％から一〇％くらいがせいぜいじゃないかというふうには思っているのですが、先ほど申し上げました数字は、五％を仮に貸したとした場合には二千三百億くらいで十八億くらいの収入になる、全体の利回り向上は〇・〇二％ポイントくらい引き上がるというふうな感じで考えられるところでございます。

〇山下(八)委員 運用利回りのためには当然このようなくとも私否定はいたしませんけれども、最近、日本はどちらかというと金余り現象がありまして、外国へ行って土地は買うわビルは買うわ、また国内でも、株の動向を見てもほとんど株は値上がりするわ、土地はもうとても買えない状態である、その土地にしましても銀行からの融資で土地を取得し、また担保を入れてまた取得をする、こういう悪影響なんかで大蔵省も銀行に對してある面では土地への融資の引き締めとか、そういう指導等があったりしているわけでございますけれども、私は、一方で運用をしたい、その気持ちはよくわかるのですが、これも一方でマネーゲームの後押しを後ろの方で今度は国がしていく、手をかして、そういう危険性もありますので、それについて私は御答弁をいただきたいと思ひますが、やはり節度ある取引といひますか、そのようなことをぜひしていただきたいということを強く要望しておきたいと思ひます。

次に、ボランティア預金の方に移らしていただ

きたいと思ひますが、今回ボランティア預金の法律案が提出されているわけでございますが、この制度の創設に当たりまして、なぜ郵便局が国際ボランティア預金制度を創設しなくてはならないのか、その理由を説明いただきたいと思ひます。

〇成川政府委員 先生御案内のとおり、我が国の経済的地位が高まってきたりして、国際社会に一層の貢献を果たしていくことが求められているところでございます。ODA等、その面でも世界的にも一、二位を争うような量になっていることは、御承知のとおりでございます。また、国民一人一人も国際社会の一員として行動することが求められる時代になってきているんじゃないかというふうに思ひます。

国民参加による海外援助の積極的な推進はいろんな面で言われてきているわけでございますが、世界的に見ても我が国のNGO団体とか、民間海外援助団体を通じての援助額というのは非常に低い状況になっていることは、御承知のとおりでございます。私どもは、全国津々浦々に二万四千の郵便局を持っておりまして、そういうことから国際社会に郵便貯金事業としても何か貢献できる道はないだろうかと思ひましたわけでござい

ます。その際に一つの方法として郵便貯金の預金者の善意によって利子の一部を民間の海外援助団体に寄附できるようにしたらどうか、簡易な手段といひますか、身近にある郵便局を通じて日ごろ貯金をしていただいておりますが、その利子の一部をやるということであれば国民が非常に参加しやすいのではないかとこのように考へましてこのような制度を考えたところでござい

ます。そういうことによつて民間の海外援助の一層の充実にも寄与することになるので、大きな意義があるんじゃないかということからこのような法案を提出させて御審議していただいているところでござい

ます。

のみに限定をしているわけでござい

ますけれども、その海外のみに限定した理由はどのような理由でござい

ますか、設けた理由等につきまして御説明させていただいたわけでございますが、そういうことで国際社会に一層の貢献を果たしていくことが重要になっているというところが一つ、それから開発途上国におきまして、我が国では考えられないような悲惨な状態に置かれている人が多数おられるというように、日本との格差が非常に激しいところもあるというところで、こうした方に積極的に救いの手を差し伸べることが世界とともに生きる日本の大きな役割となつてい

るのではないかと、まず国際ボランティアといひますか、海外援助を中心として考えさせていただいたところでござい

ます。先ほど申し述べさせていただきましたけれども、国民一人一人が国際社会における一員としての行動が求められているわけでござい

たのは、要するに郵便切手であろうと官製はきであらうと大口利用者にある程度割引制度を導入したらどうだということをや半言言いまして終わってしまつたわけでありました。

郵政省にしましては、コスト軽減、増収等の効果を勘案して低い料金を設定しているものと、それから政策的な割引料金を設定している、大きく分けてこの二つのグループがあるわけでございます。特に政策的な問題につきましては、定期刊行物の第三種でございますとか第四種の通信教育あるいは盲人用とか学術とか、そんなことで、こういうことはよく理解できるわけでございます。また第一種の方でも利用者があつた郵便物を区分けいたしますと大口でございますと割引をなさる。あるいはまたダイレクトメール、広告郵便につきましても三千通以上出しますと一八%から三〇%の割引があるとか、また市内の特別郵便でありますと割引をするとか、コスト軽減、増収等の関係からの割引制度がいろいろと導入されているわけです。

このことを見てまいりますと、例えばどれぐらいいから上が大口か、その基準は別にいたしまして、大口を求めますとはきであらうと郵便切手であらうと一定の割引をしてもいいのではないかと。物を買いますとたくさん買えば大体安くなるというのが相場でございますので、ぜひその辺の大臣の考えをまず最初にお聞かせいただきたいと思ひます。

○深谷國務大臣 過日も山下先生から御指摘がございました。現在の郵便料金の割引制度というのは、まず郵便番号ごとに区分されること、そしてそれで出されるということで作業が軽減される、あるいはたまたまのお話のように大量に一挙に出すこと、それから送る期間にゆとりがある場合、それから郵便局長が指定した時刻までに差し出すことなどいろいろな条件を満たす場合や、あるいは料金を割引くことによつて需要の拡大が見込まれるといったような、そういう場合に郵便物の処理作業が一部省略できることによるコストの軽減

減とか需要拡大による増収といった効果の有無、程度を検討した上で実施しているのが現在の割引制度でございます。こうしたことから、切手を張つた郵便物や官製はきについては一般の郵便物と同様に消し印作業が必要であるとか、その分のコスト軽減が期待できない、したがつて料金割引制度の対象にはしていないわけでございます。

先生御提案の、例えば切手、官製はきの大口購入をした場合の料金割引制度の導入、私どもはたくさん出してはいますから本当は一番望みたいところでございますけれども、郵便事業財政に対してマイナスの影響が及ぶであらうということがまず一つ想定されます。それからもう一つ大事なのは、郵便切手類の販売制度の基本にかかわつてこないだらうか。これはそういう意味での問題を引き起こすおそれがあるのではないかと、あるいは郵便事業の人数が増加するおそれがあるのではないかと、いったようなさまざまな問題点がございまして、現時点の判断としては実施はなかなか困難ではないかなとお答えせざるを得ないと思ひわけであり

ます。しかし、切手を張つた郵便物や官製はきでも大口購入した場合に料金割引してくれという声が先生だけでなくいろいろなところから来ていることは確かでございますので、郵便をより効果的に利用したいといったお客様のそういうさまざまなニーズにどうやってきめ細かく対応することができるか。仮に、今度は逆に料金の割引制度を実施した場合にどんな問題点が予測されるのであらうかといったような、そしてそれをどうやったら解決できるかといったような研究をぜひやらしていただきたいと思ひつております。

○山下(八)委員 私この問題でいろいろと郵政省から御説明を受けてまして、困難さはある程度理解をいたしておるわけでございます。特に大口で切手を販売した場合、今度別納で郵便を発送しますと、料金にかえて切手でお支払いすることができ、そうしますと二重割引制度がそこで生まれてくる。そういうことは、私も一定のことは理解

をいたしております。そのことにつきましては技術論でございます。もし郵便を別納で出せば、切手で受け取るのではなくて今度は現金で受け取るということになれば、切手へ向かつて消印も同じように押しているのですから、封筒には消印を押しませんけれども切手には全部押しているわけでございますから、そういうことを考えますと一つは技術論だと思ひます。それと同時に、はがきにいたしましては封書にいたしましては、例えば特定地域だけに郵便物を発送する、集配局の範囲であります、市内特別割引料金でございますとかいうことで安くなる、そういう格好になつておりますので、私は大口であつても割引することとはそれほど難しくないだらうなというふうな気がいたしてはいるわけでありまして、これは私も今の場でいい御答弁を期待しておりますので、これは大臣の方でぜひ検討課題にしておいていただきたいというふうな強く要望をしておきたいと思ひます。

せっかくですから、郵政省の方にお尋ねをしておきたいと思ひます。郵便切手類販売所につきまして、私、この法律を讀ましていただいたのですが、例えばお菓子屋さんとかちよつとしたお店で郵便はがきや切手を売つていらつしやるのですか。そういうところはどうかで許可になつてはいるのか。私この法律でちよつと読み切れなかつたものから、どういうところか。ぜひ教えていただきたいと思ひます。

○小野沢政府委員 郵務局長でございます。昨年初めて郵務局長に着任して、郵務局の仕事で大きな問題を死に物狂いで片づけてまいりましたので、今お尋ねの件は正直申し上げてよく承知しております。早速帰りまして勉強して、御報告に上がりたいと思ひます。

○山下(八)委員 それは私もきちつと通告しておりますのでしたから後ほどいいですが、私、なぜひ申し上げたかといひますと、郵便切手類販売所の場合、一カ月十万円までの売り上げですと一

〇%の手数料をいただくことができるわけですね。そういうふうな、裏返せば割引制度と同じなんです。山下八洲夫が自分で使うために切手類販売所を設置すれば、これは割引くことができるのです。ですから、私はその点お尋ねしたわけでございますが、それは後ほど結構でございます。大臣、ぜひ検討をしておいていただきたいと思ひます。

次に、例の暑中見舞いの「かもめ」のはがきについて若干質問をさせていただきますと思ひます。

年賀はがきで申し上げますと、昭和六十二年度が三十五億二千六百万枚と大変な努力で大変な枚数が販売されているわけでございます。そして「かもめ」が、その一割までいかないわけでございますが、二億八千万枚。それから、春に出しております「さくらめ」が一億一千九百万枚。年賀はがきからいたしますと目勘定で約三十分の一でございますが、六十二、六十三年度と、大体率でいいますとほぼ同じような形であるわけでございます。だんだんとふえているわけでございますが、平成元年度で申し上げますと、年賀はがきが三十八億三千万枚、「かもめ」が三億三千万枚、それから「さくらめ」が九千二百萬枚、これは昭和六十二年と比較しますと減つていきます。年賀はがきからいいますと四十分の一ぐらいの感じでございますか。このような形いろいろと努力されて販売がされているわけでございます。

年賀はがきというのは大衆国民の皆さんに定着をしております。とにかく元旦の日は首を長くして、早く年賀はがきが来ないかというふうな待つていらつしやるわけでございます。これは郵政省にいたしましては、そこで働くすべての職員の皆さんの努力のたまものと思ひわけでございます。しかし、その半面、私もこんな仕事をしておりますから、同僚議員も同じだと思ひますけれども、よく特定郵便局長さんあたりから、山下さん、何とか「さくらめ」を買つてもらえぬだらう

か、何とか「かもめ」を買ってもらえぬだろうか、このようなセールのチャンスもまもなく受けておきます。それぐらいは努力をなさっている。

努力をなさった上で「かもめ」で大体一割程度。皆様方も当然努力をなさっているわけですから、皆様が「かもめ」もかなり定着をしまいいました。私は、「さくらめ」もあるから、ひよっとすると秋の「もみじめ」あたりもまたつくられるのかなと思ったりして、そうすると、出先は一年じゅうこのようなながき売りで走り回らなければいけぬという心配も一方ではあるわけですが、一方では、どうしてもそういう郵便物を国民の皆さんに少しでも多く利用していただきたい、この気持ちからであろうと思います。

そのことを考えますと、「さくらめ」は現在規模的に小さいですから、できればこの「かもめ」を二割でも三割でもアップをしていく、できれば年賀はがきの半分ぐらいまで追いつく努力、これが今一番大事じゃないか。年賀はがきが一番国民の皆さんに親しまれているのは、元旦に着く、これがやはり定着をして楽しみになさっているというのがあると思っております。

そうしますと、夏の「かもめ」にいたしまして、暑中、夏の日がいいのか、あるいは夏の盛り、また、日にちも、八月一日がいいのか、あるいは七月二十五日がいいのか、いつがいいのかは別にいたしまして、配達日を年賀はがきと同じようにしまして、そして夏の年賀だ、暑中見舞いだ、それを定着をさせていく。こういう努力をされれば逆にもっと利用者もふえてくるのではないのかというような気がいたしているわけでございます。

これは、郵政省にたくさん売れる知恵をお与えするわけでございますから、私はこれについてぜひ検討をしていただきたいと思っております。また、どういう努力で今日まで、特に「かもめ」の「さくらめ」の販売をなさっているか、それについてお尋ねをしまして、私の持ち時間が大体参り

ましたので終わることにしたいと思います。

○小野沢政府委員 答えたいと思います。

「かもめ」に對しましていろいろの問題点を御指摘いただき、また御好意のある御提言ということで、非常に感激いたしております。

実はびっくりしているのですが、先生がお考えのことと全く軌を一にした考え方を私持っております。まして、そういった意味で「かもめ」の強化というところで着手していただくわけでございます。今御指摘のありましたとおり、売れ行きが伸び悩みというところで何とかしなければいけないということと、また、年賀はがきと並ぶものとして育てるとすると、やはり「かもめ」が夏休みとかそういった期間中にある点に着目いたしまして、何で伸び悩んでいるかということの原因を分析、検討したのでございますけれども、その結論としてこれまでの発行のあり方が、商品に魅力がないとか販売期間に工夫がないとか抽せん日に工夫がないということ、利用者の価値観の多様化と社会の変化に即応してないという判断をいたしました。

そこで早速、六月四日から発売した平成二年度の「かもめ」ですが、かなり思い切った改善をいたしております。例えば賞品でございますが、これまでA賞旅行券、B賞ワールドゆうパックと書いてあったのですが、これに相当する賞をまとめて、ふるさと小包賞というふうにいたしました。そこで、地域振興施策の一環と位置づけまして、全国の過疎地域のふるさと小包五十品目の中から一品目を選んでいただくこと、それから、多数のお客様に喜んでいただくために魅力的なデザインを工夫しておりますが、「ふみの日」にちなむ小型切手シートを切手シート賞として、その当せん割合を従来の百本に一本から百本に六本に引き上げた。それから、発行日は先ほど申し上げましたように、これまでより約十日間短縮して六月四日にした。また抽せん日ですが、これまでは山下(八)委員「いいです、細かいことは呼ぶは、それでは省略して、後ほど御説明いたします。そこで、先生の御質問のポイントに入っています。

りますが、先生の御提案の、ある特定の日に一斉に配達する方法、こういうことでございますが、これはこの何日か一生懸命考えてみました。そこで、先般、切手文通室が切手文通振興課に変わりましたから、ちょうどいい時期ですから、こういったときに政策的な観点からやるとおもしろいのじゃないかということで、七月二十三日が「ふみの日」で、ちょうどそのころが二十四節氣の一つの大暑の日に近いものですから、その「ふみの日」を「かもめ」の日としようといった名称をつけてそれに向けていろいろな行事を考えております。

それで、ことを初年度として、それを契機としてさらにこれから毎年充実していきたいということと考えております。したがって、「かもめ」についても、七月二十三日を一つの盛り上げの日として設定して、これから一層力を込めていきたい、こういうふうな考えております。

○山下(八)委員 せっかく人事部長さんにおいていただきました質問をいたしませんでしたので、通告した質問は撤回をさせていただきますして質問を終わりたいと思っております。どうもありがとうございます。

○上原委員長 次に、秋葉忠利君。

○秋葉委員 まず最初に、山下委員が時間を約十分譲ってくださいましたので、お礼を申し上げます。これは仮称ですが、ポランティア貯金について伺いたいと思っております。

まず最初に、大臣から伺いたいのですが、山下委員の指摘にもありましたように、郵政省として海外援助の一翼を担う、それほど規模は大きくありませんけれども、かなり国際的な仕事をしようというところなのですが、そういった新規事業を始めに当たっての郵政省の基本的な理念、なぜ郵政省として今このような仕事、国際ポランティア貯金といったような制度をつくらうとしているのか、その辺の基本的な姿勢を伺いたいと思っております。

○深谷國務大臣 日本の経済的な地位が高まっています。

まいりまして、国際社会に一層貢献をしていかなければならないという責務を帯びております。国民一人一人も、国際社会に参加する、そういう貢献をするという行動が求められておりますので、そういう意味では貯金をなさる方々の一部または全部の利子についてのポランティア貯金というのが時代に合致しているのではないだろうか、こう思うわけでありまして。

国民の身近な郵便局でこうした制度を行うというところで、海外援助に対する国民の皆様の理解と協力を促進するとともに、民間レベルの海外援助の一層の充実にも寄与する、そのように考えております。

○秋葉委員 大体の枠はわかりました。私も、国際的に現在経済大国と言われている日本がさまざまな形で貢献をすることは非常に大切だと思います。

同時に、海外援助だけではなくて、国内にも国外にもさまざまな問題があるわけですが、このところ郵政省としては、例えば今回のこの新しい国際ポランティア貯金においては、さっきお話をありましたけれども、我が国では見られないような非常に困難な生活を送っている人たちが海外にいる、そういった人たちに手を伸べる、そういう積極的な姿勢を持たれているようであります。それから、きのうも私が質問の中で言及いたしましたけれども、例えば障害を持った人たちのためにさまざまな施策を始めていくということ、これは、ただ単にこの二つが特別な思いつき、例ということではなくて、これから郵政省がこういったさまざまな社会的問題に対して、ある意味で省としての、あるいは官庁としての枠をはみ出して、もっと積極的にいけば社会的な責任を果たしていく、そういう決意と覚悟の表明であると考えてよろしいのでしょうか。大臣、お願いいたします。

○深谷國務大臣 秋葉先生の大変御理解の深い御発言に感謝いたします。

ますが、国家やあるいは世界の中の日本、そういったさまざまな角度から物を見て対応していくということが大事でございまして、そういう意味では先生のたぐいまのお言葉も私たちの意の中に含まれていることとございまして。

○秋葉委員 今後ともその方向でございまして、かつ柔軟な企画あるいは実行をお願いしたいと思っております。

このポランティア貯金について、もう少し具体的な内容について幾つか伺いたいと思うのです。

まず最初に、幾ら理念が立派であつても本当に需要があるのか。つまり、こういったポランティア貯金を創設いたしました、皆さん寄附をお願いいたしますというふうに呼びかけて、実はそれはお役所の、あるいは私たちだけの頭の中にあつたアイディアであつて、具体的には一人もポランティア貯金、寄附をしなかった、まあそういうことではないと思ひますけれども、具体的に需要があるのかどうか。それについて郵政省としてはこれまでどのような調査なりデータを持った上でその需要があるというふうにお考えになつておられるのか。まず、その辺をお教えいただきたいと思ひます。

○成川政府委員 昨年の六月に、郵便局で国際ポランティア貯金を実施した場合に利用していただくかということでアンケート調査を実施いたしました。項目を幾つか申し上げさせていただきますと、「ぜひ利用したい」、「何らかの特典があれば利用したい」、「利用するかどうかかわからない」、「利用するつもりはない」というのが一六・五%、「何らかの特典があれば利用したい」というのが四六・八%、「利用するかどうかかわからない」というのが二九・四%、「利用するつもりはない」というのが七・三%でございました。「ぜひ利用したい」と「何らかの特典があれば利用したい」という両者を合わせると六四%の方が利用していただけたというふうな感じでございます。

それから、郵便貯金会館に国際ポランティア貯金を紹介する、これは重要施策事項として昨年要

求しておりますので、そういうことなどを書いてチラシなどを置いておつたのですが、それを見た人から投書がございました。ぜひ協力したい、自分も参加したい、それから、実施に期待しているというふうなことが書かれた投書をいただいているところとございまして。

こうした結果からも、多くの方に利用していただけたというふうには思つておられるのですが、実際ふたをあげてみませんと本当のところ数字がどれくらいまでいくのかというのはいくらもありませんが、これらをもとにして、三割程度は利用していただけたのではないかと。当初三割というわけにはなかなかいかないと思ひますが、行く行くは、成熟した段階では三割程度まで御利用していただけるのではないかと考えているところでございまして。

○秋葉委員 そのアンケートの結果について伺いたいのですが、約半分くらいの人が「何らかの特典があれば利用したい」という答えをしていて、具体的なことはどういふことなんでしょうか。逆に言いますと、ちよつとこれは必要条件和十分条件を混乱させて考えると、このポランティア貯金で寄附をしてもいいけれども、一体自分にどんな得があるんだ、得がなければやらないよという人が結構いるんだというふうにもとれるのですが、まあ、そういうふうには悪意にとつてはいけなところかもしれないけれども、その特典の内容、どんなことが挙げられていたのか、あるいはそれを今回の法案の中にどういふふうにならしているのか、伺いた

と思ひます。

○成川政府委員 まことに、アンケートの仕方が悪かつたのかどうかはわかりませんが、その特典の中身につきましては具体的に触れておりません。何らかの特典があればというところで尋ねただけなので、特典の具体的な中身をもう少しあれすれば、先生おっしゃるとおりそれを施策に生かすということも可能だったのではないかと。でも、そういう尋ね方はしていませんでした。ですからわからない状況でございます。

○秋葉委員 これは具体的に実施される段階でぜひ――半数ほどの人がそういった答えをしているわけですが、四六・八%ですから、いわば二月の総選挙で自民党が得た得票率と大体同じぐらいでございまして。それは選挙の前には国民の大多数の意思というふうには解釈することができるとの重みのあるパーセンテージですから、やはり特典の内容についてはお調べいただいた上で制度上に生かしていく、そういったことをぜひお願いしたいと思ひます。

その場合に、私は、特典の一つとして常識的に考えられることはたくさんあると思ひます。けれども、その一つを申し上げたいと思ひます。それは、現在には利子に課税がされているわけですが、たとえばその利子によって自分がお菓子を買ふとかおもちやを買ふとか、子供の場合を考えているわけですが、そういうことではなくて、海外の、医療、食糧といったところで困っている人たちの援助のために使ふんだ、そういう目的であれば当然その利子には課税がされない。常識的に考えてそういったことが特典のうちの一つになるのではないかと。思ひますけれども、このポランティア貯金制度では、これを利用して利子を寄附するあるいは委託することにしても、非課税にはならないというふうには理解しておりますが、なぜ非課税にならないのか、その辺のところ、お教え

いただきたいと思ひます。

○深谷国務大臣 本来的に私は、あるいは私どもは、利子を非課税にすべきだと考えております。せっかくの国民の自発的な善意によって国際貢献のために提出されるお金でございますから。そこで、郵政省といましては、局長以下、この旨を税務当局に要望いたしました。法律案提出ぎりぎりまで頑張ってくれました。しかし、残念ながら、税務当局の強い反対があつて、最終的には非課税措置が当面講じられないということになりましたが、平成五年の利子課税のあり方を見直す際に、最良の方法を再検討しようということで政府内の合意が形成されております。郵政省とい

たしましては、全力を挙げて非課税措置について引き続き関係方面の理解を得るべく努力をしたいと思つております。

○秋葉委員 郵政省の態度としてはそういうことだと思ひますが、大蔵の立場としてはまた別の意見がありなんでしょうか。大蔵省の方もお願いしているのですが、お答えいただければと思ひます。

○長野説明員 税務当局としての、いろいろと郵政省と御相談させていただきました事柄を御理解いただきたいと思います。利子課税の非課税という問題、あるいはこの問題は寄附金税制の新しい特例をつくるという問題でございまして、大前提といまして、利子課税が現在源泉分離課税という仕組みをとつております。

それで、源泉分離課税と申しますのは、御承知おきのとおり、支払段階ですべての課税関係を終結するという趣旨のもとにつくられていた制度でございまして、特定のものに例外を設けることは、分離課税という制度をつくりました本来の目的になかなかそぐわない点がございます。これは税の理屈でございます。

寄附金控除との関係で申し上げますと、今先生おっしゃられました、ポランティアに出すときというのは特別に配慮すべきではないかということでございますけれども、現在、寄附金控除は一万円を超えた場合に、その超えた金額を対象とするということにいたしておりますけれども、このポランティア預金のケースでございまして、言つてみますと源泉分離課税で税引き、税金が取られました残りの手取りを、例えばでございましてけれども、赤い羽根募金に御自分がなされたというケース、それからこのポランティア活動の方に、郵政省の方に御預けされたというケースというのは、税務上区別する理由がない。赤い羽根と全く同じような扱いということではよろしいのではなからうかというところでございまして。

例えば、税引き後手取り八十円、税金が二十円ということとございましてけれども、その八十円を

赤い羽根の購入に充てられる方もありましようし、それをボランティア活動に郵政省を通じて出したいということをごさいますし、けれども、それは寄附金税制上は同列に扱いたいというのが私どもの考え方です。

○秋葉委員 税制上のさまざまな考え方というのはわかりませんが、それなりの論理が当然あるわけですが、実は、やはりそれを伺っても幾つか問題があると思います。

まず一つは、今、赤い羽根の場合と比較をされましたけれども、赤い羽根の場合とこの場合で非常に大きな違いは何かというと、例えば、典型的にどういった人がこのボランティア貯金を使うか、その中でどういった人に使ってもらったらこれから先、例えば二十一世紀の社会を考えるに当たって一番大きな社会的な利益を得るか、それを考えますと、やはり子どもたちだろうと思います。一生懸命お小遣いをためてそれを貯金していた、その貯金の一部をぜひ何らかの形で社会的に役立てていきたいというふうな考えの子供たちが、このボランティア貯金を利用して何らかの形で自分も社会参加をするということだろうと思います。

赤い羽根の場合には、具体的にいう自分の手の中にお金がある、しかもそのお金は、親が税金を払った後子供に小遣いとして渡すお金がほとんどでございす。その自分の手の中にある、例えば十円玉で赤い羽根の募金をする、そうするとそれは募金活動をしている高校生あたりが箱の中に入れて、それが赤十字社に行ったりさまざまなところへ行ったり役立つという、直接の因果関係はつきりわかるお金の使い方です。その場合にも、自分の持っている十円からは特別にお金がかかばかりかへ入ってしまうことではなくて、それが全部困った人のところに行くんだという理解のもとに募金に依拠しているというのが現状だろうと思います。

今のあれですと、そういった同じ子供の立場で考えますと、ボランティア貯金の場合には、自分が一生懸命たためたお小遣いを貯金した、貯金には

利子がつきます。ああ利子がこれだけ入ったんだ、それは例えば百円かもしれませんが千円かもしれませんが、一万円以上になるということは子供の場合はほとんどないと思いますが、それを、こういうボランティア貯金という制度ができたから寄附をしたかったと思つて寄附をした。その結果どういったことになったか。お母さんによく聞いてみると、自分が寄附をして全部海外の困った子供たちのところに行つたと思つたのが、実は二〇％引きをされて、しかも制度としては、恐らく幾つかの団体に寄附されることになるわけですから、その中で一つの団体をとると、一番多額の援助を受けたのは日本国政府であつたということになりかねない。その場合のその理屈が子供にはなかなかわからないんじゃないかというふうには私は思います。

それをそういう状況にある子供に、例えば大蔵省としては一体どういうふうな説明をするのか。いや、あなたが本心に心から寄附をするつもりで出したお金、赤い羽根の場合には十円は十円がそのままちゃんと困った人のところに行くんだけれども、ボランティア貯金の場合にはそうじゃなくて、二割は国の金庫に入つてしまふんだよということはどういうふうな御説明なさるか、ぜひ御教示いただきたいと思ひます。

○長野説明員 ただいまの御質問で、寄附と課税の関係が二つほどあることをおっしゃられたと思ひますけれども、お父さんがお子さんにお小遣いを上げて、そのお小遣いでそのまま赤い羽根をお買いになったというとき、そのときはお父さんがお子様に上げられたお小遣いの元には、お父さんはそれは税金をお払いになった後の手取りからお払いになっておられます。その点が一点。

それから、今度はお子様が預金をされたというときでございすけれども、先ほど私が申し上げましたことは、預金されてその預金の利子からお子様が寄附をなさる、そのときにボランティア貯金という形でなさるお子様がいらつしやるかもしれませんが、いや、郵便局から利子を受け取つてきたら八十円あつたから、これで赤い羽根を買お

うということもある。これで赤い羽根を買おうという場合はこの国際ボランティア貯金のうち外でございすから、それは二十円の源泉課税というのが行われている、そのこととこのボランティア活動に八十円持つていかれるということは全く同じではないか。

お子様に御説明するのは大変難しいことではございすけれども、大事な点でございすけれども、言つてみますと、税引き前で百円の利子がありました、あなたの志で八十円が国際ボランティア活動に行きました、二十円は社会福祉、公共事業その他もろもろのお国の役に立つておるのであります。税の性格はそういうものだと思ひます。

○秋葉委員 一々のことに一応理屈があるというのには私もよくわかつております。今御説明があつたことは十分わかつて上で質問しているわけでありす。

そういう制度上の問題があるけれども、具体的にお金を出している、寄附をする当事者、しかもある程度私は一応学歴もありすし、かなり複雑なことが理解できる能力をつけてきたつもりですけれども、こういったボランティア貯金をする特に子供たちの理解能力があるいはその社会的なさまざまな制度についての理解度というのを考えた上で、本当に説得力のある説明をどういうふうにするのかということをお伺ひしている、私は制度上こうなつていくことを説明してくれと言つていくわけではありせん。

具体的にはボランティア貯金を使つて寄附をした場合には国の方にお金が取られてしまふというのが子供の理解です。だけれども、赤い羽根の場合にはそれが全部十分に使われるのだというのが子供の理解なんです。子供にとってはこのボランティア貯金というのは非常に不公平感の多い一つの制度だというふうには私には思えるわけですが、でも、その不公平感を払拭するための説得力ある説明が私にはどうしても考えられないというところ

を申し上げているわけですが、それを制度上の説明ではなくて、子供が本当にそうなんだ、二割も国に入つてしまふということがわかるかわからないか、それは別問題といたしまして、そういったところで非課税なんだけれども、それが十分に納得のいくような形でどういうふうな子供に説明されればいいのかということはいま一度お答えいただきたいと思ひます。

○長野説明員 先生の御指摘の点につきましては、お子様に御理解という設例でおっしゃられますと二つのことを御理解いただかなければいけないと思ひます。

その公平ということをおっしゃいましたけれども、一つは、ポケットマネーで赤い羽根を買つておる場合、そのポケットマネーというのは税金をお払いになった後のものなのである、それはボランティア貯金が源泉徴収された後の所得と同じものである、このことは正確に御理解いただいております。

もう一点、税金を非課税にするということにいろいろ問題があるという点につきましては、税金というものは世のために役立つ大変重要な役割を持つておるということではございすけれども御理解いただかなければならないことだと思ひます。

○秋葉委員 税金が世の中のためになつていくことを理解してもらうために、子供が初めて自分の人生の中で遭遇する税制との機会というものがある、あるいは非常に肯定的なものである必要があると思ひます。

今の場合、私が申し上げているのはまさにその点でして、自分がせっかく一生懸命たためたお金、その貯金の利子を寄附しようと思つたという善意が、その全部が寄附しようという対象には行かなくて、どういう理由かわからないけれども、ともかく全然違うところに行つてしまふというところに問題があるわけだ。

そういった、初めて会つた税制が自分にとつては納得のいかないものである場合には、それから生涯にわたつて税制に対して、あるいはそういう

税金の取り方に対して非常に大きな不信感を抱くものになるのではないかと。それを払拭するためには、実は今のお答えは現在の制度に基づいたお答えなわけですが、それはそれなりに理解できるのですが、こういった善意を生かすためには非課税措置についての考え方を抜本的に変える必要があるのではないかと。

例えば今おっしゃったのは、赤い羽根の場合には、当然それは少額なもので、課税された後のお金なんだということをおっしゃいましたけれども、そういう少額の寄附に關しても、それはさまたま計算の仕方あるいは把握の仕方があると思えますけれども、赤い羽根募金などの場合に対してもその寄附額に対しては何かの税的な措置を講じるといふことも全くその逆の意味では可能だと思えます。そういった仕方において例えば公平感を増すというふうなこともできると思えますし、ボランティア貯金の場合には、私はやはりこういう少額の場合に非課税にするということが非常に大事な点ではないかというふうに思っています。

それは、今申し上げたように、例えば典型的な利用者と私が考えている子供が寄附をする場合にも当てはまることですけれども、もう一つ大事な理由があります。それは、全く同じような制度で、その別の制度を利用すると利息には税金がかかる、それで全く同じような海外援助ができる、あるいは善意の援助ができるという制度が存在するからです。そういった競争する制度があるにもかかわらず新しくできる制度が非課税の特典を受けられないということは法律上のある意味での後退でもありまして、制度上の後退だということふうにも考えられます。

私がここで今申し上げたもう一つの制度というのは、安田信託銀行で行っている善意信託「ほほえみ」というものです。この場合には全く同じようなメカニズムで、安田信託銀行に預けたお金、その生利子を、この場合には日本赤十字社ですけれども、特定されていますけれども、そこに寄附することによってその利息には課税されな

いということ、こういう制度があります。

仮に私がこの二つの制度を目の前にして、一方では郵便貯金、その利子を海外援助に回す、もう一方では安田信託銀行にお金を預けてその利子を赤十字を通してすけれども海外援助に回す、その二つの選択がある場合に、私は税金は払わなくてはならないと思っていますけれども、現在の場合は、ともかく善意の寄附をしたというのであれば安田信託銀行の「ほほえみ」の方に税金を預けるだろうというふうに思っています。

こういった競争相手があつた上で、しかもこちらの方が新しい制度であるという点を考えますと、やはりどうしても現在の時点から非課税措置といふことが必要ではないかと思われすけれども、その点についてはどうお考えになつておられるのでしょうか。郵政あるいは大蔵、どちらでも結構ですが、お答えいただきたいと思ひます。

○成川政府委員 先ほど大臣から答弁申し上げましたように、利子非課税の問題は残念ながら今回実現を見ることができませんで、平成五年の利子非課税見直しの段階において最上の方針について検討するということになつております。当面は課税されるという形になつておられるところでございます。

「ほほえみ」という先生御指摘の制度があるといふことは承知しております、それとの関係ではいろいろと私も残念な点があるわけでございますが、ただ、あちら側は信託の制度でございます、税制度の根本から異なつておりますので、そういう点からも一概に中身について比較はできないわけでございます。難しいわけでございますが、私どもの方は非常に簡単に利用しやすい、向こうはいろいろと条件がございます、十萬円以上とか預け入れ期間が二年とか五年とか長期にやらなければいかぬとか、利用のしやすさという点では若干私どものものに比べると劣つてゐる点もあるのではないかとこのように思ひます。できるだけ国民の理解、預金者の理解を得られるように周知宣伝等もしながら勸奨をしていきたいというふう

に思つております。ただ、非課税の問題につきましては、平成五年見直しに向けて全力を尽くして実現を図らなければいかぬというふうに思つておられるところでございます。

○長野説明員 ただいま郵政省から御説明があつたところでございますけれども、信託の例は、いわゆる信託の仕組みの中の他益信託という仕組みの中で可能になつてきておまして、それは法律的に申しますと、その受益権が要するに本人には帰属しない第三者に行く、その第三者が公益法人の場合にはしたがって課税関係は起こらないといふことでございます。

郵便貯金の中に他益信託という概念を取り込むことができるかどうか、郵便貯金の利子が預金者ではなくて他人に帰属するという考え方ができるものであるかどうかといふのは、これは郵便制度の基本の大変難しい問題であらうかと思ひます。その点につきましては税務当局としてコメントすべき事項ではございませんけれども、信託という仕組みを前提とした税制であるといふことは御理解いただきたいと思ひます。

○秋葉委員 制度の違いといふことはわかりませんが、再びこれは利用者の立場、消費者の立場、その中でも例えば子供の立場から考えていただきたいのですが、同じお金をともかく海外援助のために使うといふ目的があるわけですが、そのために例えば安田信託銀行の場合ですと、幾つかの制限は確かにありますが、その制限でもこちらに郵政省が資料として出されている数字を見ますと、平均的な貯金者の貯金額が十二・四萬円か五萬円といふことで考えられていらつしやるわけですね。

その上での数字を一方では出されて、じゃあ安田信託銀行の方は信託で非課税だといふと、いや、あれは十萬円以上の制限があるという説明は、ちよつと矛盾するのではないのでしょうか。貯金者の方の、例えば概算を考えると十二・五萬という基礎的な数字があるのであれば、それだけのお金があれば当然安田信託銀行の「ほほえみ」も利用できるというふうに、やはり同じ前提で比

較しなくてはならないと思ひますので、今の御指摘の幾つかの不利な点というのは、それほど実質的な欠点にはなり得ないといふふうに思ひます。

それで使用者の側から考えますと、利用する側から考えると、例えば安田信託の場合には郵便局から振り込みができる。振り込みによつて寄附できるということにもなつてゐます。ですから、手続としてはともかく郵便局に行けばいいといふこととです。金額も、一応自分の貯金が十二萬くらいあるのであれば、その中の一部を回せばいいといふこととあります。その結果、それは片方は信託で、郵便局としては、郵政省としては信託事業はできないかもしれせん。

それは、そういった制度上の違いはあるかもしれませんが、片方では自分が寄附する金額が海外援助に使われる、あるいは赤十字社の仕事に使われる。もう一方では、最終的には赤十字社もNGOのリストの中に入つてゐますので赤十字社に行くのかもしれないが、その過程で二〇%の庫庫に入つてしまふ、私はその庫庫、国の財政の中に入つてしまふといふことが、イコール非常に否定的な価値を持つとは思ひませぬけれども、寄附をしたといふ側の気持ちから考えると、ともかく自分の意図とは違つたところに行つてしまふといふ、非常に大きな欠点があるわけですね。

その点から考えると、新たに郵便局が一生懸命こういう制度をつくるというその意図はわかるのですけれども、そういった非常に大きな欠点があるにもかかわらず、なぜこれを始めなくてはならないのか、その説明が利用者の立場に立つたときによくわからないといふことがあるわけですね。その点を、そういった欠点があるにもかかわらず現在始める長所といふのを幾つか挙げていただければ、非常に説得力があると思うのですが、いかがでしょうか。

○成川政府委員 先ほどちよつとお話の中で十二萬五千円あつて、十萬円以上預けられるのじやないかといふお話でございましたが、私どもの方は通常貯金でございますので、出し入れが

自由でございます。平均残高が十二万四千円というところでございますので、ある時期においては十二万円を切るというようなこともあり得るわけでございます。十万を切るとか数千円になるとかようなこともあるわけで、平均残高が通常貯金のもので十二万四千円あるということでございます。したがって、そういう意味合いにおいては利用しやすいという点があるということで申し上げさせていただきます。ところでございまして、おっしゃる御指摘もよくわかりますので、非課税制度につきましては先ほど来申し上げておりますように、全力を尽くしてやっていきたいというふうに思っております。

それから、この制度につきまして、なぜそういう非課税制度なども決着していかないのに、決着してないというのか、実現してないのに始めるのかということでございますが、私どもは昨年重要施策事項ということでこういう制度をぶち上げましたところ、先ほど来お話し申し上げておりますように、アンケート調査でも、それからそのほかのものでも、非課税とか何とかいうことは余り触れておられないのですが、ぜひ利用したいとか協力したいというような声もございまして、それから新聞等あるいは国会の議員の先生方にも大変御支持をいただいておりますように感じしております。

そういうことから、国際的な協力といいますが、国際的な貢献といったことは時を急ぐ問題でございまして、時間をずらしてやるということとは許されないのである。今でも一日何万人という人が飢餓に飢えておられるというような状況もございまして、難民もかなり発生しているような状況でございますので、できるだけ早い時期に若干の手当てをしなければならぬ点は残っているわけでございますが、まずは出発して国際社会に貢献していく必要があるのじゃないかということからこのように提案をさせていただいているところでございます。

○秋葉委員 先ほどのお話では、広くあまねく、

ともかく郵便貯金をしている人は日本じゅうに過疎のところにもいるし、へんぴなところにも住んでいる人がいるし、非常に人数が多い。そういうことで、さらに国際協力もしなくてはいけない。それはよくわかるのですけれども、ただそれだけですと、例えばODA、さまざまな問題がありまして、ODAあるいは外務省とかその他の省庁で行っている現行の海外援助の制度があります。

これもまた税金という、先ほど大蔵省からの御指摘もありましたように非常に重要な、私たちが価値を認めているからこそほとんどの場合には喜んで少くも高い高くて払っているというケースが多いのではないかと私は思っているのですが、そういう税金を集めて、税金を集めるということではそれこそ広くあまねく税金を集めているわけですが、その税金によって既に日本国政府としてODAその他の形で海外援助を行っている。

海外援助が緊急でしかも多くの額が必要だということの問題点だということに把握した上で郵政省が何をできるかということをお考えになる、例えばその一つの可能性としては、郵政省の一事業を廃止して、その分を全部外務省に差し上げますから外務省でこれを海外援助に使ってくれというふうな、そういうことが通るかどうかは別として、そういった税を生かして海外援助を行う方向へのさまざまな可能性ということを探る必要もあるのじゃないかと思っておりますが、あえてそういう道を選ばずに現在のようなポランテア貯金をつくらなくてはならない、あるいはつくろうとしたというのをぜひ伺いたいのですが、現行の海外援助の制度ではなぜだめなのか、そこを伺いたいと思います。

○成川政府委員 ODAは先生御指摘のとおり年々ふえてまいりまして、現在では世界一、二位を争うような量になってきておるところでございます。しかしODAにつきましてはいろいろと御批判等もあるようでございまして、私どもの考えておりますのは、そういう政府がやるものではござ

いませんで、私どもがやるというのか、私どもが、寄附をしていただきましたものを配分してNGO団体を通じてやるということでございますが、これは草の根的な、言ってみれば機動的、弾力的に本当に海外の住民の方のきめ細かい支援に役立つようなものというところで考えたところでござい

先ほどもちよつと申し上げたのですが、海外援助団体の実績というのは世界的にも私どもの国はおくれていると申すし、その必要性というのは皆さん理解されているのですが、なかなか寄附をする手段というものが手短けにはないというふうなことで、私ども郵便貯金その手短かな手段としてなり得れば幸いだというふうなことでこのような制度をやつて、それを海外援助団体に配分して、発展途上国といえますか開発途上国の住民の福祉の向上に役立てていきたいというところでこのような制度を考えさせていただいたところでござい

○秋葉委員 例えば外務省、あるいは現在さまざまな省庁で行っている海外援助の制度について確かに非常に問題が指摘されています。恐らく他の省庁の批判的なことはおっしゃりにくいのだろうと思いますが、これは思い込みかもしれませんが、今の答えの中にちやうと私が読み取った点を私なりにちやうと敷衍させて言わせていただきます。

例えば、今までのODA批判がありますが、その批判の内容の当否はまた別の問題ですけれども、批判、そしてその結論の部分に大きな要素になっているのはODA、そういう形での海外援助が非常に一般市民と隔たりのあるものになってしまっている。例えばODAを出す側、日本の側にしても、主に政府の省庁が中心になって一部の商社が絡んでくる。そういう形で、いわば財界と官界との非常に閉じた環境の中でODAが行われている。それからそれを受け取る側についても、やはり政府であるとか幾つかの企業、その周りにたむろする幾つかの権益を持っている人たちが中心になって、そこでもやはり本当に生き

ている一人一人の住民との間に非常に大きな距離があるということ、それが非常に大きな問題点だろうというふうに私は思います。批判の大半もそういうことを指摘しています。

これからの海外援助というものを本当に生きたものにするためには、我が国においてもあるいはそれを受ける国においてもそれを住民と直結したものにすることが必要である、市民ももっと近いものにする必要があるという指摘は、私は正しいのだからというふうに思います。今おっしゃった政府間でいうのではなくて、この場合には、非政府団体、NGOの団体にそのお金を寄附することによつてもっと草の根レベル、つまりそれを受ける国の側においてはもっと一人一人の市民あるいは住民との間が近いような形の援助ができるというところをメリットがあるというふうに私は今のお答えを解釈したのですが、そういういたしますと、受ける側では確かに市民との間の距離が近づく。しかしながらさっきの、実際にはどういった団体にこの援助のお金を回すのかといったことの決定過程では、実は今までの援助とほとんど違っていないところもあると思

日本の中においても援助をする側、ただ単に貯金者が自分のお金を出さすというだけではなくて、お金を出したのだけれどもそれが最終的にどこに行くのか、その配分を決定する際にもこういった貯金者の一人一人の意思、一人一人というものは、もちろん大変な数になるわけですから無理にしろ、そういう貯金者の意思が決定過程に生かされれば、私たちはこのお金をこういうところに使つてほしいのだという気持ちがある、その制度の中により直接に、正確に反映されれば、ある意味でそれは郵政省として新たに事業を起こす意義があるのではないかとこのように私は思います。

しかしながらそれでも、例えば安田信託銀行との競争力がどうかという問題は残りますけれども、少なくとも他の政府主導型の海外援助に比べてより市民に近い海外援助ができるのじゃないかと思

思います。例えばその配分の決定をする際に、

地方の過疎の村に行つて、その地方でこのボランティア貯金を利用した人たちの意見を聞く機会を作る。そこで、全部とは言いませんけれども、このボランティア貯金で集まったお金の一部はその人たちの決定によつてどういう団体あるいはどういう使い方をするといいかを決める。配分の過程においても市民参加の道が開かれたいのか、そういったことを検討して下さる余地があるかどうか、伺いたいと思います。

○成川政府委員 制度といたしましては、先ほど御説明申し上げましたように、関係行政機関とも協議いたしまして、預金者の代表も一部ではございますが入っております。郵政審議会等の審議を経て決定していくこととございますが、私も全国津々浦々に郵便局がございまして、預金者と接する機会もございまして、預金者の会というのもございますし、モニター制度というふうなことでいろいろと預金者の御意見も聞く場はいろいろございます。そういういろいろな場を通じまして預金者の意向というものを吸収しながら、そういう場に反映させていきたい、郵政審議会の場とか、そういう場面場面に預金者の意向を反映させていく道を工夫させていただきたいというふうな思っているところでございます。

○秋葉委員 実はもう一歩突っ込んだことを考えていただきたいと思います。先ほど申し上げましたODAにおいても税金を使つてこういった事業が行われているわけですが、御存じのように税金というものは税務署が、ということ、これは大蔵省の管轄ですけれども、大蔵省がその中心になって活動しているわけですが、もちろん税金を集める過程で大蔵省のお役人は税金を集める納税者の非常に多くの人たちと接触をしております。その人たちの意見を取り入れるチャンスもたくさんあるわけですが、そういうふうにして集めた税金が使われる段階で問題が起きてきたというのが今までの例です。今おっしゃったように、確かに郵便局のレベルで郵政省のお役人が貯金者と話をするチャンス、

いろいろな意見を自分たちの仕事の中に生かしていくチャンスというものは確かにあると思いますけれども、それは全くバラバラなケースだというふうに思います。そういう間接的なやり方ではなくて、もっと直接的に、最終決定をする段階において、ただ単に参考意見として意見を聞くというだけではなくて、例えば一部でもいいですけれども、集まったお金の一部の決定は、例えば作文を書いてもいい、そのうちの何人かのいい作文を書いてきた人たちを選んで、その委員会によって一割の使い道は決めるとか、そういった具体的な直接的な参加が望ましいというふうな思っております。そういった直接的な参加をこれから検討して実行に移す可能性というものはあるのでしょうか。

○成川政府委員 初めて、初めてというか、お伺いしたわけでございます。全国に通常貯金の預金者というのは七千万とか六千万とかいうような非常に膨大な数、御利用いただける数が多いというふうなのがわかりませんが、その寄附していただいた方々の意見を決定の段階に反映させるといふのは、いろいろの面で工夫しなければならぬ非常に難しい点が多々あるのじゃないかと思ひます。せっかくの先生の御提案でございますのでいろいろと検討してみますけれども、ここで、はい、そのとおりいたしますという御返事ができるような自信が私ございませんし、制度的にそういうものが可能かどうかというの、いろいろな点を検討しなければいかぬというふうに思っておりますので、そういうことで御容赦いただきたいと思ひます。

○秋葉委員 今すぐさま決定をしてくれということとを申し上げておるわけではありません。そういった具体的、直接的な参加の方法をぜひ、この制度を生かす上でそれこそ本当に郵政省でなくてできないようなそういう貯金者の意思を反映する方法というのをぜひお考えいただきたいというふうに思ひます。それでこそ、この郵政省のすばらしい海外援助のためのアイデアが生きてくること

になるのではないかと。逆に言えば、それがなければ郵政省がこんな仕事を始めたのだという非常に大きな批判にさらされることになると思ひますので、その点はぜひ真剣に、まじめに正面から取り上げていただけたらと思ひます。要望しておきます。

これを実施するに当たつてもう少し、仕事のコスト、それから仕事をやる労働力の点について最後に伺いたいと思ひますけれども、この制度を立ち上げて運用するためのコストはどのくらいに見積もつておられるのか。それは、これから制度を始めるわけですから当然予測になるわけですが、具体的に、寄託される額の大体どの程度というふうに見込んでおられるのか。

それと、あとは労働力ですけれども、例えばこういう新しい制度が始まりました、ぜひ協力をしてくださいというのを貯金者にPRしたり依頼したりするのは、具体的には郵便局の窓口で働いている方になると思ひますけれども、現在の労働量、例えば、お客さんと言つていいのだろうと思ひますが利用者、一人の職員当たり一日何人ぐらいの利用者と話をして、利用者サービスをして、一人当たり大体何分ぐらいの時間を使つていて、このボランティア貯金が始まると、一人について例えば三分説明の時間が必要だとかある程度の概算ができると思ひますが、そういった予測上の労働力はどのくらい余計に必要なのか、時間的にどれくらいかかるものなのかということ、概算で結構ですからお教えいただきたいと思ひます。

○成川政府委員 まず立ち上がりの経費の問題でございますが、新たなボランティア貯金を始めますとシステムの開発等に経費を要します。それらを含めまして約八千万円程度必要ではないかというふうな思っております。これだけの費用をかけることでございますので、効果的なPRに十分配意いたしまして、より多くの方々の協力が得られるように努力してまいりたいと思っております。寄附金がどれくらい集まるかということでございますが、私も、初年度でございますので七、八億円程度集まればいいのじゃないかと思つておるところでございます。その七、八億円程度集められるといたしますと、百二十万人ぐらいの方々に参加していただかないとそれぐらいの額にならないわけでございます。百二十万人ぐらいになりますと一局当たり五十人程度でございますので、一月から仮に始めたといつしますと一日一人ぐらいにはなるのじゃないかと思つております。ボランティア貯金、通常二冊持ちまして、普通の通常郵便貯金とボランティア貯金通帳というところで、新規の通帳の取り扱いになるわけでございますが、新規の通帳の取り扱いというところになりますと一件当たり五分程度でございます。

従来のあれからいまして余りPRとかお客様の勧奨というものは、ボランティアの趣旨からいたしましてお客様の発意というか、やりたいという意思に基づいてやるというものでございまして、それはどちらの方々に時間をとられるということはないのじゃないか。お客様は新聞とかチラシとかいろいろなものをごらんになってぜひ利用したいということでご来られますものから、その中身について詳しい説明を申し上げる時間は余り必要にならないのじゃないか。したがって一件当たり五分程度ということになりますと、手すき時間で十分対処し得るのじゃないかと思っております。

ただ、将来どつと、ふえれば喜ばしいことなんですが、ふえたと仮定いたしまして、事務量が相当大幅になつていくことになれば、適正な要員配置についても考えていくべきだし、当然それはやるべきことだというふうな思っております。

○秋葉委員 実はそれは仮定があるわけ、ほとんど説明をしなくてもこのボランティア貯金を利用したい人がたくさんいてとか向こうから申し込んでくる、それまで待つという前提があるわけですが、先ほどのお話にも出てきましたように、国際協力をする、海外に援助をする、なぜそれが

必要なのか、どうしてそれがただ単に政府の問題ではなくて私たち市民一人一人の問題なのか、そういうことを実は郵便局を通じてPRをしていただく、教育をしていただくと言ってもいいのかもしれないませんが、そういった大変大切な面もあると思います。

直接援助にはつながらないかもしれないけれども、一人の人の参加をもらうために例えば十人とか二十人の人に説明をした上で、それがこのボランティア貯金にはつながらないにしろ、例えば赤い羽根募金の方につながったり、あるいは子供の場合でしたら将来の仕事を選ぶときにつながったりと、そういうさまざまな教育効果も非常に期待できると思いますし、そういったことが海外援助の健全化のために役立つと思うのです。それを一方ではぜひお願いしたいというふうに思います。

そうすると、実はこれは大変に矛盾する要求なのですけれども、きのうの簡易郵便局制度の話の中にも出てきたように、都市部の郵便局では非常に混雑している状態があり、それから待ち時間も長くなっているといったようなことがあつて、それと同時に同じ窓口でこのような、郵便局の仕事とは直接関係がないと言ってしまうのはちょっと誤解のおそれがあるのですけれども、そういった仕事のPRあるいは教育的な仕事もしてもらおうということは矛盾するのですけれども、例えば機械化とか事務の効率化といったようなことでその点を解決していただいた上で、やはり海外援助に関しては、せっかくのチャンスですから、こういう制度ができました、そしてまた、郵便局で働いている方すべてにこれに積極的に参加してくださいというふうにお願いをするような立場にも私はありませんし、郵政省としてもそういったことをある程度要請するというのは行き過ぎかもしれないけれども、局員が率先して、実は私もこういうボランティア貯金で海外援助の一翼を担っているのですという形でPRなり教育なりできればすばらしいことではないかと思うの

です。そういった上で総合調整といえますが環境づくりといったところでは、郵政省はどういうふうにお考えになつておられるのでしょうか。

○成川政府委員 先生御指摘のとおり、PRといえますが内容等について御理解をいただくといいことは大変重要だと思つております。したがっていまして、郵便局を中心として、その地元での有識者の会合とかいろいろな場面があると思うのですが、そういうところに出かけていきまして国際ボランティア貯金の趣旨等について御説明をし、御理解をいただくようにしていきたいと思つております。

また職員自身も、ボランティア貯金をやりたいという人に対して対応しなければいけないわけですから、自分自身がまず理解することが大事でございます。職員の研修等にも意を注ぎまして、国民全般に理解していただけるように努めていきたいというふうに思つております。

○秋葉委員 それと委託金の割合なんですかけれども、現在では利子すべてではなくてその二割というところから始める計画であると理解しております。二割というのは暫定的な措置で、自分の好きな額だけ寄附できるようにシステムを変更されるというところですけれども、一体どのくらいいったら、つまり一年なのか二年なのか、どのくらいの期間でこの二割という線が取り除かれるのか伺いたいと思つております。

○成川政府委員 先生御指摘のとおり、全部または一部の利子を寄附できるという法律上の手当てをさせていただいておられるところでございます。当初二割で出発するというのは、預金者の意向等も聞きまして二割程度ならという答えの方がかなり多かったものですから、まずは二割で出発させていただいて、預金者の意向等も踏まえて順次どの程度の種類をつくつていったらいいのか考えていきたいと思つております。

システムの開発自体には約一年程度かかるというふうなこともございますので、できるだけ早く預金者の意向を把握した上で次のステップに進めさせていただきたい。今の時点でいつやるといふようなことは決めておりません。

○秋葉委員 寄附額については当分二割程度で、それは常識的な線だと思つておられるので、できるだけ早くシステムの変更をお願いしたいと思つております。それから、国際ボランティア貯金の寄附金の利子課税部分は一般会計で補てんするということのような報道もなされているのですけれども、これはどうなんでしょうか。一般会計の方から補てんされるのかどうか。

○成川政府委員 非課税問題の最終決着の段階で、政府・与党といひますか政府内で合意された事項の中に、利子非課税相当額については一般会計の面で適切な措置をするということがございます。その中で、先ほど来申し上げておりますように平成五年の税制見直しの際に最良の方法について検討するとか、あるいは当面は非課税は認めないとか、そういうような条件がいろいろあるわけですが、最後に今申し上げました一般会計においてボランティア貯金の趣旨に基づき適切な措置をするという条件がございまして。

○秋葉委員 再び申し上げますと、そういう回りくどい方法をとりよるよりは、そのこと最初から非課税にしてという方がすっきりしますし、説明をするにしても非常に理解しやすいというふうに思ふますので、非課税の点については大蔵省、郵政省とも今後の方向で、ともかく非常にすっきりしていただけたらいいと思つておられるのか、そして本場に特典があるんだということがわかるような制度にぜひしていただけたらいいと思つておられます。

それから、この法律案について、あるいはこの制度自体をつくることに際して、実は昨年の六月にアンケート調査をやられておられる。もうその段階からこういう案についてかなりさまざまな検討がなされているわけですから、この案が私たちが野党の前にある程度具体的な形をとって提示されたのはことしになってからです。もちろん、私

ら、最終的にこういった法案で、趣旨としては非常にすぐれているけれども、その内容についてはさまざまな可能性がある、そういったことに関しては検討している段階から、例えば私たちの持っているさまざまな情報あるいはネットワークを生かすような形でのインプットができれば、最終的にこれに賛成か反対かという二者択一の形で決定をせざるを得ないという非常に苦しい立場に追い込まれることがないだけ、建設的な一つの事業ができるのではないかと気がいたします。

今後ともこれと同じようなすばらしいアイデアがどんどん郵政省からは出てくるというふうに私は期待をしておりますけれども、そういったアイデアを具体的に法律にする、あるいは制度化するに当たって、最終的にまとまってしまうと、もうこれには修正もきかない、あるいは与党の中の調整は済んでいるからそれに対して制度の変更はできない、あるいは重要な問題については折衝済みだから、あと二年先でないかと全く調整がきかない、そういった状態で審議にかけられる、委員会にかけられるという形ではなく、それ以前の段階で、ある程度柔軟性のある段階でぜひ野党のインプットもその中に取り入れた上で、よりすばらしいアイデアを生かせる道というものをぜひ今後は検討していただけたらいいと思つておられます。そういった方法をとっていただけたらいいと思つておられます。

○上草委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時四十三分休憩

午後一時開議

○上草委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。伊藤忠治君。

○伊藤(忠)委員 まず、国際ボランティア貯金からお伺いをいたします。

第四条で、寄附金の処理の項がございしますが、ここでお尋ねをいたしたいのは、NGOの公募対

象、それから配分団体の資格要件、さらに配分額、つまり一団体の配分額はどういうふうにお考えなのかなどについて、どのような基準で認定をなさるのか、まずお伺いをいたします。

○成川政府委員 国際ボランティア貯金の寄附金は、開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に資するように全国の預金者の方々から託された小さな善意の浄財の集まりでございまして、したがって、万が一にも配分金が使途目的以外に使用されるようなことがあつてはならないのではないかと、善意が生かされることにならなくなってしまうので、そういうことのないようにしていかなければいかぬというふうに思います。

配分団体につきましては、組織の管理者や代表者等がきちんと定められ、責任の所在が明らかになるものを対象としていきたいと考えております。

細かいことで申し上げますと、寄附金配分の基準につきましては、現在その詳細についてはまだ検討中でございまして最終的に固まっておりますが、少なくとも次のような要件が必要ではないかというふうに考えております。

一つとしては、法律にもあるのですが、日本国内にある民間の法人または団体であるということ、それから営利を目的としないものであること、これは法律にあることでございまして、それから、組織の管理者や代表者がきちんと定められている、意思決定や活動についての責任の所在が明瞭なものであること、それから、開発途上地域の住民の福祉の向上のための効果的の実施につき相応の実績を有するものであること、過去において何らかのそういう事業をやつておいて実績を持つていっているというように、それから、開発途上地域の住民の福祉の向上のための効果的の実施の具体的な実施計画を持つていっているものであること、それから過去においてその活動が相手国政府だとか現地住民から非難されたことなどの経歴を持っていないということ、前科といえますか前歴に悪いことをしたことの無いというようなことなどが

考えられるのではないかとこのように思っております。

それから、対象となる事業の要件でございまして、これにつきましては開発途上地域の住民の福祉の向上、特に生活上の基礎的ニーズにこたえるための事業であるということ、草の根的な援助に役立つようなものであるということなども要件になるのではないかと。それから、相手国の現地の住民から歓迎されて、外交上問題を生ずるおそれのない事業であつて、先ほど来他の委員からのお話もございましてけれども、現地の住民と一体となつて実施されるようなものであれば一層いいのではないかとこのように、それらも要件になるのではないかと。それから、現地の環境破壊等の問題が生ずるおそれのない事業であるというふうなことが要件になるのではないかとこのように思っておりますが、詳細はまだ詰め切っておりませんので、これから詰めて的確な基準をつくつていきたいというふうに思っております。

それから配分の金額につきましては、どれくらい集まるかまだ現時点においては把握しかねる状況でございまして、先ほど来お話ございましたように、配分金額が決まつて、それから原案を決めて郵政審議会等に諮つて、あるいは関係行政機関の長とも協議をして、金額、事業内容に応じて金額等も定めていくということになるわけでございます。

○伊藤(忠)委員 基本的なお考え、今説明いただきましたようによく理解が出来ます。基準をこれから具体化されるわけですが、そのときにぜひとも要望を申し上げたいのは、NGOといひましても非常に数が多くて大きいところもあれば、今もお話ございましたように全く草の根、本当にグループ的な小さな規模で日常ふだんにやられていっているようにさまざまな配分ができるかとなるとこれまでいろいろな認定の基準をつくらばつくるほど、やはり行き届かない部分が出てくる、私はこう思うのですが、組織の大きいところはいくつあるところ

からも資金援助というのですか、窓口にどうしたつてなりましてから意外と日が当たっていると思ふのです。問題なのは、地域社会で地道にやっている草の根ボランティアになかなか行き届かないということでございます。

具体的に私も小さな市民団体二つにかかわつております。外務省のODAの関係で申請をしたのですが、とてもじゃないけれどもその基準に達しなくてこぼれてしまったということです。ですから、本当に毎日毎日奥さんの方を中心に、非常に理解のある社長さんなんか繁華街に店を一軒持たせてくれば、現地でつくつた民芸品を送つてきまして、国内で日本でそういうのを売らして、売上金を今度は書籍を買うとかあるいは向こうの医療品を買うとかしてまた送つてあげるといふようなことで非常に歴史も積み上げていっているボランティア、私二つほどしかわかつていっているわけですが、ということになりますと、そういう草の根ボランティアにも、こういう貴重な財源でございまして、額の問題というよりも政府も知つていふのだというところで日を当てていただくということがありますと、非常に励みになると思ひます。逆に、もしこれから何回も申請やつていっても全然その網から漏れてしまふということになりますと、関係者の皆さんにしてみれば、こういうボランティア貯金でございましたから自分も積極的に参加をするし、宣伝もした、ところが全然自分たちのところにはそれが来ないというのだったら、まあでは別のことでやろうじゃないかというので、これは非常にいいことなんです、具体的にいまこのリアクションというのですか、そういうものが出てくる結果起こりかねないというような問題も出てくると思ふのです。それだけに私は非常に気を遣うわけです。

だから、そういう点の現状をひとつ十分御理解いただいて、この基準は基準でつくられるのです、どのよう配分をやつていくかというときに、ぜひとも目の当たりのような結果を出していただくのとありがたい、励みになる、このことを強く要請を申し上げます。

を申し上げたい、こう思っているわけでございます。その点についてどうでございましょうか。

○成川政府委員 ボランティア貯金は通常貯金の利子の一部を寄附していただくというところで、いつてみれば一件当たりの金額は非常に額としては小さな善意の集まりでございまして。したがって、そういう小さな善意といひますか、預金者の意向に沿うように、その金額が不適正な使用のされ方をしてはまことに申しわけない話でございまして、その点については先ほど来申し上げましたように代表者等きちつとしていられるとか団体の責任の所在がはっきりしているとか、あるいは事業計画内容どおり行われるようなことが見込まれるといふようなことなどいろいろな要素を考えていかなければいかぬというふうに思います。

これらにつきましては、関係行政機関の長の意見を聞きながらという協議しながら決めていくわけでございますが、その際にいろいろな有識者、部外の方々の御意見も取り入れながらやつていかないと、正しい適切な配分が難しいのではないかとこのように思つております。私も初めの経験でございまして、皆様方のいろいろな御意見を聞きながら適正にやつていきたいというふうに思つております。

○伊藤(忠)委員 ぜひともひとつよろしくお願ひをいたします。

続いてボランティア貯金を積極的にPRをしていただきたいな、こう思つていられるわけでございますが、PRの一つの方法としてはがきのコーナートに端的な表現でもって印刷をする、そういうふうなことを考えてはどうか。大臣が、目の不自由な方のためにはがきの一つのコーナーに、どういふのですか、手でさわつてわかるようなことを提案されましてそれが実行に移されるわけですが、これは非常に喜ばしいことでございまして。

やはりはがきというのは多くの人々が利用いたしますので、なるほど郵政省はこういうものをやつていられるのかと。はがきを利用する人が、これは表の方だと思ひますが、適当なところにそういうP

Rの文字が印刷をされておれば、ああこれができるのだ。これはPRの手段としては非常に大きな武器だと思えますので、そういうことをひとつお考えいただけないだろうか、このように思うのですが、どうでしょうか。

○深谷國務大臣 伊藤先生の御指摘はまことに的確だと思えます。せっかくボランティア貯金というものが実現いたしましても、それを正しく理解して参加していただく方が十分に広がっていかねば意味をなしません。そういう意味ではいろいろな角度からPRをいたしますが、今先生の御指摘の、例えばエコーはありますが、それに類似するような形の周知、宣伝などは十分考えていくべきではないだろうかというふうに思います。いずれにしても、効果的なPRは可能な限りさせていただきたいと思っております。

○伊藤忠委員 ぜひとひとつ御検討をいただきたい、積極的な立場でそういうことについてひとつ対処いただきたい、こう思います。

次に、勧誘に熱が入り過ぎまして、外務といいますが、セールスに行かれる皆さん方に具体的なノルマがかかってくるというところは、まずそういう方針じゃなかろうと思うのですが、そうなってしまうとこれは非常に労働条件にも関係がいたしますので、その点についてのお考えを端的に聞かせていただきたい。私が申し上げたいのは、このためにさらに何か勧誘のノルマを課していくということ、そこまではお考えになっていないのじゃないかと思いますが、その点についてどうでございますでしょうか。

○成川政府委員 先生御指摘のとおり、国際ボランティア貯金というのは預金者の自発的な善意によって成り立つわけでございます。したがって、無理強いするということは考えていないわけでございます。例えば目標を割り当てをいたしまして、それを達成しなければペナルティーはございませぬけれども表彰しないとかというようなことは直接的には考えておりません。できるだけPRをして預金者の理解を求めていくということは必要でございますので、それは積極的にやってみていただきますが、目標を割り当ててその数字を達成しなければというようなことは今のところ考えておりません。

○伊藤忠委員 次に、ボランティア基金がどれだけ集まったのかという収支報告ですが、さらにどういった団体が今年度は対象になりましたかというような結果、この報告をぜひともテレビなどにあるいは新聞だとか一般のメディアを使って広く公表いただくと、なるほどそういうことでやられているのか、それじゃもつとボランティア貯金も利用しようという人が、さらにNGOにしてみればこういうふうな条件を満たせば私たちも政府に認められた上で頑張れるのか、こういうことになりまして、そういうPRについて積極的にひとつ対処いただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○成川政府委員 全国の預金者の善意が集められたものが国際ボランティア貯金の寄附金でございますので、このお金がどのように使われているかあるいはどのような配分団体に配分されているのかにつきましては、預金者にきちんとお知らせすることが必要だと思います。こうした観点から先ほど来お話し申し上げておるのですが、寄附金の受け払いの状況とか寄附金の配分団体、金額等が決まった際には官報に掲載いたしまして報告することにしております。

ただ、官報というのは一般の方々には余りお読みになる機会もないかと思えますので、一般の預金者に理解してもらうためには、先ほど申し上げました内容などを冊子にまとめまして郵便局に置いてごらんいただくというふうなことも考えていかなきゃいかぬじゃないか、あるいはテレビ、新聞等のマスメディアを利用するというようなことでございまして、これにつきましては、記者会見などの場でお知らせして報道をできるだけしてもらいうように努力はしていかなければいかぬと思いますが、いろいろな面で国民の理解を得られるように努めていきたいというふうに思っております。

（委員長退席、大野（功）委員長代理着席）
○伊藤忠委員 私が強調しておりますのは、赤い羽根運動が実は年々落ち込んできていますよ。あれは、その結果というのとは意外な公表の方法もなかなか大々的にやられていないわけですね。それに比べて、民放がやっていますね、二十四時間ですか、四十八時間ですか、ずっとやっていますね。あれはその結果が、放送局がメディアを持っていますから、自前で宣伝できるわけですね。そういう結果がわかるものですから、どうしてもそちらの方に心が寄りまして、まあ赤い羽根運動はこれはちょっとPRの仕方にも問題があるのですが、年々こういう感じですね。

だから、そういうことを考えますと、民意というのは、国民の意識というのはやはり積極的に出したい、出したら、自分たちのカンパがどのように使われているのかということを知れば知るほどやはり流れが大きくなっていくという点を考えるものですから、そういう提起をさせていただいたのですが、ひとつぜひとお願いを申し上げます、こう思います。

次に、ボランティアとは直接関係がないのですが、外国とかかわりという点で外国人労働者の問題について、電通局長お見えでございますが、ちよつと私の考えておりますことを提起させていただきます、ぜひと御理解を願いたい、こう思っております。

問題提起をさせていただきたいのは、人手不足で通建業界の、これは第一種事業者の元請も当然でございますが、その下請のもう一つ孫請というのですか、孫でそれからひ孫になるのです。第一種事業者からいいますとひ孫請ですね。その下だとやしゃごというのですか、何かそんな格好でずっと重層的にこの業界というのは大体仕事が終わっているわけですね。

どのように要員問題が深刻かということでございますが、私は、昨年の八月に調査報告が出ました電気通信情報産業労働という労働組織がございしますが、これは大体通建業界をほとんど網羅して

いるわけですね。この調査結果を資料として私を目を通したわけでございします。その要因状況というものの問題点が克明にまとめられているわけですね。

抜き出した格好でその部分だけを読ませていただきますと、例えば「元請要員だけですべての管理業務を行うことは、事実上不可能な状況」にあるという点ですね。したがって、管理業務ですら一次下請に回してしのいでいるというのが実態でございます。次に具体的な作業になりますと、土木工事の管路、マンホールの工事と同様に元請職員というの是一名か二名ぐらいしか配置をされておられません。安全管理からなからしまして、もう専門家の皆さんですから、御承知のとおり、これは大変な不安をそこに私も抱いているわけでございます。

いずれにしても、このような人手不足というのは、世に言われておりますとおり、3Kの職場には若い人たちが寄りつかないということが非常に大きな全体の要員不足をもたらしていることは御承知のとおりでございます。このままではおきまして、結局マンパワーが確保できませんから、仕事の遂行能力を維持する点からしまして、行末は大変危機的状況ではないのか、表現はオーバーですが、そう表現しても決して表現し足りないぐらいの深刻な状況でございます。

したがって、現実にはそれでも仕事をやらなければいけませんから下請労働者の高齢化が物すごく進んでおります。ところが、この高齢者の皆さんは、ではだれでも来てくれというわけにはいきません。一定の技術が要りますから単純労働者ではなかなか対応できませんので、一定の技術を持った高齢者の退職者の皆さんを含めて来てくれということになるのです。さて、こういう人たちはもう今日まで十分働いたのでこれからは余生を送りたい。大抵経済力もありますからそういう人たちはまたなかなか寄らないというので、どういふふうによつていけばいいのかということで頭を悩ましていくというのが現状ではなかろうかというこ

る限り、私は決して積極的でないような気がして
いるわけでございます。これは、御意見がござい
ましたら局長の方からもお聞かせをいただきたい
い、こう思っております。

なぜかといいますと、政府トータルとしまして
はやはり鎖国主義をとっているわけでありますし
て、これはトータルに見ればそうだと思います。
各省庁の姿勢はそれはさまざま違いますが、両
極を挙げれば、労働省は積極的、ところが法務省
や警察庁は消極的、中に入っているのはほかの省
庁、こういうふうになるのじやなかろうか。いず
れにしても、トータルでは鎖国主義でございま
すから、そういう鎖国主義でやっていくというこ
とが本当に、これは基本的な議論になってしま
いますから一概に言えませんが、それだけでは
対応していけないということになるのではない
か。

現状を申し上げれば、御承知のように鎖国主義
で来ておられるけれども、不法労働者は、統計上出
ておりますのは一万六千名あたり、全部合せて二
万二千名ぐらいでございますが、実際に潜在的な
不法労働者は三十万を超えています。これはもう
少し調べればそれをさらに超えるかも知れませ
ん。すると、この現状というのは解決しないわけ
ですね。

ですから私は、ここで外国人労働者の基本的な
問題を結論づけるといふ話じゃございませんが、
現状の政府の非常に消極的な立場でいって、ま
ますゆがんだ格好で不法労働者が居ついてし
まって、日本の社会問題として、あるいは政治問
題として抱えていくことになるのじやなかろう
か。そういう、言うならば現状の、決して正常で
ない異常な状態を正常な状態に少しづつ戻して
いくという意味においても、この現行制度で許さ
れております研修制度を各業界が積極的に最大限に
利用して、技術移転もやり、そのことが同時に人
手不足の解消にもつながるのだ。これは部分的な
範囲に限定されるかも知れませんが、それをや
っていただくことが今後の外国人労働者政策を

立てる我が国の言うならば試金石、一つの道を開
いていく、そういうケースになるんじゃないや
かという思いも強いわけでございます。

以上のような考え方をあれこれ考えまして、結
局二国間あるいは民間の正規ルートで通建業界に
研修生を積極的に受け入れていくということにつ
いてぜひとも郵政省が指導的な役割を果たして
いただきものだ、このように考えているわけ
です、そのことについて郵政省の見解をお伺い
したいと思います。

○森本政府委員 人手不足の解消の一方策として
外国人労働者の問題の御提起がございましたわけ
で、その形で、研修生としてという問題がござ
いました。御案内のとおり、一種事業、つまり電気通
信事業自体としてはこれまで研修生も相当受け入
れられておりました、一年間にNTTもKDDも
せいぜい百数十人、二百人はいきませんがそのく
らいは受け入れて、それなりの交流をし、技術交
流の実を上げていくということはよく承知をいた
しておりますが、今御指摘の電気通信建設業界と
いうことについては、冒頭申しましたような形で
ネットワークの構築自体に影響するという意味で
我々としても重大な関心は持っておるわけでござ
います。

ただ、今日、今御指摘ございましたように、研修
目的で日本に入ってきて、実態がいろいろ問題を
起こしているという点について、御案内のとおり、
先ほど来研修とそうでない部分との整理ができて
おるといふふうになっております。ただ、研修と
いうのは相当厳密な格好になっておりまして、母
国の方では技術が習得できないという技術であ
るとか、あるいは実務研修という、お金をもらっ
て何か研修するという場合には全体の従業員の
五%以内だとかいろいろな制約もあるようござ
います。そういう意味で、私どもとしても通信
建設というのは大変大事だと思っておりますが、やはり
国全体の労働政策との兼ね合いというものを考え
ていかなければならないと思っておりますので、そう
した立場に立ちつつ、今御指摘の問題でネットワー

クの構築に支障が出ないような配慮は十分関心を
持って当たってまいらなければならないとは思っ
ておるわけでございます。

○伊藤(忠)委員 言われている意味、私もよくわ
かっておりまして、だからこれは第一種の本体で
はなく、通信建設業界の限られた範囲内で、そ
れは例えば機械の建設工事だとかいうことを
言っているわけじやありません。言うならば屋外
のケーブル敷設の分野での特定の仕事をどのよう
に、技術者といひまして幾つかランクがあると
思うのです。だから、そういう分野で本当にベ
テランが途上国からお見えかといひますと、これ
またそうはお見えにならないんじゃないのか。そ
ういう方々がこちらへ来ていただければ、今言っ
たようにお互いの相互のメリットを生かしてい
けるような幅というものは何とか追求できないもの
かというのが私の言っていることでございま
して、局長のおっしゃることとは私と一致してい
ると思っております。

いずれにしても、時間の関係がございますので、
電通局としても関係業界の事情聴取なんかを既に
始めていただいているわけですが、最後にお願
いを申し上げますのは、業界の経営者の方もそう
でございますが、これは労使に關係する問題でも
ございまして、今後引き続き労使に事情も聞いて
いただきますので、問題点がでてくる、そういう問
題解決のために省としても指導に当たっていただ
きたい、このことを御要望申し上げたいと思いま
すが、大臣、どうでございますか。

○深谷國務大臣 先生お話しのように、最近と
も情報化が進んでいるだけに、通信ネットワーク
の構築に支障が出てくるような事態が起こりか
ねないという御指摘はそのとおりだと思います。
ただいま局長が申し上げましたけれども、国民生
活に大きな影響を与えてまいりますので、事業者
の意向をよくお聞きをいたしたり、あるいは国全
体の労働政策との整合性をとりながら、今後の人
手不足対策には私自身としても重大な関心を持っ
て対処してまいりたいと思っております。

○伊藤(忠)委員 次に、貯金に關連をしまして質
問をいたしますが、時間の關係がございますので、
大蔵省銀行局にお見えですか。質問をいたします。
国家公務員の給与の振り込み、これは郵便局で
利用できるのですか。市中銀行は利用ができて
郵便局で利用できないということは、これはどう
いうことでしょう。

○大久保説明員 お答え申し上げます。
国家公務員の給与振り込みは国庫金の大量の定
期的な振替送金業務でございまして、国庫金取扱
機関でございまして日本銀行及び指定金融機関たる
民間金融機関のネットワークを使用して処理する
ということが効率的と考えられることから、現行
のような扱いが行われているというふうに認識し
ております。

郵便局において国家公務員の給与振り込みを行
うということにつきましては、まずこれが既に民
間の金融機関が行っている業務であるというこ
と、また郵便貯金業務のあり方として、これまで
行革審等で指摘されているように、官業は民業を
補完するという基本的な考え方が示されていると
いうような点も含めて慎重な検討が必要であると
いうふうに考えております。

○伊藤(忠)委員 官業が民業を圧迫するというよ
うな議論でこの問題を仕分けるんだとら、それ
はもう全然、もとの議論からやらないでいいん
です。どうして郵便貯金でMMCができるのです
か、そうでしょう。あれも全体の金融の自由化が
あって民間市中銀行はやりましたね。それで郵便
局もそれができますね。ですから、そういうものと
の議論やるのだったら次元が違ふと思うのです
ね。
現実には郵便局の、言うならば郵便貯金業務とい
うのは日常やられていまして、そして十年前には
この国家公務員の給与の振り込みが制度としてや
られるようになって、民間はいけけれども郵便局
はいかぬ。あなた、こんなの理由にならぬでしょ
う。これは常識で考えて納得できませんよ。それ
は、利用者の立場からしたら全然通らない理屈

じゃないですか。振り込んでいたきたいなという利便性を考えるのが金融機関の基本的な使命じゃないのですか。本当にサービスがよくて、しかも中身が非常に充実しておたら、どこでやられておらうとそれはニーズに対応するという点では一番いいことじゃないですか。そういう立場に立って行政というのは物事を考えるべきでありまして、あなたの言う点ではちよつと次元が違うと思うのです。

ですからこれは、既にもう公務員の振り込みは十年前からやられていて、それで問題なのは、給与振り込みを郵便局が利用できないというのはこれは不便だ、これは大きな壁ですから何としても早急に解決してください。それは理屈にならぬ。郵便局の場合には全国あまねくネットワークがありますから、どんな地方へ転動された方でもそこが利用できる。民間の銀行というのは、田舎へ行ったらありませんから非常に不便でしょう。もともとそういうサービスを提供するために郵便事業というのがあるんじゃないですか。それを最大限に活用させていこうと考えるのがこれはおたくの考え方の基本に据わってしかるべきだと思うのですが、どうですか。反論をあなた、してください。私、次に質問ありますけれども時間がありません。どうですか。

○大久保説明員 お答え申し上げます。民間金融機関によります国家公務員の給与振り込みの実施に当たりましては、国民の利便ということをご考慮いたしまして、給与振り込みが可能な金融機関は広く、信用金庫、信用組合、農協といったところまで拡大されているところでございます。その結果、現在では都銀から農協まで非常に幅広い業態によりまして給与振り込みの取り扱いがなされているところでございます。

○伊藤(忠)委員 何かこう物の言いにくいような発言ですけれども、隣の農協ができて何で隣にある郵便局が利用できないのですか。郵便局というのは国の機関でしょうが、農協というのは民間の俗に言う市中銀行ですか、歴史からいってら違い

ますよ。今は農協というのはすごく力を持っているかも知れぬけれども、あれは店舗ふやしていったわけでしょう。だから国の機関が、国家公務員の給与の振り込みが、言うならば金融機関を通じてできるというその利用を郵便局ができないというの、これは絶対おかしいじゃないですか。それは、あなたの言うのは、理屈、通らぬです。何としても解決してください。それは話にならぬと思う。利用者に対する理由にならぬと思います。

次にお伺いいたしますが、郵便局の窓口で国税の支払いや国税還付金の受け取りはできるんですね。ところが、口座振替の方法で利用することはできないというのです。これも不合理の中の大きな問題点だと思いますが、その理由について聞かせてください。

○大久保説明員 お答え申し上げます。郵便局におきまして口座振替の方法を利用するということにつきましては、そもそも官業たる郵便貯金の業務のあり方といたしまして、これまで行革審等で繰り返し指摘されているように、官業は民業の補充という基本的な立場から検討する必要があります。既に持っている業務に郵便貯金が参入する場合には、郵便貯金と民間との間のいろいろな面でのトータルバランスを図るという必要があるところでございまして、郵便局における国税の口座振替につきましても、このような観点をも含めて種々の角度から慎重に検討していくべきものだとこのように考えております。

○伊藤(忠)委員 国税とか還付金の受け取りが可能なのですよ。そのことの道が開かれておりながら、口座振替はいかぬというのです。何もかも中途半端だと思えます。先に質問いたしました給与の振り込みも一緒なんですよ、そういう意味では全く一緒なんですよ。だから、中途半端なんですよ。それだったら初めから何でも認めなければいい。もとの問題にメスを入れたらよろしい。でもそれはいかぬでしょう。現実にはやはり郵政事業は進んでいるわけですよ。その中で、言うなら

は国民に対するサービスというのはむしろ業務としては拡大されてきているわけですよ。その現実を直視してもらわなければいかぬと思うのです。民間にすれば民間の言い分がありますよ。しかし、こういう中途半端なことはいかぬ。中途半端なことをやるから、利用者にとっては非常に不便な部分が出てくるわけで、どう考えても、これは常識からいってもどうもあなたの言う理屈の方が私はおかしいと思います。ですからそのところは、それは民間の金融機関に言い分があったにしても、やはり現実にはこういうふうにはサービスの拡大が進んでおいて、しかも官業が民業を圧迫すると言われけれども、いわゆる官営の郵政事業の一つの分野の貯金でしよう、このサービスなんですね。そのところが除外されているというのはどう考えたってこれは利用者にとっては納得ができませんから、そういう考え方には私たちが解決に向けて大蔵省としても取り組んでいただきたい、このことを強く私は要望いたします。

以上で質問を終わります。

○大野(功)委員長代理 次に、遠藤和良君。○遠藤和委員 郵便貯金の損益状況についてでございますが、一般勘定では昭和六十三年に四千二百二十一億円の黒字、金融自由化対策特別勘定はやはり昭和六十三年度末の累積で四百六億円の黒字になっております。郵便貯金は独立採算制をとっているわけですが、経営効率もかなりよいと聞いております。この黒字をどのような形で利用者に還元するおつもりなのか、まずその辺から聞いていきたいと思えます。

○成川政府委員 郵便貯金事業でございしますが、非営利の国営事業として、「国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進する」という目的を達成するために、収支相償を原則として健全経営を行っているところでございます。したがって生じた黒字につきましては、将来の金利変動などに伴う損失に備えて積み立てることとなっております。最終的には預金者に還元されていくものと

と考えておるところでございます。○遠藤(和)委員 要するに、金利として還元する考えはありますか、この点だけ絞って。○成川政府委員 金利変動がございまして、それに対応するために、それを取り崩して特別会計の方へ繰り入れまして支出するということはありますが、現在のところは積み立てて将来の金利変動等に備えていく、自由化対策資金として預金者のために積み立てて、将来そういう必要性があったときにそれに充てて金利の支払いに充てていくということになるわけでございます。

○遠藤(和)委員 金利の自由化というのはあるのですよね。そうすると、やはり金利に還元できないはダイナミックな運用ができない、こういうふうになるわけですね。六月八日に発表されました中間報告ですけれども、これは趣旨はどのようなものですか。――詳しく申し上げます。定期預貯金金利の自由化と郵便貯金(郵便貯金に関する調査研究会金利自由化に関する専門委員会中間報告)について、このことです。

○成川政府委員 先般、私どもの私的諮問機関でございまして郵便貯金に関する調査研究会の金利自由化に関する専門委員会から中間報告をいただきました。先生御指摘のものでございしますが、これにつきましては早急に小口金利自由化をすべきである、それから小口M.M.C.の金利の付与方法等につきまして正していくべきであるというような御指摘等ございまして、それから、金利の決定の方法につきましては、経営責任を持ってやりなさい、それと同時に民間の金利にも配慮しながら決めていくというような趣旨のことが言われているところでございまして、それから、地域ごとに金利格差をつけるかどうかという問題につきましては慎重に検討すべきである、若干消極的な意味合いのことが言われているところでございまして、私どもは、これを踏まえまして関係の向きとも折衝を重ねながら、小口の金利自由化あるいは小

口MMCの金利の付与方法の改定等に取り組んでいきたいと思っております。

○遠藤(和)委員 例え、読んでみましょう。「郵便貯金」が、その固有の使命を果たし健全経営を確保していくためには、金利を含めた全体的な商品性が民間金融機関に比して劣位とならないよう格段の制度改善、運営姿勢が求められる。」という一言がありますが、この「劣位とならないよう」というのは、優位に立つてはいけませんか。

○成川政府委員 民間の預金との関係でございしますが、私もいろいろな面で制約を受けておりまして、全体としてトータルバランスがとれる状態で金融サービスを提供していくのが私どもの使命ではないかというふうに思っております。

私も、全国あまねく公平に個人金融サービスを提供することによって国民の福祉の増進に寄与していくということで事業を運営しているところでございますが、ただ御承知のとおり、郵便貯金法十二条では、預金者の利益の増進に留意し、あわせて民間の金融機関の金利にも配慮しながら金利も決定していくということでございますので、預金者の利益ということも念頭に置きながらやっていかなければならぬと思っております。

劣位というのは、劣位にあつてはならない、トータルバランスという意味合いでそういうことをおっしゃっておられるんじゃないかというふうに私も理解しております。

○遠藤(和)委員 これをよく読んでみると、民間との間でいろいろなスタンスがあるのですね。劣位に立つていいかと言っている、これは優位に立つていいかと言っていないんですね。劣位に甘んじてはいけないうのは、やはり民間を補完するといふような認識があるのですね。その一方で、「郵便貯金金利は、郵便貯金が自ら経営体としての責任の下で決定すべきである。」自律性を言っていますね。それから、「郵便貯金は民間金融機関の提供する自由金利型商品の平均金利を上限とすべきである」という考え方については、必要十分な資金確保が困難となったり、ひいては独立採

算制を維持することができなくなるなど、郵便貯金の使命を果たす上で問題が生じると考えられる。これは、ある意味では、優位に立てという意味ですね。どうも官民論のスタンスが明確じゃない、こう思うのです。

それで聞きたいのですが、官は民を補完するのであるという考え方、これは法的根拠がありますか。

○成川政府委員 法律的な、そういう根拠はございません。

○遠藤(和)委員 そうでしょう。私は郵便貯金法全部読んでみた。それは全然ない。例えば、郵便貯金法の第一条、目的規定。「この法律は、郵便貯金を簡易で確実な貯蓄の手段としてあまねく公平に利用させることによつて、国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進することを目的とする。」例を一つ申し上げましょう。住宅金融公庫法、第一条は目的規定です。「住宅金融公庫は、国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設及び購入に必要な資金で、銀行その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することとを目的とする。」これは明確な規定がありますよ。それで、行革審が言っているからどうのこうのという話があるのですね。法的根拠がない官民論がまかり通っているわけですね。これに対して、郵政省は一体どういう基本的スタンスでいくのか、これを明確にしたい。

そして、私の質問の一番最初の、黒字がいつばにある、経営効率もいい、その金利があるのですね。お金があるのだから競争力の強い金利に還元してやっていくことが考えられるわけですね。どういふスタンスでいくのか、これを読んでいたらわからないのですよ。どういふ考えでいますか、はっきりしてください。

○成川政府委員 先生おっしゃいますように、全国あまねく公平に個人金融サービスを提供するということによつて福祉の増進を目的とするというものが郵便貯金事業の基本的な考え方でございます。

民間金融機関との関係でございしますが、先ほどトータルバランスというようにことを申し上げたのですが、お互いに切磋琢磨することによつて国民によりよいサービスを提供していくということが私どもの果たしていく役割ではないかというふうに思っております。

それで、先ほど御指摘ございました、劣位にあつては資金が集まらないのではないかと、経営責任がとれないのではないかとのお話でございます。それならば、状況によつては資金を確保しなければならぬ、事態もあるわけでございます。そういった際には、資金を集めるために、金利についてある程度弾力性を持って、私も自身が責任を持って決めなければならぬ事態もあるわけでございます。そういう点で劣位とか優位とかいふことではなくて、トータルとしてバランスがとれる状況で切磋琢磨することによつてお互いに長所を伸ばし短所を直してやっていくことが、より国民のサービスの向上につながるっていくのではないかと、このようにスタンスで臨んでいこうと思っております。

○遠藤(和)委員 これは大臣に聞きたいのです。基本的な問題ですから。金利の自由化に対して、郵政省、貯金ばかりではありませんけれども、どう対応するかという問題で巷間官民論が言われているわけですが、まかり通っているわけですね。これに対して、御承知のとおり法的根拠は何もない。これに対してどう政治判断をしていくかというのには非常に大事な問題だと思つております。銀行局は言うでしよう。しかし、こちらとしてはどういふ考えなのか、基本的なスタンスを一言で結構ですからお願いします。

○深谷国務大臣 郵便貯金は、全国あまねく公平に個人金融サービスを提供して、そして社会資本の整備等のために公的分野へ資金供給を行うというものが私どもの役目でありまして、そういう国民福祉の増進に大きく貢献していくというスタンスは金融の自由化のもとにおいても基本的には不変である、このように考えています。それから、局長

が答弁したように、民間金融機関とはお互いにやはり切磋琢磨してバランスをとっていく、この基本姿勢を続けていきたいと思っております。

○遠藤(和)委員 上手に表現されましたが、私は別に劣位に甘んじる必要はないと思つたのです。やはり公正な競争でお互いにサービスを合せていく、これは国民にとつて幸せなことだと思つたので、どうかその姿勢でお願いしたいと思います。

それから、個別の問題でございしますが、この法案では債券の貸し付けをできるようにしたわけですが、初年度に計画しております債券の貸付額及び収益見込み、現時点における国債の保有額、対策資金の運用利回り、それからこれは私の杞憂かもしれませんが、国債が債券貸付市場に出回ることによりまして民間金融機関への資金供給が増加するわけですね。このことによつて、巷間言われておりますように土地投資への財源を提供することにならないのか、地価高騰にさらに拍車をかけることにならないのか、こういう心配を持っておられますけれども、こういう心配はありませんか。

○成川政府委員 まず第一点の、初年度どれくらいの貸し付けを見込んでおられるのか、あるいは利回りはどのくらいかということについてお答え申し上げます。

金融自由化対策資金による債券の貸し付けは、貸付市場における借り入れのニーズあるいは金融自由化対策資金の保有債券の状況等を勘案して行うこととしております。私も現在持つております債券は平成元年度末で、ほかの債券もございしますが、国債が約四兆四千億でございます。貸し付けの規模やその収益につきましては、債券貸付市場の需給動向等によつて変わってくるわけでございます。また貸付レートも、それから貸付規模も、その需給動向によつて左右されるわけでございます。ですので一概に申し上げることはできないわけでございますが、仮に五割ぐらいが貸し出しされると思つたします。その貸付料を年利〇・八%と計算

いたしますと、年間約十八億四という数字になりまして、自由化対策資金全体で〇・〇二%ぐらいの利回り向上になるといふことでございます。

先ほど申し上げました貸借レートというものの今の状況で〇・八%でございますが、過去の例を見ても〇・二から二・〇と非常に幅が広いわけで、需給状況によって変わってまいります。そういうことから、見通しとして確定することは申し上げるわけにはいきませんので、仮定を置きますとこういうことになるということで申し述べさせていただきます。

それから、土地の投機、地価高騰につながることはないかという趣旨のお尋ねでございますが、自由化対策資金による債券の貸し付けは、ショートセール、空売りされる債券の手当てを目的として平成元年五月末に整備された債券貸借市場において行われるものでございます。この債券の貸し付けは、金融自由化対策資金で保有している債券、さしむきは国債に限っておりますが、国債を貸し付けることにより行われるものでございまして、資金自体を供給するものではございません。

しかし、先生おっしゃったように、間接的には資金を確保するというにもなるわけでございまして、ただ、借り手である金融機関は、主にキャピタルゲインを得るためにショートセールを行いまして、その手当てとして債券借入れを行っているわけでございますが、その実態を見てみますと、貸借期間はほとんどが一週間程度でございまして、非常に短いものでございまして、長期の土地投資とかなんとかいうことに回ることではないのではないかと考えております。またさらに、大蔵省銀行局あたりが金融機関等に土地融資等につきまして規制指導もしていると聞いております。けさの新聞にも地銀あたりにもやっているとあることも出ておりますので、そういうことがないように私どもも期待して債券貸し付けをやっていきたくと思っております。

○遠藤(和)委員 ちよつときょうは時間が短いものですから先に進ませてもらいます。

国際ボランティア貯金法の方ですけども、役所の皆さんにはちよつと耳ざわりの悪い話をしなければいけません。パーキンソンの第一法則というのがあります。役人の数は、なすべき仕事の軽重、時には有無にかかわらず一定の割合で増加する。拡大するピラミッドの法則というのですけれども、この国際ボランティア貯金法という法律は、何かいいことをされるわけですけども、郵政大臣の権限が広がるわけです。その成熟段階では百二十億円のお金を、法的根拠なしに世界各国に寄附ができる。そうしますと、郵政省の業務の拡大を目的にするものではないのか。これは非常に冷たい見方になるかもしれないが、こういう見方もできるわけです。そういう憂いはないのかということをもぜひ確認をさせてもらいたいと思います。

○成川政府委員 先ほど来、趣旨を説明させていただいておりますが、その繰返しになりますけれども、我が国の経済的地位が高まっております。国際社会に、一層の貢献を求められております。国民一人一人も国際社会に貢献する一員として行動することが求められる時代になってきているので、何か手助けできないかということでのこのような制度を考えさせていただいたところでございます。

この法律案は、郵便貯金の預金者の善意により、利子の一部を民間の海外援助団体に寄附できるようにするものでございまして、国民に身近な郵便局においてこうした制度を実施することによって海外援助に対する国民の理解と協力を促進するとともに、民間レベルの海外援助の一層の充実に寄与することを目的としていたものでございまして、業務拡大を図って、また権限の拡大を意図しているものではないとさせていただきます。本日に善意に従ってこのような制度を考えさせていただいたもので、国民の善意に、小さな善意と言っては失礼ですが、小さな善意にこたえられないように適正な運営を図っていかねばならないというふうに思っております。

○遠藤(和)委員 そのパーキンソンの法則はなぜ

そういうふうになるのかというのがあるのです。二つ、役人は部下をややすことを望む、しかしながら競争相手は望まない。役人は互いのために仕事をくりかえし、したがって数がふえるのだという話なんです。こういう新しい仕事をやる、要するに国際的な日本の貢献が言われております。これを郵政省がやりましょう、そうすると当然仕事の量がふえます。そしてまた、一面は世界的に役割を果たしている、こういう仕事があります。しかし、こういう業務の拡大を、私は郵政省設置法を改正しないで行ったことに問題があるのではないかと思うのです。新しい業務ですから、やはり郵政省設置法を改正をして業務を付加するわけですから、やるのが本来の筋ではないか、こう考えます。

調べてみますと、簡易郵便局法のみを改正して、要するに委託業務として追加しておりますけれども、ほかの法令改正はありません。これはどこで読むのですか。こういう仕事ができるということと設置法ではどこで読むのですか。

○成川政府委員 国際ボランティア貯金業務につきましては、郵政省設置法第三條第二項第一号の郵便貯金事業の附帯業務として位置づけられておりまして、そこで読むわけでございます。

○遠藤(和)委員 そうすると、附帯業務で読むと何でもできるということになるのですよね。附帯業務というのには非常に幅広い読み方ができます。ですから、これは本来、今までやってきた郵政省の仕事とはちよつと違っているんですね。そうすると、この附帯業務として読んできた事例があるでしょう。どんなことを読んできましたか。

○成川政府委員 国際ボランティア貯金というのは、通常貯金の利子の一部を寄附していただきます。その寄附の委託を郵政大臣が受けて配分するということでございます。このような、これに似たようなことは、寄附金つき郵便はがきの業務においても、寄附金を委託を受けて配分するということのようなことを郵政大臣が行っております。これは郵便事業の附帯業務として実施していると

ところでございまして、先例があるといえ、その先例に従っているところでございまして。

○遠藤(和)委員 それは国際的な寄附金になるんですか、使えますか。

○成川政府委員 今申し上げましたのは、附帯業務ということで申し上げたわけでございます。中身はちよつと違ひまして、寄附金つきの寄附の部分につきましては、国内の福祉あるいはその他に使われているところでございまして。

○遠藤(和)委員 そうすると、だんだん拡大解釈が進むのですよね。いろいろな仕事を何でもできるようにしてしまふんです。ですから、私は少しきつと、これは内閣法制局がどういふ見解かよくわかりませんが、恐らくこれだいいいというところでそうなっているんじゃないかと、やはり新しい業務を追加するときはそれなりの根拠のあるやり方をした方がフェアでないかな、こう思います。法律を追加することにそんなに、これは法律、字句を追加するだけのことですから、大したお金もかからないわけですね、実際は、そうでしょう。ですから、それはきちつと、だれかに言われぬでもこんな疑義が起ころぬようにした方が賢明ではないかな、こういうふうにご忠告だけさせていただきます。

それから、この寄附金が集まってまいりまして、それを配分するわけでございますけれども、その配分するに当たっての原則が政令にゆだねられているわけですね、省令ですか。この省令の原案というものを示してもらいたいと思いますが、やはり公平、公正、公開の原則というものが私は必要ではないかと思いますが、どのようにお考えになつておりますか。

○深谷国務大臣 細かいことは局長から答弁させていただきますが、原則としては考え方、まず配分団体の決定につきましては、寄附金の配分を希望する団体を官報に掲載して公募いたしまして、公平にその申請を受けつける。それから第二に、寄附金の配分決定に当たっては、郵政省が独自に行うことなく関係行政機関とも協議し、かつ郵政審議会の審

議を経た上で公正に決定をする。それから三番目に、配分金を交付すべき団体及びその金額を決定したときは、速やかにその内容を官報に掲載して公示する。

それから当然のことであるが、その善意が完全に生かされたかどうかを十分に配慮しながら、若干でも問題があったときにはすくに対応していくということも含めて考えていく、これを一応原則としております。

細かいことについては局長が述べます。

○成川政府委員 省令で定めようとしております事項、まだ最終的に固まっているわけではございませんが、今考えておりますところを申し上げます。配分金の申請の手続、配分の交付の方法、配分団体が守らなければならない事項等につきまして共通的な事項、個々にまた守ってもらわなければならない事項等も言わしてもらったことがあるわけですが、これも、共通的な事項につきましては省令等であらかじめ定めておくべきではないかというふう

に考えております。そのほかにもまだあるわけですが、現在のところ考えているのは、このような条項を考えているところでございます。

○遠藤(和)委員 それから、利子の寄附を委託した方がその用途について報告を求めたり、あるいは意見を述べたりすることができ、配分団体に対しては監査することができるといことが書いてあるのですけれども、これは大臣はできるのですが、例えば会計検査院がこのNGOに対して検査ができるのかどうか、その辺はどうなっておりますか。○成川政府委員 配分団体及び配分金額の決定内容につきましては、先ほど申し上げましたように

郵政審議会の議を経て確定した後に速やかに官報に掲載して公示することとしております。

それから寄附金の経理状況につきましては、年度単位で年度終了後速やかに経理の内訳を官報に掲載して公示することとしております。

なお、預金者が十分理解していただくために、寄附金などのように役立っているのかについては冊子などをつくって、郵便局で預金者に知らんたいだけするようにすることなども考えていかなければいかぬということとしております。

それから会計検査院の関係でございますが、この寄附金は預金者の寄附金でございます。したがって、いまして国の金ではございませんで、預金者の寄附を委託を受けてNGOに配るので、NGOに対する会計検査院の検査は行われません。

○遠藤(和)委員 わかりました。

それから、これは私のアイデアなんですけれども、例えばこういう事業とともに再生紙を利用いたしまして寄附金つきの記念はがきとか寄附金つきの記念切手をつくって国際ボランティアに寄附をするという考えがあります。これは寄附の金額が本人にわかりますね、十分に。ですから幾ら寄附をしたというのがその場でわかるわけですね、はがきを買ったとき、あるいは切手を買ったときにわかりますけれども、こんなことも考えられるのではないかな、こういうふうな考え方を私はしております。

それから、それとともにこのODAを初めこうした海外援助というのは政府として一元化を進めるべきである、私はそういう考え方をしているのですけれども、これに対する郵政大臣の見解を承りまして質問を終わりたいと思います。

○小野沢政府委員 お答え申し上げます。ただいまの御提案は初めて伺いましたけれども、再生紙の活用ということで一つの検討課題とさせていただきます。

○深谷国務大臣 海外援助は一元化すべきではないかという御趣旨はよくわかるのであります。このたびの国際ボランティア貯金に係る寄附金と

いうのは、先ほど局長も言いましたように私金でございまして税金とは違うものですから、そういう意味では国庫から支出されるODAとは性格を異にする。一般論としては一元化という方向は重要な検討材料だと思います。

○遠藤(和)委員 次の質問者に了解をいただきましたので、あと一問だけお願いいたします。郵便局で取り扱う年金を、希望する方には配達サービスする考えを持っていますかと思うわけでございます。今年金を受給される方で寝たきりの方も大分ふえているわけですね。そうすると、近くに郵便局があるといっても山をおりていかなくちやならないという人もいるわけです。できれば御希望の方には郵便局の方が書留か何かで持つていってあげる、このぐらいの配慮はできないものかな、こういうふうな考えを持っているわけでございますが、これに対する御見解を賜って質問を終わります。

○成川政府委員 年金等の支払い方法といたしまして、受給者に現金で直接お届けするといった場合にはいろいろな問題がございます。正直申し上げまして、なかなか解決は難しいのじやないかと思っております。

第一点を申し上げますと、年金等の支払い日はそれぞれ種類ごとに定められておりまして、その当日までの一時期に集中した作業が必要となるわけでございます。支払い日当日中に多数の受給者に年金を届けることが可能なかどうかといった問題。また、ある程度の余裕期間を置いていたのだとしたとしても、今度は現金を受給者に届けるための事務コスト、郵送費などが掛かります。現金書留にすると、現金封筒が要るとかそれを詰める作業などでコストがかかるわけでございます。これをだれが負担するか。受給者が負担するのかそれとも裁定庁といいますが支給する側が負担するのか、郵便局でやらすのかといった問題などございまして、それらを解決していかなければならない

のではないかと。

それから、郵政官署における年金等の支払いにつきましては年金等の裁定庁と協議の上で、現金払いあるいは振替預入の方法により行っているわけでございますが、新たに現金を直接届けるために裁定庁とどのような手続をしたらいいのかなということにつきまして、関係の向きと詰めていかなければならない点が多々ございます。しかし、高齢化社会に向かっていますいろいろな問題が生じてきているわけでございますので、それらの点も含めて関係の向きと折衝を重ねて、よりよい改善策があるかどうか検討をしていきたいと思っております。

○遠藤(和)委員 いろいろ難しい問題があることは承知しておりますわけですが、ぜひ御検討いただきたいと思います。

それから、念のために申し上げますけれども、先ほどの官民の問題もそうだと思うのですが、これを郵便局がサービスをする銀行の方が文句を言うというところは考えられるわけです。しかし、私はサービス合戦であると思うわけです。民間がやらないから官ができないんだということではありせんから、これは郵政省が独自にそのサービスをを行うことを精力的に御検討いただきたい。これを要望いたしまして質問を終わります。ありがとうございます。

○大野(功)委員長代理 次に、菅野悦子君。

○菅野委員 まず、いわゆるボランティア貯金について質問をいたします。

民間の海外援助事業への寄附を郵便貯金の利子で行うというものですけれども、この事業は郵政省設置法に定められております郵政省本来の仕事あるいは郵便貯金法に定められた郵貯の目的などとはちよつと異質な感じがするのです。郵政省が民間の海外援助事業を支援する必然性が一体どこにあるのか疑問なんです、その点をまず御説明いただきたいと思います。

○成川政府委員 先ほど遠藤先生にも御答弁させていただきましたように、本来業務とはちよつと

違っております。したがって、附帯業務という形で国際ボランティア貯金を実施するということがございます。

なぜやるかということでございますが、先ほど来御答弁を伺いまして申し上げておりますように、我が国の経済的な地位が高まってまいりまして経済大国と言われるような状況になっていまして、この点でございますが、そういう観点から国際社会に貢献を果たしていくことが重要な責務となつているところでございます。そういう関係でODA等は量的にも質的にも年々かなりふえてきて世界一位、二位となつているところでございます。

ただ、NGOの海外援助を見てみますと世界的にもまだまだおくれいている状況でございます。国民一人一人につきましても国際社会の一員としての行動を求められている時代になっていまして、国民参加による海外援助の積極的な推進が必要となつていのではないかと考えます。

私どもの郵便局というのは全国津々浦々に二万四千の窓口を持つていられるわけでございまして、預金者が海外援助をしたいといった場合に容易に利用し得るのではないかと、貯金をしながら手軽に安心して海外援助に参加できる手段が郵便局の窓口を通じて提供できるのではないかと、このように制度を考えさせていただいたわけでございます。

郵便貯金としても、本来業務という形ではないのですが、附帯業務という形で国際社会に寄与していくべきではないか、それはまた国営事業としてやるべきことではないかという観点からこのようない提議をさせていただいたところでございます。

○菅野委員 なぜ郵政省がこの事業をやる必要があるのかというのが今の御説明でもよくわからないのです。

私は民間の海外援助事業、いわゆるNGOによるさまざまな活動自身は本場に結構なことだと思っております。しかし、この提議の制度は、民間の団体が行う寄附活動を政府が肩がわりするとい

うことになると思うのです。その結果NGOの活動に政府が介入する余地ができるのではないかと、いふところに不安を持つわけですが、なぜ政府が民間の募金活動の肩がわりをする必要があるのかというのがよくわからないのですが、その点をお伺いします。

○成川政府委員 私どもは預金者の善意の寄附の配分のお手伝いをするという立場でございます。NGO団体をコントロールするとか、国の支出で賄うODAとは性格が違つてございまして、あくまでもNGOの自主性を尊重して、預金者の善意が海外援助の一層の充実に役立つようにお手伝いをしていくという立場からこのような制度を考えさせていただいたところでございます。

○菅野委員 その点、郵政省としてはどれくらい寄附を当てにしているかということ、当初七億円、将来は百二十億円というふうな数字ですから、これは相当なものだと思つております。

それで、具体的にその配分なんです、郵政大臣が寄附の配分を決定するということになっておりまして、どの団体のどの事業に配分するかというその認定の基準、また、たくさん要望が出てきた場合、優先順位などはどんなふうに決定するのかという点についてお伺いしたいと思います。

○深谷国務大臣 国際ボランティア貯金は、預金者から利子を提出していただいてNGOに配分することによって民間レベルの海外援助協力をさせていただこうというものでありまして、今局長から言いましたようにNGOの活動を制限する気は全くございません。

まず、毎年四月に寄附金の取りまとめを行いまして、配分団体の公募、申請の受け付け、それから申請内容の審査、検討、関係行政機関との協議、審議会への諮問、そういうことを経まして配分団体を決定して寄附金の交付を行うという仕組みにいたしてまいりたいと思つております。

なお、国際ボランティア貯金の寄附金の配分につきましては、まず配分団体が営利を目的として

いないということ、組織の管理者や代表者がきちんと定められていて意思決定や活動についての責任の所在が明瞭であるということ、それから開発途上地域の住民の福祉向上のための効果的な事業を行うものであるということ等を基準として対応していきたいと思つております。

○菅野委員 結局配分については、ある具体的な受け付けをやつて関係省庁と協議した上でということ、政府として検討して決定するということだと思つていますが、結局このボランティア貯金によつて集められた寄附がどの国のどういふ事業に使われるのかということ、最終的に決定するのは、団体への配分という形で政府、郵政省、この行為で決まると思つておられます。つまり、NGOへの配分という形をとりますけれども、寄附を受ける団体は国も事業もすべて具体的に決定して申請するわけですから、郵政大臣が関係省庁と協議して、郵貯を通じて集まった国民の寄附をどの国に投入するか、これを決定するということになると思つております。

これはNGOを支援するというものとはちよつと言いたいのではないかと。集めた寄附金の配分に政府の意思というのが入る余地が多分にある。ですから、ときどきの外交政策と一致しないNGOの海外援助事業にはこの寄附は配分されないというふうなことになるのではないかと、このように思つておられます。その点どうでしょうか。

○成川政府委員 NGO団体の数はかなりたくさんございまして、いろいろな事業をやつておられるところがございます。私どもの預金者の善意の固まりである寄附金の配分につきましては、特定の国に偏つたり、あるいは特定の団体に偏ることのないように十分注意していかなければならないと思つております。

それから、どの事業にやるべきかというふうなことにつきましても、画一的にプライオリティーを決めるというふうなことは避けていかなければいけないのじゃないか、プライオリティーをつけるための基準をあらかじめ設けておくことはできないのじゃないか、人道的な見地とかいろいろな面から緊急的に援助をすべきようなものが出てきたらそれに応じて弾力的に配分するというようなことなど、政府とは違つたというかODAとは違つた趣旨を生かせるようにしていかなければ、国民の善意を生かしたことはならないのではないかと考えます。

○菅野委員 結局NGOの行う募金の肩がわりを国がするということにやはり無理があるのじゃないかと私は思つております。

それを決定する審議の段階で審議会に諮るといふふうに言つておられますけれども、この審議会はこの審議会になるわけですか。

○成川政府委員 郵政審議会を考へております。

○菅野委員 その郵政審議会がこうした海外援助について審査するということ、適当なのかどうかという疑問があるわけですが。

郵政審議会を見ますと、郵政審議会の委員というのは半職経験者、郵貯預金者の利益を代表する者、それから簡保加入者の利益を代表する者から郵政大臣が任命して、委員は二十五人以内といふふうになっております。ところがこの寄附金の配分ということになりますと、今もるお話がありましたけれども、国内のどの団体がどの国にどのような援助をするのかということについて審査するわけですが。

例えば開発途上国の医療とか教育の状況とそれからどのような援助をするのが適切かといふような判断が求められるわけですね。今のこの郵政審議会の委員はもともそんな任務のために選任されているわけではないわけですが、ですから、そういう点でこの二十五人の郵政審議会委員に、この開発途上国の医療や教育、経済などの専門家で、寄附の優先順位や配分を判断するように求めるといふこと自体無理があるのじゃないかと思つておられます。この郵政審議会に諮るから大丈夫などとはとても言えないのじゃないかと私は思つておられます。その点どうでしょうか。

○成川政府委員 先生御指摘のように、郵政審議
会委員は学識経験者とか郵便貯金の預金者の利益
を代表すると認められる者などから構成されてい
るところでございます。国際ボランティア貯金の
寄附金の配分に当たっても預金者の観点に立った
公正な判断はしていただけるのじやないかと思
います。

それと、郵政審議会にかけける前に私どもの原案
をつくるわけでございますが、その際にはいろ
んな人の意見といいますが、関係行政機関の長との
協議も前広に重ねながら慎重にやっていかなけれ
ばいかぬと思います。そういう預金者の声も聞く
チャンスもございまして、それから部外の方の意
見も聞けるわけでございまして、関係行政機関の
長とも前広に意見を交換しながら、適切な制度運
営のできるようにしていかなければいかぬという
ふうに思います。

○菅野委員 このNGOの海外援助事業というの
は、国の意向にとらわれるのではなくて、あくま
で自主的に行われるべきだと思いますし、そこに
NGOの存在意義もあると私は考えるわけです。
国がこれを支援することというのは当然あり得る
ことなんですけれども、その場合やはり口を出さ
ないことが大前提でなければならぬと思いま
す。今度の法案では国が決定して寄附を配分した
団体には監査も行えるようになっていくという状
況で、これはNGOの自由な活動に国が介入する
余地を残すという、その危険を依然として持つわ
けなんです。

国が国民から寄附を集める責任からこうした制
度にしたというのだと思いますが、もし郵政省の
目標どおりにこの制度成熟期に年間百二十億円、
こういう大きな寄附が集まるとしたら、それは各
団体に配分する郵政省の力は民間海外援助団体に
とっても非常に大きなものになると思うのです。
寄附の配分をガラス張りにするということでは提
案されている制度でこれはちょっと不十分ではな
いと思うのですが、大臣、どうでしょうか。
○深谷国務大臣 先ほど申し上げたように、国際

ボランティア貯金はあくまでも預金者の善意をど
う生かすかということでございますから、NGO
に配分をいたした後、そのお金がその善意の預金
者の意向に沿って使われているかということにつ
いては当然いろいろな角度からその使途の監査と
いうのは当たっていかねばならぬと思ってい
ます。しかし、あなたがおっしゃるように、仮にも
NGOの自主性が損われるということがあつては
なりませんから、これには十分留意していきたい
と思います。

なお、配分の公表につきましては、先ほどから
いろいろ申し上げましたが、別の公表の仕方も検
討の余地はあると私も思っております。

○菅野委員 私がなぜこの点を心配しているお尋
ねするかということなんですけれども、政府の援
助事業、ODAが多岐の問題を抱えているという
ことだからです。

関連して少し聞きたいのですが、電気通信の専
門家を派遣したり研修員を受け入れる事業がござ
います。これは政府のODAとして行われている
と思うのですけれども、実際の仕事は外務省が所
管する特殊法人国際協力事業団、JICAが行っ
ているようなんです。電気通信の技術者ということ
で郵政省も関係していると思えます。どの国から研
修員を受け入れ、どの国へ専門家を派遣するかと
いうようなことはどのような基準で決めておられ
るのかお伺いしたいと思います。

○中村(泰)政府委員 郵政省のODAとしまして
は、郵政省の所管分野にかかわります技術協力並
びにITUなどの通信放送関係の国際機関への分
担金等の提出がございまして、

JICAの専門家の派遣につきましては、JICA
の方から要請にこたえまして専門家をJICA
の方に推薦をいたしております。それからJICA
Aの研修員の受け入れにつきましては、毎年外務
省の方から各省に照会がございまして、郵政省と
しての要望を提出しているわけでありまして、そ
れに基づきまして外務省との間で協議を行いまし
て翌年度の研修計画を決定するということになつ

ております。

どういう基準で途上国を決めるのだというお話
であります。郵政省としましては、途上国から
の要望でありまして、我が国と通信放送分野で
の協力関係、あるいは途上国に派遣されておりま
す専門家からの意見聴取などをいたしまして、総
合的に勘案して研修員の受け入れの対象国を選定
しているところでございます。

○菅野委員 この専門家の派遣、研修員の受け入
れの国の資料をいただきました。率直に言つて、
非常に偏っているというのが現状なんです。我が
国のODAは、世界でも特に発展が著しい後開
発途上国、LDC四十二カ国の援助が全体の八
八・五%にすぎません。このLDCという
のは、国連の分類で、開発途上国の中でも特に開
発のおくれた国ということで、国連総会で四十二
カ国が承認されているのです。

こうした傾向は、残念ながら電気通信の専門家
派遣とか研修員受け入れの事業でもあらわれてお
ります。研修員の受け入れは八五年から八九年の
五年間で二千二百九十九人受け入れておりますけ
れども、そのうちいわゆる最もおくれた国と国
連でも認めているLDC諸国からの受け入れは
三百二十七人、一四%にすぎません。一方、タイ
国で百七十七人、インドネシアは百五十七人、この
二つの国だけでLDC諸国の受け入れ数全体に
匹敵するという状況にあるわけです。専門家派遣
の方はもっと極端で、この五年間に各国に派遣し
た六百九十九人のうち、タイとインドネシア二国で百
二十八人、全体の五分の一なんです。ちなみにLDC
諸国への派遣というのは五年間で九カ国、たつ
た三十二人にすぎません。

これは一例なんですけれども、いただいたリス
トを見ますと、研修員の受け入れ、専門家の派遣
とも一定の国に偏った数字になっているというこ
とを指摘せざるを得ません。相手国の事情なども
あるとは思いますが、余りにも偏り過ぎて
いるのではないかと懸念するのです。なぜこのよう
な結果になっているのか、御説明をいただきたいと

思います。

○中村(泰)政府委員 ODAにつきましては、先
生御承知のとおり、いわゆるODA四省庁体制と
いいます。外務、大蔵、通産、経企で所管をして
おるわけでございまして、もちろん要請主義に基
づいている。相手国からの要請に基づきまして、
そういう中で何を優先するかといったようなこと
が決まられているわけでございまして、先生御指
摘のとおり、LDCに非常に少なく特定
に特化しているじやないかという御指摘はあろ
うかと思ひます。

電気通信の分野につきましても、それは各国か
らの御要請に基づきまして総体的に政府として決
めたプロジェクトが非常に長くなる場合もありま
すし、当然、アフターケアあるいは真にODAの
効果が発揮できるようにフォローも必要でありま
すから結果的にそうなっているのだと思ひます
が、あえてLDCに目を向けないということでは
ないと思ひます。あくまでも相手国からの要請
と、結果としてそうなっているということござ
いまして、それ以上私の立場からちよつとお答
えいたしかねます。

○菅野委員 こういうふうな郵政関係ですから、
電話、通信、無線など本当にどれをとっても生活
上の基礎的なニーズにこたえる、そういう部類
じやないかと思うのです。ですから、どの国に
も非常に待たれている援助なわけですから、今の
御説明を聞いても、研修員の受け入れ、専門家の
派遣数の国が偏っている、余りにも極端過ぎる
という思いは消せないわけでございます。

今度のボランティア預金につきましては、国民
が郵貯の利子を寄附するときは開発途上国への援
助という一般的な目的でしかなく、それを
民間の発意という形をとっておりますけれども、
寄附の配分の決定ということに国が関与して行
うということ、事実上贈られる国、事業などの決
定に政府の意思が反映する仕組みが心配なわけ
です。ですから、こういう今の状況の中では、私ども
としてはこのボランティア貯金には賛同するわけ

にはまいらないというのが今のところでございます。

続いて、資金運用についてお聞きをいたします。

これは新たな運用方法として債券を貸し付けることができるようにするということが、具体的には債券貸借市場での運用を図るために金融機関などに郵貯として保有する債券を貸し付けるということになるのだらうと思ひます。この債券貸借市場とはどんなものなのか、なぜこうした市場が新たに開設されたのか、簡単に御説明をいたしたいと思います。

○成川政府委員 債券貸借市場につきましては、債券のショートセル、空売り解禁されたことに伴ひまして、ショートセルされる、空売りされる債券を手当とする場として昨年の五月に整備されたものでございます。

債券貸借市場の概要を申し上げますと、参加者は特に制限はございませんが、主な貸付者は機関投資家、それから主な借入者は金融機関、証券会社などの債券ディーラーとなっております。それから対象債券は既発債券で、転換社債、ワラント債を除くすべての既発債券となっております。それから取引形態でございますが、債券の消費貸借取引という形でございます。市場は店頭取引市場と証券金融会社による仲介市場の二つでございます。

○菅野委員 国として債券貸借市場を育成するという方針がありますけれども、郵政省としてそれに協力するというのも今回の法改正の目的の一つなのかどうか、お尋ねいたします。

○成川政府委員 私どもがこの債券貸付制度をお認めいただきます理由は、その自由化対策資金の一層の有利運用、確実な運用を図るために行うものでございます。従来から自由化対策資金の運用範囲の拡大あるいは多様化につきましては努力してまいりましたが、今回はこのようなことをお認めいただきたいということで提案させていただいておりますが、そのほかに大型私募事業債への運用等も政令の改正によって実施可能となっております。

状況でございます。

○菅野委員 市場の育成を目的とするわけですから、この市場がどんなものかということとは非常に重要なことだと思います。

そこで、お聞きしたいのですが、この債券貸借市場は空売り、ショートセルによって相場下落時のリスクヘッジやキャピタルゲインの獲得が可能となると言われておりますが、どうしてそのようないことが可能なのか、お尋ねをいたします。

○成川政府委員 ショートセルでございますが、ショートセルというのは、債券売却の約定日におきまして既発行の債券を保有していないのだけれども売却することをやるわけでございます。その受け渡し日にはその債券がなければ実行はできないわけでございますので、その際には買い戻し、または借り入れた債券を受け渡ししているわけでございます。それがショートセルでございます。

したがって、その債券の価格が安くなると思われるときには高い時期に売っておいて、債券を手当てしてキャピタルゲインが稼げる、逆の場合もあるわけでありますが、そういうような金利裁定、裁定といえますかヘッジをしてやっていますという趣旨だといふふうに思ひます。

○菅野委員 時間がありますので詳しく聞かせんけれども、この債券貸借市場というのは銀行などの機関投資家のためにつくられた市場でありまして、債券の空売りという投機そのものの市場じゃないかと思うのです。債券貸借市場への貸し付けというのはもちろん直接投機には当たりませんが、投機を促進する市場に国民の零細な預金という性格を持つ公金を運用するということには賛成できません。また、この債券貸借市場というのは大手金融機関の利益追求と金融自由化推進として生まれたものでありまして、この点からも本改正案には賛成いたしかねます。

最後にもう一問、住宅積立貯金について少しお聞きします。

この貯金の目的、限度額及び利用件数、それから、この貯金をすると住宅金融公庫の割引融資が受けられるということになってるようですが、これは幾らまで融資されますか。この点をちょっとお聞かせください。

○成川政府委員 住宅積立郵便貯金でございますが、住宅の取得等を希望する国民の資金需要にこたえるために昭和四十七年に創設されたものでございます。その仕組みでございますが、一年以上五年以内の範囲内で五十万円を限度として貯金の積み立てを行ひまして、この積み立てを行った預金者は、郵政大臣のあつせんに基づきまして住宅金融公庫等から一般貸し付けに加えて二百七十五万円を限度とする割引増し貸し付けを受けることができますというものでございます。この二百七十五万円とか一年以上五年以内というものは当初からではございませんで、途中から若干改正はされてきておるところでございます。

利用状況でございますが、住宅積立郵便貯金の利用状況といたしましては、昭和六十三年度末の新規預入件数は約七千件でございます。それから、昭和六十三年度末の口座現在数は約三万七千件となっております。預入金額は百二億円という状況でございます。

○菅野委員 今の御答弁の数字でも明らかのように、庶民が住宅を建てるための貯金というにはちょっと実態からかけ離れ過ぎているのではないかと一ふうに思ひます。割引増し融資の限度額は昨年四月に改定されたようですけれども、それでも二百七十五万円です。これは住宅を購入するといふ場合には、これでは本当にわずか過ぎる。私どもの住んでいる大阪の吹田市なんかでも坪三百万と言われるほどですから、今はもちろん地価高騰のために、どんなに貯金をしても、融資を受けても、マイホームというのはだんだん遠のいていくという状況がありますが、もう少し実際に役立つ貯金の制度にできないかどうか、御検討していただきたいということをお願いいたします。

○成川政府委員 私ども、この制度改正につきましては従来から鋭意努力してまいったところでござい

ざいですが、今後とも利用の実態とか国民のニーズ等に配慮いたしまして、今五十万円となっております預入限度額の引き上げとか割引増し貸付金額の引き上げ等に努めていきたいというふうに思っております。

○菅野委員 終わります。

○上草委員長 次に、中井治君。

○中井委員 最初にボランティア貯金のことについて二、三お尋ねをいたします。

先ほどからも御質疑があつたと思ひますけれども、大体どのぐらい最低集めて、一年間にどのぐらいの利子を寄附をされるという御計画ですか。

○成川政府委員 通常貯金の利子の二割を寄附していただくということで当面は出発させていたいただきたいというふうに思っておりますが、一通常貯金口座の平均残高は十二万四千五百円でございます。したがって、その二割の寄附となりますと七百四十円、先ほど来いろいろと御指摘ございましたように非課税になっておりませんものから、課税されました後の金額は五百九十円でございます。五百九十円でございますが、初年度は一月から三月までしか動かないわけでござい

ます。と申しますのは、システムの開発等に時間がかかりますものから、幾ら早くやっても一月がせいぜいじゃないかと思っております。三カ月ぐらいいし初年度は勸奨といひますか利用していただけない状況にござい

ます。したがって、それは大きな金額は期待できないわけでござい

ますが、百二十万人ぐらいいは御利用いただけるのではないかと一ふうに試算しております。というのは、一局当たり五十人ぐらいいでございます、三カ月間で百二十万人ぐらいいになるわけでござい

ます。

そういうことでいきますと、計算いたしますと七億強ぐらいいの初年度寄附金が期待できるのではないかと一ふうに思っております。ところでござい

ます。

○中井委員 勉強不足で恐縮ですが、お話を聞いてみると、今ある貯金をそういう形に移してくれ

というお願いをするのですか。それとも、ポランティアによって寄附をするために新しく貯金をしてくれとお願いをしているのですか。どちらが主ですか。

○成川政府委員 通常貯金につきまして、この国際ポランティア貯金を実施する際にもう一冊手にすることができるよう改正させていただいているところでございます。したがって、新規に国際ポランティア貯金を利用していただく方もおられます。それから、従来の通常貯金を利用しての方で国際ポランティア貯金にしてみたいという方につきましては、それを国際ポランティア通常貯金に移していただきまして寄附をしていただくということ、両面でござります。

○中井委員 私は、新しくこういうのを大々的に宣伝なさって、学校とか常に海外へ援助活動をして、預金獲得と一緒にやりたいところへお願いをして、預金獲得と一緒にやりたいところへお願いをして、理解しておいたわけでありまして、両方いける。そうすると、今あるものを運用してもらって、転換してもらって、こういう形でござりますね。大臣、大変お忙しいようですが、簡単に一、二点だけお尋ねをいたします。

一つは、利子の運用の仕組み、あるいはこれを課税するかしらないかという問題をめぐって複雑な交渉があつて、趣旨は大変結構なんだけれども、非常にわかりにくい仕組みになっていることも事実でございます。私は、善意の方が多いけれども、こういう預金をそれだけ集める、あるいはそれだけ転換をしてもらうということはなかなか大変なことだ、このように考えております。そういう意味で、PRを兼ねて大臣みずから第一号でこの預金をおやりになる気があるかどうかお尋ねをいたします。

○深谷国務大臣 ぜひ第一号になりたいと思っております。

○中井委員 もう一つ政治家としてお尋ねをいたしますが、こういう仕組みも大変郵政省としては、それはもう預金とあわせて結構なことでありまして、

が、お互い本心に考えられないような経済大国になつてきた。本来はもっと地方公共団体に対する寄附であるとかあるいは海外に対する正式な援助、これに対する寄金なんというのは、もともと本来そのものをノータックスにしてしまふ、こういう成熟した社会へ進んでいかなければならぬ、このように思います。残念なことにはまだ日本はそこまできかない、そして地方公共団体や海外への援助にしても、そこから税金を取られる、こういう情けない状態であります。

郵政大臣としてじやなしに政治家として、お互い大いにこういうことを早く払拭して、公共に対する寄附、海外に対する認められた寄附というものにはノータックスでやれるという仕組みをつくるべきだと私は思いますが、お考えいかがでございますか。

○深谷国務大臣 このようなポランティア活動だけではない、例えばアメリカと比べましても、日本は寄附をするのに非常に税を外すということが難しい国であることはかねがね承知しております。それがために、せっかく寄附行為をしたいという方がいろいろなところにならなかつたやうに思うように進まないという点は、私は一人の政治家としてこれは直していかなければならぬことだと思ひます。

まして今度のように、特に大事なのは国際的に経済的な地位が高まった日本がODAその他で、海外援助ももちろん結構ですが、こんな国際社会ですから一人一人が自分も参加しているんだという意識を持つていただくことが非常に大事で、そのためにこの善意のポランティアを始めるわけですから、せめてこのくらいは真つ先に理解が欲しいものと思ひましたが、大蔵省にも立場がありまして、なかなか簡単にはいきません。平成五年の見直しを期して一層努力してまいりたいと思ひます。

○中井委員 ポランティア貯金の方はこれぐらいにいたしまして、次に、貯金法の一部を改正する法律案の方に参りたいと思ひます。

この法案をお聞かせをいただきましたときに私は、何年前でしたか、逓信委員会初めてこの自主運用二千億か四千億かの枠で始めたときの質疑を懐かしく思い出しております。おいおいと御努力をいただいで自主運用が広がる、また自主運用的な手段が拡大される、大いに結構なことと考えております。今日まで郵政省で資金を自主的に運用をされてこられた、どのくらいの成果を上げられたと計算をなさつておられるか。自主運用したときとしていなかったときと、どれぐらい利益というものが出来たのか。どういふふうに計算をされておられるかをお聞かせをいただきます。

○成川政府委員 金融自由化対策資金でござりますが、資金運用部から借り入れをいたしまして、それを運用して利益を上げているところでございます。昭和六十二年度の運用利回りで申し上げますと五・五四％になつておりました、借り入れしている預託利率との差が〇・六二％になつております。それから昭和六十三年度におきましては、運用利回りが六・〇〇％でございまして、預託利率との差は一・〇六％でございまして、

平成元年度につきましては現在取りまとめ中でございます。確定的なことは申し上げられませんが、債券の市場等いろいろと上げ下げしたりいたしましたものでありますから、そういう中で運用利回りの向上に努力してまいりました結果、運用利回りは五・七％台は確保できるのではないかと、預託利率との差は〇・八％台ぐらいは確保できるのではないかと考えております。それだけ有利に運用できているということでござります。

○中井委員 今回の法案の改正でどのぐらいの差益というものを見込んでおられるわけですか。

○成川政府委員 先ほどもちよつとお答えさせていただきましたが、需給状況によつてどれぐらい債券が貸し付けられるものか、今の時点ではつきり申し上げることはできませんので、仮にということと数字を置かせていただきますと、今四兆余りの、四兆四千億弱ぐらいの国債がござります。その五割ぐらいが仮に債券市場に貸し付けられる

といいたしますと、今の貸借市場の貸借レートというのが〇・八％ぐらいの年利でござりますので、それは常時貸されたという前提でござりますが、年間十八億円の利益が上がるわけでございます。貸借料が入るわけでござります。その十八億円を自由化対策資金全体で見ますと〇・〇二％ぐらいの利回りの向上になるというふうに思ひます。

○中井委員 その自主運用を始められたときに私質疑をしているのでありますが、そのときに、通常の郵政省の人事という形でその人たちが大変な金額を運用するというのはなかなか難しいことでもあるのではないかと、専門家を育てていかなければ激しい金融合戦の中で利益を上げるというのは大変難しいことではないか、このように注文をしたことがござります。

今お聞きしますと、本当に六十二年、六十三年、それぞれ厳しい情勢の中で差益を上げてこられ、郵貯そのものの財源を確保されておる、心から敬意を表するところであります。同時に、これからまだまだ金融自由化を含めて専門家を育てていくのは普通の役所の人事ではなかなか専門家というものが育つてこない、このようなことを心配いたします。

大臣、こういう運用の専門家というものを郵政省という枠の中でどのようにお育てになつていこうとされておられるのか。あるいは、郵政省の職員の方は優秀だから、普通の転勤や何かで十分だけれどもやれるとお考えになつていらつしやるか、その辺のところをお尋ねいたします。

○深谷国務大臣 中井先生がかねてから御心配を、また御指摘をいただいた、やはり専門家がきちんと育つておりませんと、これは自主運用と幾ら言つても、実際の利益を上げなければならぬから、そういう意味では全くお説のとおりでござります。

今日まで運用担当職員には、債券相場の分析に関する研修などを実際に行つてまいりまして、専門家が育つていくのを専門的な知識の向上に全力を挙げる

ようにいたしてまいりました。さらに、実務経験を積ませることも重要であると考へておりまして、先生の御指導を踏まえて一層頑張るようには省を挙げて努力したいと思ひます。

○中井委員 この機会に金利自由化の問題について何点かお尋ねをいたします。

過般の委員会の質問で、大臣は、金利の自由化、郵政省としては積極的に賛成して取り組んでいく、このように言われました。その後現在まで、どういう状況にあるのか。特に五月の終わりに金融問題研究報告というものが提出されました。それらの報告について郵政省としてどのように評価するはお考えをお持ちになつておられるのか、お聞かせをいただきます。

○成川政府委員 金融自由化につきましては、先月、五月十一、二十二日でございますが、日米金融協議がございまして、アメリカ側は一年以内に完全自由化せよという主張だったようでございまして。大蔵省の方は、その時期を明示せずに終わっているところでございまして。

ただ、私も似たしましては、従来から、小口預金者の利益が大口定期の利用者に比べると損なわれているといひますが、金利格差があるのではないかと、金融自由化になりますと、光の面といひますか、小口預金者の利益の増進につながるという観点から、早急に実施すべきであるという主張をしてきたところでございまして。これにつきましては、業態にいろいろな事情がございまして、一気にやるということとはなかなか難しいのではないかとと思ひますが、大蔵省の銀行局長の私的諮問機関でございまして金融問題研究会でも、早期に実施すべきであるというふうなトーンになつておりまして、その点につきましては私も全く同意見でございまして。

ただ、スケジュール等を具体的に示して取り組んでいかないと先延ばしができないような事態になりつつあるのではないかと。そのためには、私どもも、効率化、合理化といひますか、体制を整えてそれに対応できるようにしていかなければならぬ

と思ひますが、民間の金融機関、各業態あるわけでございますけれども、そういうところでもそういうような体制を整えて金融自由化に対応していくことは望ましいのではないかと、このように思つております。

○中井委員 このいうふうに理解していいですか。自由化の体制というのは、郵政省としてはもう十分整えて準備をしておる。アメリカは、大蔵省が考へてゐるよりもっと早く自由化をしないかと言つて、大蔵省が今のところ抵抗しておる。だけれども、郵政省としてはアメリカの要求のような日にちで自由化しても何ら心配はない、こういう情勢にある。こういうお答えですか。

○成川政府委員 私どもだけが突出して早くやるというところは、金融界全体の秩序とか情勢からして難しいのではないと思ひます。そういうところから、業態間にいろいろと差がございまして、早くやつてもやれるようなところと、余り早過ぎると経営困難に陥つて混乱が起りかねないといふことで御心配されてゐるようなところもございまして、できるだけ早急にスケジュールを決めてそれに対応できるようにしていかなければならぬ。

私も、完全自由化が今すぐに来たらやれるかといひますと、正直言つてそこまでは体制ができてゐるわけではございせんが、その大口定期、今一千万になつておりますが、それを段階的に下げていくといふことにつきましては対応できるような体制にはなつております。これからは、自由化対策資金の運用範囲の拡大あるいは運用量の増大等をいろいろと検討しながら、自由化に向けて誤りなきを期していきたいと思つております。

○中井委員 金利の自由化といふのはもう避けられない、また歓迎すべきことだと思ふのでありますが、この金利自由化をした後の郵便貯金の金利の決定について、いろいろと政府間で議論がある、また他の金融機関とも議論がある、このように聞いておりますけれども、その点はどうなる状況になつておりますか。

○成川政府委員 金融問題研究会では、民間の金利の平均を基準として、それを上限として郵便貯金の金利を決めたらどうかというふうな趣旨の答申が出てゐるようでございまして。

私も似たしましては、事業経営の責任を持つてゐるわけではございせんので、事業経営がそれによつて不可能になるというふうなことになるのは困るし、また金利というのは事業の根幹をなすものでございまして、したがひまして、我々の自主的な判断でやつていかなければいかぬといふふうに思つてゐるところでございまして。

ただ、民間の金利とかけ離れた金利を決定するなんといふことは、運用面のいろいろな制約だとか商品のあれからいたしましてもつけられないことは当然のことではございまして。郵便貯金法十二条でも、民間の金利に配慮しながら決定していきなさいといふ趣旨もございまして、機械的、他律的に金利が決まられるといふようなことは、私も経営責任を有する者としてがえんぜられませんけれども、民間の金利に配慮をして決めていくことは当然のことだと思つております。それに、民間の金利とかけ離れたような金利をつけることによつて大幅な資金シフトが起ることといふようなことが許されるはずはないと私も考へてゐるところでございまして。

○中井委員 大変難しい問題であらうかと思ふのです。郵政省としては、もちろん郵政省の判断で民間金利をにらみながら自由に決めさせろといふことであらうし、他の金融機関を含めて、大蔵省も含めて、民間金利を少し下回るくらいで一律的に決めたいといふ意見もあるやに聞いております。

特に大都市では金融機関の競争が大変激しいし、また自由化に伴つて金利の合戦みたいのところもあります。余り低く決めたのでは大都市で郵貯が集まらない。しかし、大都市の標準に競争できるような形でやつていけば、地方へ行けば郵便貯金の金利が地方の中小の金融機関を上回つて、中小機関から猛烈な反発が来る。ひいてはそのこ

とが郵便貯金の存在といふことについていろいろな議論を招くことになる、このようにも思ふわけでありまして。

そういうところから、地域間での金利といふような話まで議論がされておる、このように聞かされてゐたのでありますが、この地域金利差といふことについて郵政省はどのようにお考へですか。

○成川政府委員 地域別金利の問題につきましては、今後の金融エレクトロニクスの進展によりまして、そもそも市場において地域格差が生じないといふ有力な御意見もございまして。私もまた事業経営は単一の経営体として運営してゐるところでございまして。それから、あまねく公平にサービスを提供するといふ趣旨もございまして。そういうことから、地域別金利をつけるということについては、国民、利用者の理解が得られないのではないかと考へられますことから、地域別金利の設定につきましては極めて慎重な検討が必要であると思ひます。

○中井委員 勉強のためにお聞かせいただきたいのですが、この金利自由化、特に郵便貯金の自由化も含めてやがて注文してありますアメリカにおける郵便貯金といふのはもう既に今ないので、ヨーロッパなんかは随分自由化が進んでおりますが、ヨーロッパの郵便貯金といふのはどういふ形になつてゐるのですか。またその金利はどういふ自由化になつておるのか、郵便局の貯金の金利の決め方はどういふふうになつておるのか、お聞かせをいただきます。

○成川政府委員 西歐諸国の状況を申し上げますと、イギリスではもう完全自由化がなされております。それから、西ドイツにおきましても金利の自由化が完了してゐるところでございまして。西ドイツの金利の決定の仕方を申し上げますと、運営主体でございまして郵便貯蓄銀行の自由な判断にゆだねられてゐると聞いております。

西ドイツが世界で一番早く完全自由化がなされたところでございまして、イギリスの郵便貯金で

ございますが、大蔵省の一部局でございます国民貯蓄庁が運営しております。金利は国民貯蓄庁が銀行金利とか国債利回り等を考慮して決定しているという聞いております。

フランスでございますが、フランスはまだ金利自由化が完了していません。郵便貯金の金利は政令で定められているわけでございます。

米国は、先ほど先生からもちょうと御指摘ございましたように、郵便貯金はもう現存していません。

○中井委員 私は、この金利の自由化の問題というのは将来的に郵便貯金の制度そのものを大変大きく揺るがす問題になってくると考えております。アメリカなんかはああいうお国柄、しかも郵便局等は民間金融機関の少ないところでやれというところでやっておつて、効果が出てこなくてあっさりやめてしまった、こういう経過であつたように聞かしていただいております。

日本の郵便貯金というのは世界に冠たる仕組みを今日まで御努力いただいて維持をし貢献をされてまいりました。これからもそういう独特の国のやつておる金融という特別の仕組み、それと同時に世界の大きな金利自由化あるいは金融機関の枠の撤廃、証券や何かとの枠の撤廃、こういった流れ、その中で独自性を守って十分国民サービスができるように御検討いただきますことをお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○上草委員長 次に、赤城徳彦君。

○赤城委員 最初に、郵便貯金事業のために日夜御努力されております関係者の皆様から敬意を表したいと思います。

特に、最近の金融自由化の流れというものは大変急激なものがあつまして、また、預金者の方も金利に対する選好が強くなつてきたというところで、民間の金融機関との競争というものが現場では大変熾烈なものがあるというふうに聞いております。また、V九〇といひますか、集中満期を迎えております定期貯金の再吸収のために激しい競争がある、こういうことをよく伺うわけでございま

す。こういうときでございますから、郵政省を初めとして、二万四千の郵便局の皆様が一丸となつて金融自由化に向けて努力しなければならな

いときであるというふうに考えております。そこで最初に、個々の質問に入る前に、郵便貯金の基本といひますか、これからの金融自由化に向けてどういふ姿勢でいくのかといったところをお尋ねしたいと思つております。

私思ひますのに、郵便貯金事業には二つの大きな役割があるというふうに思つております。一つは、庶民の身近な貯金手段として過去明治八年から今日まで発展してきたわけでございますが、それぞれの人生設計の中で、老後に備えとか入学に備えということと蓄えをしていく、そういう身近な貯蓄手段としての意味と、それからそこで集められたお金というものを地方のために、学校や公園のために地域に還元していく、こういう地域社会への貢献という基本的な役割があると思つて

す。ところが最近、財テクブームといひますか、ごく一般の御家庭でも株でありますとかゴルフ会員権でありますとか、そういったものを持つ時代になりました。当然貯金に対しては金利の低いというものを非常に敏感に感じるようになってまいりました。いわゆる金利選好が強くなつたということであり、いわゆる郵便貯金といふと単に老後の蓄えであるというだけでなく、利殖の場とか財産形成の場としての意味づけが大きくなつてきたのではないかと、ある程度郵便貯金も生まれ変わるべきが来ているのじゃないかというふうに感じるわけであり、そういう意味で、金融自由化の流れといひます。そのまゝに庶民の貯蓄手段である郵便貯金といふものを先取りして貯金の小口化、自由化といふものに向けてその牽引車になるべきであるというふうに私は思つております。

そこで、金融自由化に向けての郵便貯金としてどういふふうに対処していくのかということ、それから既に導入してあります小口MMC、POSTの現状、将来どういふ商品ができてきて、例えば

大口定期の限度額、この引き下げがどういふふうになるのか、郵便貯金でどういふ商品が扱えるようになるのかといったその将来像といったことをお尋ねしたいと思つております。

○成川政府委員 自由化に向けての郵便貯金の取り組み方でございますが、郵政省といたしましては、大口預金者に比べまして小口預金者の利益がかなり損なわれるというわけではございませんけれども、金利が低いというような状況になつております。小口預金者の利益を守るためにもそれから社会的な公正さを確保するというような観点から、あるいは金融の国際化といひますか、国際的な要請といふような観点からでもできるだけ早く完全自由化を進めていくべきだということと考えているところでございます。関係の向き等ともいろいろと意見交換しながら鋭意対処していきたいというふうに思つております。

それから、先生御指摘のように郵便貯金には二つの役割を持つておりまして、一つは全国あまねく公平に個人金融サービスを提供いたすということとでございます。第二点目といたしましては、社会資本整備等のための公的分野への資金供給を行う、そういうことによつて国民福祉の向上に大きく貢献していただくわけでありまして、今後、金融の自由化が進展する中にあつても、この基本的な役割は変わつていかないのではないかというふうに思ひます。

それから、小口MMCの状況でございますが、おかげさまでいひますか、昨年の六月以来、発売されましてから今日まで十二兆円余りの小口MMCの預入がございまして、しかしながら、民間の金融機関等に比べますと、その割合はなおまだ低いというふうな状況にあるかと思ひます。

小口MMCの貯金POSTといひますか、小口MMC貯金の商品性でございますが、昨年の九月以来私どもいろいろと申し上げておるのですが、金利の決定方法につきまして若干問題があるのではないかとどういふふうに考えております。キャップルールというのがございまして、国債のクーポン

レート、表面利率マイナス〇・七％というものでキャップがはまつておりまして、そのような状況から十一月の時点ではもしそのまま放置いたしましたと、規制金利を市場金利連動型預金である小口MMCの金利が下回るというような状況もございまして、緊急避難的な措置としてフロアルールを取り入れられたような状況にございまして、いずれにいたしましても、大口定期と小口MMCの預貯金金利との格差は一ポイント近いような状況にございまして、その金利の決定方法につきまして改善を図つていかなければいかぬではないかというふうに思つております。

それと最低預入金額が現在百万円になつていわけです。四月から、三百万円から百万円に引き下げられて利用しやすくなつたといふことは言えるわけですが、まだ庶民といひますか、預金者の立場からいひますと、さらに引き下げるべきではないかというふうに思つております。したがひまして、これらを中心といたしまして、鋭意折衝を重ね早期に小口預金者の利益が守れるようにしていかなければならぬというふうに思つております。

それから、先ほど来よく申し上げて恐縮ですが、けれども、一千万円未満の小口預金者の自由化につきましたも、早急に実現するように努力していかなければならぬというふうに思つていところでござい

ます。いろいろと金利自由化だけではなくて金融自由化も進展してございまして、私もその中で事業をやつていく上において商品の開発あるいはニーズに

応ずる商品の多様化といひますか、そういうものも鋭意検討していかなければならぬというふうに思ひます。○赤城委員 次に、自由金利商品がどんどん導入されるということになりますと、利用者にとつては預金金利が上がるという大きなメリットが加りますけれども、郵貯事業としては調達コストが増加するわけですから、そのために金融自由化対策資金というのを設けて少しでも預託利率よりは有利に

運用しようということをやっておられるわけであります。先ほどの別の委員からの御質問でも御回答いただきましたけれども、預託利率との差が六十三年度で一・〇六%、平成元年度でおよそ〇・八%ということで大変有利な運用をされておられるということ伺いました。

ただ、今回やる債券の貸し付けで、見通しとしては〇・〇二%ほどの改善だ、この部分はごくわずか、わずかであっても少しでも有利に運用するということが大事でありますから、これはこれで大変結構なことだと思っておりますが、これから先、金融自由化が進むということで、金利の高い商品がどんどん導入されるということになりますと、調達コストがますます上がってくる、上がってくれば、この自由化対策資金でより有利な運用をしなければならぬだろうし、また自由化対策資金自体の規模ももっと拡大しなければならぬだろうというふうに思っております。

そこで、自由化対策資金は平成三年度で十五兆円、ここまでは見通しが出ておられるわけですが、それ以降どういうふうな規模に持っていくのか。また、余りこれが無制限に規模が大きくなってしまうと、本来の資金運用部に行く分が影響されてしまいますので、どこか辺を歯どめと考えるのか、その辺、お尋ねいたします。

○成川政府委員 自由化対策資金の運用規模でございますが、平成元年度末の残高では約七兆五千億でございますが、今後も拡大してまいりまして、平成三年度末には十五兆円の残高となる予定でございます。平成四年度以降の運用規模につきましては、郵便貯金事業が金融自由化に適切に対応するために設けられた趣旨を踏まえまして、今後の金融自由化の進展状況、預貯金金利の動向とか自由金利商品への移行割合とか業際問題とかいろいろございまして、金融自由化の進展状況あるいは郵便貯金事業の経営状況、その中身といたしましては、商品の開発状況とか郵便貯金の市場競争力等、それから先ほど先生から御指摘がございまして、財政投融資にどれだけ協力していく

かという財政投融資の資金需要などを総合的に勘案しながら検討していかねばならぬというふうに思っております。

金融自由化のビッチは従来に比べますと二、三年かなり急ピッチになってまいっておりますが、いづれにいたしましてはこれから検討するわけですが、いづれにいたしましては、運用規模を拡大していかなければならないのではないかと。それで、平成四年度の前算要求時、したがって、来年の夏までに、運用規模をどれくらい拡大したら対応できるかというふうなことにしまして検討を重ねていかなければならぬというふうに思っております。

いづれにいたしましても、金融自由化というのは、預金者に利益をもたらす反面、事業経営には厳しさが要求されるわけございまして、郵便貯金事業もそのうち外にあるわけではございませぬ。したがって、私どもも経営の効率化、合理化ということをしなから、一方におきまして、運用面において利払いの向上等も図っていくかなければ自由化に対応できないことになってしまいます。これはないかというふうに思っておりますので、これから精力的にその面の勉強いたしますか検討を進めていきたいというふうに思います。

○赤城委員 次に、自由化対策資金の運用先の方なんですが、私、ちよっとおかしな仕組みになっているなと思いましたが、この自由化対策資金の半分を新規国債の引き受けに充当する、こういうルールになっているということなんですが、預託利率が六・七%のところを、国債の方が六月現在では六・四%と、預託利率を下回っているわけですね。資金運用部に預託するよりも有利な運用をしたいということで始めたのに、その半分を預託利率よりも低い国債で引き受けなければならぬ。これは何か不思議な仕組みだなというふうな思ったのですが、なぜこういうふうなルールが必要なのかということ。

ほとんど取り入れるべきだと思うのですが、例えば昨年要求しました地方公共団体とか第三セクターへ出資、融資するというようなものもあるでしょうし、またほかにもいろいろな商品があるんじゃないかと思うのです。ですから、これから運用先としてどんなものが考えられるのか、あわせてお答えいただきたいと思っております。

○成川政府委員 金融自由化対策資金の出発点におきまして、国債の円滑な消化に政策的に協力するという観点から、新規運用額の二分の一を新発国債の引き受けに充てるということにしたところでございます。その当時は国債の売れ行きもそれほどよくなかったという背景もあるんじゃないかと思っておりますが、いづれにしてもそのようなことで出発したところでございます。

しかし、国債引き受けについては、先生御指摘のとおり、他の債券と比べまして利回りが低いわけでございます。運用上負担となっていることも事実でございますが、ただ国債は、一般の債券に比べますと安全性とか流通性といった面ですぐれている面もございまして、かなり人気が高いものでもあるわけでございます。相場動向によりましては売却も可能でございますし、一概に不利だとは言いませんが、ただ運用利回りという面ではやはり負担となっていることは事実でございますので、今後の金融自由化の進展に対応した資金運用のあり方を検討する際に、この国債引き受けルールのある方についても検討していかねばならぬと思っております。先ほど申し上げましたように、十五兆というふうに平成四年度までは固まっておりますが、その後の運用規模あるいは運用のあり方等につきまして検討する際に、それらも含めて検討していかねばならないというふうに思っているところでございます。

それから、運用範囲の拡大等についてでございますが、御案内のとおり平成元年の七月には、株式等に運用可能な指定単に運用することといたしたところでございます。平成二年度におきましては、今回お願いしております債券の貸付制度、あ

るいは大型事業私募債への運用ということで、運用範囲が多様化あるいは拡大されたところでございます。今後の自由化対策資金の運用対象としましては、先生御指摘の地方公共団体あるいは第三セクターへの融資とかあるいは債券先物取引、オプション取引等への運用等があり得るわけでございますが、これらについて検討をして実現に向けて努力していきたいというふうに思っております。

○赤城委員 次の質問に参ります。集中満期定期貯金ということで再吸収に今御尽力いただいておりますけれども、それとの関係で定期貯金の限度額のことでもちよっとお尋ねしたい。と申しますのは、十年前に三百万円で預けたものが元利合計で六百五十万円ぐらいになっているということで、その預けかえがスムーズにいって七百万円ということになっているらしいのですが、現場に聞いてみますと、どうも七百万円は足りない。家族名義のものを合わせて、あるいはほかの預金と合わせて一千万を超えるというふうな御家庭も多いわけでございます。一千万を超えますと大口定期が、より有利なものが利用できますので、そちらに逃げてしまうという例も幾つか聞いております。

そもそも考えてみますと、この限度額というのはどういうふうな決まっているのかなということが出てくるわけです。過去からずっと見てみますと、大体日銀の調査した一世帯あたりの平均貯蓄額と見合いて限度額が引き上げられてきたように思うのですが、四十八年に三百万円として以来ずっと据え置かれてきて、六十三年に入ってからややく五百万円に引き上げられました。この五百万円というの非課税措置を廃止した見返りだというふうに言われておりまして、必ずしも一般家庭の平均的な貯蓄額と、それを預け入れるのに十分な限度額というふうな形になっていないんじゃないかと思うのです。

最初に申し上げましたように、今財テクブームだと言われて、一般の家庭でも金融資産をたくさんお持ちであります。最近では、年率で大体一割ぐ

らいふえているという状況でありますから、いかに庶民の金融機関といえども、一般の御家庭がごく普通に、十分に利用できるだけの額というものが必要じゃないか、それはどのぐらいかなというふうに考えてみますと、平成元年では一千万を超える千三万円平均貯蓄額を持つていたわけですから、このままの伸びでいいますと、平成二年にはほぼ千百万円を超えるのではないかとこのように思うわけです。でありますから、限度額としては少なくとも一千万、できれば一千万二千二百万円くらい必要じゃないかと思うのですが、郵政省のお考えをお尋ねいたします。

○成川政府委員 先生御指摘のとおりでございます。この一月に七百万円に引き上げられたところでございますが、その実施は前回の法律の改正でお認めいただいたところでございまして、昨年の予算の要求時点におきましては、一千万円に引き上げてもらいたいということで努力したのですが、結果的には政府部内で調整がつかずに、七百万円のままだかざるを得ないという状況になったところでございます。

それで、日銀の貯蓄に関する世論調査によりまして、一世帯当たりの貯蓄目標額は二千四百万円にもなっておりますし、先ほど先生御指摘のように、平均貯蓄金額も一千万円を超えているというような状況にもあるわけでございます。年率一％ぐらいに伸びているという状況にもなっておりますので、それらも勘案しながら、来年度の予算要求におきましては限度額を引き上げて、預金者のニーズといえますが要望にこたえられるようにしていかなければならないのではないかとこのように思っております。具体的な数字につきましては、これから鋭意検討して詰めていきたいというふうに思います。

○赤城委員 せっかく大蔵省の方お見えですので、なぜこの限度額七百万円なのかということ、その決定された根拠といえますか、そこをお尋ねしたいと思っております。

それから、定額貯金の再吸収ができるようにと

いうふうな話を聞いておるのですけれども、そうだとしますと、今七百万円預けた定額貯金というのは十年後に千四百四十万円になる、そう言ったときには、これは限度額は千二百万円にする、そういうふうになつてしまふので、ここら辺はぜひ一般家庭の平均貯蓄額に見合う限度額という考え方をとるべきじゃないかと思うのですけれども、御見解をいただきたいと思ひます。

○日下部説明員 郵便貯金の預入限度額につきましては、国営による簡易で確実な少額貯蓄の提供手段という郵貯制度の趣旨に基づいて設定されたものというふうに考えておりました。いわば郵貯制度の基本をなすものというふうに承知しております。

具体的に預入限度額をどういうふうに決定するかということにつきましては、こういう郵貯制度の基本的な性格を前提として、金融情勢の推移等を踏まえつつ、必要に応じて見直しをしております。昨年度の予算におきまして、このように観点、それに、今先生御指摘のありました平成二年四月に定額貯金が集中満期を迎えるという事情を勘案して、預入限度を五百万円から七百万円に引き上げたところでございます。

今後につきましても、郵貯の預入限度額につきましては、金融情勢の推移を踏まえつつ、先ほど申し上げました、国営による簡易で確実な少額貯蓄の手段の提供という郵貯の制度趣旨に基づいて検討してまいりたいというふうに考えております。

○赤城委員 この限度額の問題につきましては、郵政省だけではなかなか実現しないことでありますので、先ほど申し上げた趣旨を踏まえて大蔵省の方にも御理解をいただいて話を進めていただきたいと思ひますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次に、時間がございますのでポランテア貯金の方の質問に進めさせていただきます。

今回、大変素晴らしい制度だと思うのです、このポランテア貯金といふものです。今まで日本

は援助大国となかなか呼ばれてこなかった。ODAでは、額はもう世界第二位の援助国であつて、一人当たりで見ても遜色のない援助大国であると思ふのですけれども、なぜそう呼ばれてこなかったのかと考えてみますと、どうも援助の心といひますか草の根レベルの援助というものがまだまだおくれでいたんじゃないか。そういう意味で、こういうポランテア貯金という民間の一般の方の善意を各国に送ろう、そういうシステム、仕組みができたのは大変時宜を得た素晴らしいものだといふふうに思ひます。

ただ、ポランテア貯金という、まさにその名前のとおりでありまして、この制度の成否のかぎを握るのが預金者の自発的な意思、預金者の気持ちとどれだけ酌めるのかということにかかってくるんだと思ひます。そうしますと、本制度では預金者がその利子から二割ですが、出したものを一たんプールして、それを民間の団体の希望に応じて配分するということで、預金者がどこへ寄附したい、どこへ送りたいという希望がかなえられない、そういう仕組みになっているんじゃないかと思ふのです。

これは、預金者一人一人の希望を聞くというのは難しいかもしれませんけれども、例えばアフリカの難民のための寄附です、あるいは中国の天安門事件が起きたとき、そこへ寄附したい、そういうような希望のかなえられるようなシステム、また、寄附の割合についても、二割ということじゃなくして金額寄附したいという人もいれば、一割がいいという人もいます、そこら辺の希望がかなえられるようないろいろな形のものをつくるということとが大事じゃないかと思ふのです。その辺、御見解をお答えいただきたいと思います。

○成川政府委員 まず、寄附の割合でございますが、「利子の全部又は一部」ということでございまして、幅広くお認めいただくべく審議をお願いしているところでございます。出発点は二割で出させていただきますが、預金者の意向等も踏まえながら順次種類をふやしていきたいというふう

に思つておるところでございます。

それから預金者の意向等も考えてやるべきではないかという御趣旨でございますが、先ほど来申し上げておりますように、預金者の会とか郵便貯金モニターとかございます。また、預金者の声もお聞かせいただいているいろいろな場面もあるのじゃないかというふうに思ひます。ODAと違って機動的、弾力的にできるというところにこのNGOのよさがあるわけでございますので、預金者の意向等によりまして弾力的、機動的に、海外援助に預金者の善意が生かせるように努めていくべきだといふふうに思ひます。

○赤城委員 それからもう一つ、この制度の成否のかぎを握るものといひまして、預金者なわけです。預金者というのは少しも利子を、とらの子のお金を少しもふやしたいという気持ちで預けるわけですから、黙つていたのではそこからせつかくの利子を寄附しようという人は出てこないんじゃないかと思ふのです。ですから、より積極的に寄附していただくように、勧誘するとか何かインセンティブになるようなもの、お年玉つきとか景品つきというのがあるのかちよつとわかりませんが、何かそういうアイデアを出して、預金を、寄附をしたいなと思ふような仕組み、そういうものが考えられないかと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○深谷国務大臣 赤城委員の御指摘のように、せつかく皆さんの御理解をいただいて出発をいたしましても、実際にそれに参加してくださる方が多くなければ意味をなしません。そういう意味では、欣然として御参加いただけるようなPRとか、さまざまな対応というのは御指摘のとおり大変重要になつてくるだろうと思ひます。

私ももといたしましては、例えば国際ポランテア貯金にふさわしいデザインの特用通帳を発行するとか、あるいは国際ポランテア貯金の協力者であることを証明するポランテア協力証といったようなさまざまなことをこれから工夫してまいりたいというふうに思つております。どうぞ

お若いアイデアをまたお寄せいただくように、こちらからもお願い申し上げます。

○赤城委員 ありがとうございます。

まあ、赤い羽根なんているのがありますから、預金、ポランテアやっているんだよというのがわかるような、例えばバジなんている、私もこういう菊のバジつけて、これは大変うれしいのですけれども、そういうものもいろいろいいかと思ひます。

最後に、ポランテア貯金に対するPRを兼ねての大臣の意気込みと、それから最初にお尋ねしたのですが、これから金融自由化に向けての郵便貯金事業をどういうふうに行っていくのかというその意気込みをお尋ねいたしまして、質問を終わりたいと思ひます。

○深谷國務大臣 金融自由化に向けて私たちが積極的に対応していくのは国民の、つまり預金者のニーズにいち早く対応するという意味でございまして、私もその自由化に向けて十分な体制をつくっていくように万全を期してまいりたい、積極的に対応してまいりたい、そう思っております。それから、ポランテア貯金につきましては、恐らく川崎政務次官もお答えしたと思ひますが、日本がこれだけ経済的に発展をして、当然世界に奉仕しなければならぬ立場に相なっております。それは税金という形で、つまりODAを中心とした国の援助ももちろん大事なことでございまして、今相当の伸びを見せておりますけれども、それだけではなしに、国民一人一人が国際社会のポランテアに参加しているんだという意識を持っていただくということが非常に大事だということに考へます。全国二万四千ある郵便局を中心にした形で、全国くまなく国民一人一人が何らかの形で国際的なポランテアに参加しているのだという意識を高めることも極めて大事であらうと思ひますので、その二つの目的をかなえるために郵政省としまして全力を挙げたいと考えております。

○赤城委員 ありがとうございます。

私も、世界に貢献する日本、その一員として一生懸命頑張つてまいりたいと思ひます。質問を終わります。

○上草委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○上草委員長 両案について、日本共産党から討論の申し出がありました。先刻の理事会において協議の結果、御遠慮願うことになりましたので、さよう御了承願ひます。

これより採決に入ります。まず、郵便貯金法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○上草委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○上草委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、鈴木恒夫君外三名より、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。鈴木恒夫君。

○鈴木(恒)委員 ただいま議題となりました郵便貯金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

郵便貯金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、この法律の施行に当たり、郵便貯金事業をめぐる厳しい環境に対応するとともに、我が国内の諸情勢にかんがみ、貯蓄の増強が必要であることを強く認識し、次の各項を実現するよう積極的に努めるべきである。

一 預金者の利益を増進するため、郵便貯金を含む小口預貯金金利の完全自由化の早期実現を図ること。

一 国民の健全な資産形成に資するため、郵便

貯金の預入限度額の一層の引上げを図ること。

一 多様化する国民のニーズに適切に対応するため、個人貸付制度の改善・充実、ATM・CDの増置・利用時間の延長、口座振替の方法による国税の収納・還付及び公務員の給与振込等のサービスの推進し、国民の利便の向上を図ること。

一 金融自由化の進展に対応し、郵便貯金事業の健全な経営を確保するため、金融自由化対策資金の運用対象の多様化及び運用規模の拡大に努めるとともに、郵便貯金資金を地域の振興・生活環境の整備拡充等に活用するなど、資金運用制度の一層の改善・充実を図ること。

以上のとおりであります。

この附帯決議案は、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党の四派共同提案に係るものでありまして、案文は、当委員会における質疑の動向等を参酌して作成したものでありますから、各項目についての説明を省かせていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○上草委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

〔賛成者起立〕

○上草委員長 起立多数。よって、本動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

○上草委員長 次に、郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○上草委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○上草委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、前田武志君外三名より、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。遠藤和良君。

○遠藤(和)委員 ただいま議題となりました郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律案に対する附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、この法律の施行に当たり、国際社会の発展に一層貢献するため、次の各項を早急に実現するよう努めるべきである。

一 寄附金充当分の利子については、預金者の善意に応え、民間海外援助事業の拡充に資するため、できるだけ早期に非課税とするよう努めること。

一 預金者が寄附委託を行った貯金については、一般の郵便貯金の預入限度額の別枠とするなど、より多くの国民の参画が得られるよう努めること。

一 寄附金の処理に当たっては、海外援助事業の困難性を認識し、より被援助国並びにその国民の立場に立った配分に留意するとともに、寄附金が預金者の善意に基づくものであることにかんがみ、専門家の意見、預金者の意向等が反映されるよう適切な措置を講ずること。

以上のとおりであります。

この附帯決議案は、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党の四派共同提案に係るものでありまして、案文は、当委員会における質疑の動向等を参酌して作成したものでありますから、各項目についての説明を省かせて

いただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○上草委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

〔賛成者起立〕

○上草委員長 起立多数。よって、本動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。深谷郵政大臣。

○深谷国務大臣 ただいま郵便貯金法の一部を改正する法律案及び郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律案の二法律案を御可決いただき、厚くお礼申し上げます。

本委員会の御審議を通じて承りました貴重な御意見並びにただいまの附帯決議につきましては、今後の郵政行政を進めるに当たり、御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

まことにありがとうございます。（拍手）

○上草委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○上草委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○上草委員長 簡易生命保険法の一部を改正する法律案、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案、簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

順次、趣旨の説明を聴取いたします。深谷郵政

大臣。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○深谷国務大臣 最初に、簡易生命保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、近年における社会経済情勢の推移及び保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険及び郵便年金の一元化並びに加入者に対する保障内容の充実を図るため、郵便年金制度を簡易生命保険制度に統合するとともに、保険金及び年金の保障を一体として提供する簡易生命保険の制度を創設すること等を行うものとしております。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。第一は、郵便年金制度を簡易生命保険制度に統合することであり、現在、郵便年金法に基づいて終身年金、定期年金及び夫婦年金を提供しておりますが、改正案は、現在の終身年金、定期年金及び夫婦年金と同様の内容を有する終身生命保険、定期年金保険及び夫婦年金保険を簡易生命保険法に基づいて提供することとし、加入限度額も現在の郵便年金と同様に年額七十二万円までとするものであります。

第二は、保険金及び年金の保障を一体として提供する簡易生命保険の制度の創設であります。これは、被保険者が死亡したこと等により保険金の支払いをする終身保険と被保険者の死亡に至るまで年金の支払いをする終身年金保険を一体として提供することができる制度を設けるものであります。終身保険と定期年金保険、家族保険と夫婦年金保険につきましても、同様に一体として提供することができ、制度を設けることとしております。

このほか、保険契約の変更の制度を整備すること等を内容としたしております。

なお、この法律の施行期日は、平成三年四月一日としております。

次に、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国の金融・経済環境は、急速に変化しており、簡易生命保険事業及び郵便年金事業におきましても、これらの変化に適切に対応し、資金の一層の効率的運用を図ることにより、簡易生命保険及び郵便年金の加入者の利益を増進する必要があると見られます。

この法律案は、こうした要請にかんがみ、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金をもって取得した債券を貸し付けることができることとするものであります。

なお、この法律の施行期日は、公布の日としております。

次に、簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、高齢化の進展等我が国の社会経済情勢は急速に変化しており、簡易生命保険事業及び郵便年金事業におきましても、これらの変化に適切に対応し、簡易生命保険及び郵便年金の加入者の福祉を増進する必要があると見られます。

この法律案は、こうした要請にかんがみ、簡易生命保険及び郵便年金の加入者福祉施設の設置及び運営等の業務を行っている簡易保険郵便年金福祉事業団の適切なかつ能率的な業務の遂行に資するため、同事業団の委託によりその業務の一部を行う事業に同事業団が出資することができるとするものであります。

なお、この法律の施行期日は、公布の日としております。

以上が、これら三法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○上草委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十日水曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四分散会

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 契約

第一節 保険契約及び保険約款（第五条—第七条）

第二節 保険の範囲（第八条—第二十六条）

第三節 契約の関係者（第二十七条—第三十七条）

第四節 契約の成立（第三十八条—第四十七条）

第五節 保険料の払込み（第四十八条—第五十条）

第六節 保険金の支払（第五十一条—第五十六条）

第七節 契約関係者の異動（第五十七条—第六十一条）

第八節 契約の変更（第六十二条—第六十八条）

第九節 還付金の支払（第六十九条—第七十条）

第十節 契約の復活（第七十一条—第七十五条）

第十一節 保険金支払等の特例（第七十六条—第七十七条）

第十二節 雑則（第七十七条—第八十七条）

第三章 簡易生命保険審査会 第八十八条―第一節

第四章 加入者福祉施設(第百一条)

附則

第二條中「郵政省」を「郵政大臣」に、「つかさどる」を「管理する」に改める。

第三章を削る。

第二條の二の見出し中「保険金等の」を削り、同条中「基く保険金」を「基づく保険金、年金」に改め、同条を第三條とする。

第二章中第五條の前に次の節名を付する。

第一節 保険契約及び保険約款

第五條第一項中「保険金」の下に「又は年金」を加え、同條第二項中「第十六條の三」を「第十三條」に改める。

第七條から第十三條までを削る。

第六條第一項中「法律」の下に「及びこの法律に基づく命令」を加え、「次の事項を定めた」を削り、各号を削り、同條第四項中「法律」の下に「この法律に基づく命令」を加え、「申込」を「申込み」に改め、同項を同條第五項とし、同條中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加え、同條を第七條とする。

3 郵政大臣は、保険約款を定めるに当たつては、簡易生命保険が簡易に利用できる生命保険として国民に提供される制度であることに留意し、簡易生命保険の範囲及び保険契約による権利義務を明確にするともに、分かりやすいものにするよう配慮しなければならない。

第五條の二中「因り」を「より」に改め、同條を第六條とする。

第十四條中「及び財形貯蓄保険」を「財形貯蓄保険、終身年金保険、定期年金保険及び夫婦年金保険」に改め、同條を第八條とし、同條の前に次の節名を付する。

第二節 保険の範囲

第十五條を第九條とし、第十五條の二を第十條とする。

第十六條中「因り」を「より」に、「外」を「ほ

か」に改め、同條を第十一條とし、同條の次に次の一條を加える。

(家族保険)

第十二條 家族保険とは、一の保険契約において保険契約者(保険契約者の保険契約による権利義務を第五十九條第二項又は第三項の規定により承継した者を除く)を主たる被保険者とし、その者の配偶者及び子のうち保険約款の定める者をその余の被保険者とする生命保険であつて、主たる被保険者及び配偶者たる被保険者につき次の事由のうち保険約款の定める事由が発生したことにより、子たる被保険者につき第二号に定める事由が発生したことによりそれぞれ保険金の支払をするものをいう。この場合において、配偶者たる被保険者に係る保険金の支払の事由のうち死亡以外のものは、主たる被保険者の死亡後のものに限るものとする。

一 その者が死亡したこと又はその者が死亡したことのほかその者の生存中に保険約款の定める期間が満了したこと。

二 その者がその保険期間の満了前に死亡したこと又はその者がその期間の満了前に死亡したこと又はその者の生存中に保険期間内の保険約款の定める期間が満了したこと。

三 その者の生存中にその保険期間が満了し、若しくはその期間の満了前にその者が死亡したこと又はこれらの事由のほかその者の生存中に保険期間内の保険約款の定める期間が満了したこと。

2 前項の子は、次に掲げる者に該当しないものでなければならない。

一 主たる被保険者について保険金の支払の事由(保険約款の定める期間が満了したことを除く)の発生後に、出生した者(その支払の事由が発生した当時胎児であつた者を除く)又は養子となつた者

二 年齢一月未満又は二十年以上の者

三 配偶者のある者

四 主たる被保険者及びその配偶者以外の者の

養子となつてゐる者

第十六條の二を削る。

第六十八條第四項中「簡易保険郵便年金福祉事業団法」を「簡易保険福祉事業団法」に、「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に、「行なわせる」を「行わせる」に改め、第四章中同條を第百一条とする。

第三章中第六十七條を第百條とし、第六十六條を第九十九條とし、第六十五條を第九十八條とする。

第六十四條中「左の」を「次の」に改め、同條を第九十七條とする。

第六十三條を第九十六條とし、第六十二條を第九十五條とし、第六十一條を第九十四條とする。

第六十條中「第三條第一項の局長」を「郵政大臣」に改め、同條を第九十三條とする。

第五十九條の見出し及び同條第二項中「取下」を「取下げ」に改め、同條を第九十二條とする。

第五十八條第二項中「左の」を「次の」に改め、同條を第九十一條とする。

第五十七條第二項中「第五十五條及び郵便年金法第四十條」を「第八十八條」に改め、同條を第九十條とする。

第五十六條を第八十九條とする。

第五十五條第一項中「又は保険金受取人」を「保険金受取人又は年金受取人」に、「簡易生命保険郵便年金審査会」を「簡易生命保険審査会」に改め、同條第二項中「又は保険金受取人」を「保険金受取人又は年金受取人」に改め、同條を第八十八條とする。

第三章 簡易生命保険郵便年金審査会を「第三章 簡易生命保険審査会」に改める。

第五十四條の二を削る。

第五十四條中「保険金」の下に「年金」を加え、「因つて」を「よつて」に改め、第二章中同條を第八十七條とする。

第五十三條第二項中「但し、左に」を「ただし、次に」に改め、同項第一号中「引下」を「引下げ」に改め、同項第二号中「引上」を「引上げ」に改め、

同項第三号中「引下」を「引下げ」に改め、同條を第八十六條とする。

第五十二條の三中「始めから」を「初めから」に改め、同條を第八十五條とする。

第五十二條の二第四号中「保険約款」を「保険約款の」に改め、同條を第八十四條とする。

第五十二條中「保険金」の下に「年金」を加え、同條を第八十三條とする。

第五十一條中「保険金」の下に「年金」を加え、同條を第八十二條とし、同條の前に次の一條を加える。

(差押禁止)

第八十一條 次に掲げる保険金を受け取るべき権利は、差し押さえることができない。

一 被保険者が死亡したことにより支払う場合の保険金

二 被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことにより支払う場合の保険金

三 第七十六條の規定により支払う場合の保険金

四 特約に係る保険金

2 第五條第一項の年金を受け取るべき権利は、差し押さえることができない。ただし、その支払期における金額の二分の一に相当する額を超える額を受け取るべき権利を差し押さえる場合及び国税滞納処分(その例による処分を含む)により差し押さえる場合は、この限りでない。

第五十條を削る。

第四十九條中「保険金」の下に「年金」を加え、同條を第八十條とする。

第四十八條中「被保険者たる子」を「子たる被保険者」に改め、同條を第七十九條とする。

第四十七條第一項中「又は保険金受取人」を「保険金受取人又は年金受取人」に改め、同條第二項中「保険料払込」を「保険料払込み」に改め、同條を第七十八條とする。

第四十六條中「減額」の下に「又は年金額の減額(年金支払事由発生日の前日までに限る。)」を加

第一類第十一号 逋信委員会議録第十二号 平

2 前項の還付金の額は、次の各号の区分に従い

たことにより支払う場合の保険金額に、保険期

(準用規定)

第六十三條 保險金額の増額等変更契約については、第二十八條第一項、第三十二條前段、第三十八條から第四十二條まで、第四十五條、第四十六條第一項、第四十七條第一項及び第二項、第四十八條第二項から第五項まで、第五十二條第一項及び第三項、第五十四條、第五十六條第一項（第二号から第四号までを除く。）並びに第六十九條第一項の規定を準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十七條の四を削る。

第三十七條の三の見出し中「増額変更」を「増額等による変更」に改め、同条第一項中「保險金額（特約に係る部分を除く。）の増額及びこれに伴う保險期間の延長をするため」を「次に掲げる事項（特約に係るものを除く。）につき」に改め、同項に次の各号を加える。

一 保險金額の増額（終身年金保險又は定期年金保險から終身保險、定期保險又は養老保險への変更及び夫婦年金保險から家族保險への変更を含む。）

二 保險期間の延長（定期保險又は養老保險から終身保險への変更を含む。）

三 前二号に掲げるもののほか、終身保險、定期保險、養老保險又は家族保險の保險契約において国が負担した危険を増加させる事項であつて政令で定めるもの

第三十七條の三第二項中「増額変更契約」を「増額等変更契約」に改め、同条を第六十二條とし、同条の前に次の一条及び節名を加える。

（保險金受取人の指定又はその変更）

第六十一條 終身保險、定期保險、養老保險又は財形貯蓄保險の保險契約（特約に係る部分を除く。）においては、保險契約者は、既に支払の事由が発生した保險金又は還付金に係る保險金受取人を除き、保險金受取人を指定し、又はその指定を変更することができる。ただし、保險契約者の指定した保險金受取人が第三者である場合において、保險契約者が指定の変更をしない旨の意思を国に対して表示したときは、この限りでない。

2 前項の指定又はその変更は、国に通知しなれば、これをもつて国に対抗することができる。

3 第一項の指定又はその変更をする場合には、第二十八條第一項の規定を準用する。

第八節 契約の変更

第三十七條の二「家族保險」の下に「又は夫婦年金保險」を加え、「被保險者たる配偶者又は子」を「配偶者たる被保險者又は子たる被保險者」に、「配偶者」を「配偶者たる被保險者」に、「子」を「子たる被保險者」に改め、同条第一号中「取消」を「取消し」に、「又は配偶者」を「配偶者たる被保險者」に改め、「なつたとき」の下に、「又は配偶者たる被保險者が故意に主たる被保險者を殺したとき」を加え、同条第二号中「子が」を「子たる被保險者が」に、「取消」を「取消し」に改め、同条を第六十條とする。

第三十七條第一項中「又は養老保險」を「養老保險、終身年金保險又は定期年金保險」に、「第三十八條第一項」を「第六十一條第一項」に、「場合には被保險者」を「場合にあつては、被保險者及び年金受取人」に、「因る」を「よる」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「家族保險」の下に「又は夫婦年金保險」を加え、同条を同条第二項とし、同条第四項中「前項」を「家族保險の保險契約においては、前項に改め、同項を同条第三項とし、同条に次の一項を加え、同条を第五十九條とする。

4 終身年金保險、定期年金保險、終身年金保險付終身保險又は定期年金保險付終身保險の保險契約においては、年金支払事由発生日（保險契約の効力が発生した日から年金を支払うこととする保險契約においてその申込みを承諾したときは、その申込みの時）に、年金受取人が、保險契約者の保險契約による権利義務を承継する。

第三十六條の二第一項中「若しくは第二項」を削り、同条第二項中「第三項」を「第四項」に改め、同条を第五十八條とする。

第三十六條第一項中「因る」を「よる」に改め、ただし書を次のように改める。

ただし、終身年金保險付終身保險又は定期年金保險付終身保險の保險契約にあつては、年金支払事由発生日以後は、この限りでない。

第三十六條第二項後段を削り、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 終身年金保險又は定期年金保險の保險契約においては、保險契約者は、年金支払事由発生日の前日までに限り、第三者に保險契約による権利義務を承継させることができる。ただし、これらの保險契約に特約が付されている場合にあつては、被保險者の同意を得なければならぬ。

第七節 契約関係者の異動

第三十五條第一項中「保險契約」を「終身保險、定期保險、養老保險、家族保險又は財形貯蓄保險の保險契約」に改め、同条第三号中「保險金受取人」を「保險契約者の指定した保險金受取人」に、「その者」を「その保險金受取人」に改め、同条第二項中「被保險者又は」の下に「保險契約者の指定した」を加え、同条第三項第二号中「保險金受取人が」を「特約の保險金受取人となるべき主契約の保險金受取人で保險契約者の指定したものが」に、「与えた」を「与え、当該傷害を直接の原因として被保險者が死亡した」に、「その者」を「その保險金受取人」に改め、同条を第五十六條とする。

第三十四條第一項第一号中「被保險者」を「被保險者」に改め、ただし書を削り、同条第二項中「前項」を「前項第二号」に改め、同条を第五十五條とする。

第三十三條の二「第三十七條第一項若しくは第二項」を「第五十九條第一項」に改め、同条を第五十四條とする。

第三十三條第一項中「被保險者（特約が附されている保險契約にあつては、主契約に係る被保險者）」を「終身保險、定期保險、養老保險又は家族保險の保險契約（特約に係る部分を除く。）においては、被保險者」に改め、同条第二項中「第四十四條」を「第七十五條」に、「前項の規定」を「同項の規定」に、「少い」を「少ない」に改め、同条第三項中「保る」を「おいては、」に、「因り」を「より」に改め、同条を第五十三條とする。

第三十二條第三項中「被保險者たる子」を「子たる被保險者」に改め、同条を第五十二條とする。

第三十一條第一項中「あるもの」の下に「家族保險の保險契約で保險約款の定めるものを加え、」とき又は」を「とき、又は」に改め、「養老保險又は家族保險のうち保險約款の定めるものの保險契約にあつては、保險期間が満了したことにより支払う場合の保險金額」を削り、「同額」の下に「（保險金額を保險金の支払の事由又は期間の経過に応じて異なる額とする保險契約にあつては、当該保險金額に相当する額を超えない範囲内において、保險約款の定める額）」を加え、同条第二項中「左に」を「次に」に改め、同条を第五十一條とし、同条の前に次の節名を付する。

第六節 保險金の支払

第三十條中「終身保險、定期保險、養老保險又は家族保險の保險契約」を「保險契約（財形貯蓄保險の保險契約を除く。）」に改め、「保險金受取人」の下に「又は年金受取人」を加え、同条を第五十條とする。

第二十九條中「附されている」を「付されている」に改め、「経過後」の下に「（保險料を一時に払い込む保險契約にあつては、その保險契約の効力発生後）」を加え、同条を第四十九條とする。

第二十八條第三項中「第一項又は第二項」を「前二項」に、「第二十一條」を「第三十九條」に、「第二十二條第二項ただし書」を「第四十條第二項ただし書」に改め、同条第四項中「責」を「責め」に改め、同条第五項中「第二十三條」を「第四十一條」に改め、同条を第四十八條とし、同条の前に次の節名を付する。

第五節 保險料の払込み

第三十條中「終身保險、定期保險、養老保險又は家族保險の保險契約」を「保險契約（財形貯蓄保險の保險契約を除く。）」に改め、「保險金受取人」の下に「又は年金受取人」を加え、同条を第五十條とする。

第二十九條中「附されている」を「付されている」に改め、「経過後」の下に「（保險料を一時に払い込む保險契約にあつては、その保險契約の効力発生後）」を加え、同条を第四十九條とする。

第二十八條第三項中「第一項又は第二項」を「前二項」に、「第二十一條」を「第三十九條」に、「第二十二條第二項ただし書」を「第四十條第二項ただし書」に改め、同条第四項中「責」を「責め」に改め、同条第五項中「第二十三條」を「第四十一條」に改め、同条を第四十八條とし、同条の前に次の節名を付する。

第五節 保險料の払込み

第三十條中「終身保險、定期保險、養老保險又は家族保險の保險契約」を「保險契約（財形貯蓄保險の保險契約を除く。）」に改め、「保險金受取人」の下に「又は年金受取人」を加え、同条を第五十條とする。

第二十九條中「附されている」を「付されている」に改め、「経過後」の下に「（保險料を一時に払い込む保險契約にあつては、その保險契約の効力発生後）」を加え、同条を第四十九條とする。

第二十八條第三項中「第一項又は第二項」を「前二項」に、「第二十一條」を「第三十九條」に、「第二十二條第二項ただし書」を「第四十條第二項ただし書」に改め、同条第四項中「責」を「責め」に改め、同条第五項中「第二十三條」を「第四十一條」に改め、同条を第四十八條とし、同条の前に次の節名を付する。

第五節 保險料の払込み

第三十條中「終身保險、定期保險、養老保險又は家族保險の保險契約」を「保險契約（財形貯蓄保險の保險契約を除く。）」に改め、「保險金受取人」の下に「又は年金受取人」を加え、同条を第五十條とする。

第二十九條中「附されている」を「付されている」に改め、「経過後」の下に「（保險料を一時に払い込む保險契約にあつては、その保險契約の効力発生後）」を加え、同条を第四十九條とする。

第二十八條第三項中「第一項又は第二項」を「前二項」に、「第二十一條」を「第三十九條」に、「第二十二條第二項ただし書」を「第四十條第二項ただし書」に改め、同条第四項中「責」を「責め」に改め、同条第五項中「第二十三條」を「第四十一條」に改め、同条を第四十八條とし、同条の前に次の節名を付する。

第五節 保險料の払込み

第三十條中「終身保險、定期保險、養老保險又は家族保險の保險契約」を「保險契約（財形貯蓄保險の保險契約を除く。）」に改め、「保險金受取人」の下に「又は年金受取人」を加え、同条を第五十條とする。

第二十九條中「附されている」を「付されている」に改め、「経過後」の下に「（保險料を一時に払い込む保險契約にあつては、その保險契約の効力発生後）」を加え、同条を第四十九條とする。

第二十八條第三項中「第一項又は第二項」を「前二項」に、「第二十一條」を「第三十九條」に、「第二十二條第二項ただし書」を「第四十條第二項ただし書」に改め、同条第四項中「責」を「責め」に改め、同条第五項中「第二十三條」を「第四十一條」に改め、同条を第四十八條とし、同条の前に次の節名を付する。

第五節 保險料の払込み

第三十條中「終身保險、定期保險、養老保險又は家族保險の保險契約」を「保險契約（財形貯蓄保險の保險契約を除く。）」に改め、「保險金受取人」の下に「又は年金受取人」を加え、同条を第五十條とする。

第二十九條中「附されている」を「付されている」に改め、「経過後」の下に「（保險料を一時に払い込む保險契約にあつては、その保險契約の効力発生後）」を加え、同条を第四十九條とする。

第二十八條第三項中「第一項又は第二項」を「前二項」に、「第二十一條」を「第三十九條」に、「第二十二條第二項ただし書」を「第四十條第二項ただし書」に改め、同条第四項中「責」を「責め」に改め、同条第五項中「第二十三條」を「第四十一條」に改め、同条を第四十八條とし、同条の前に次の節名を付する。

第五節 保險料の払込み

第三十條中「終身保險、定期保險、養老保險又は家族保險の保險契約」を「保險契約（財形貯蓄保險の保險契約を除く。）」に改め、「保險金受取人」の下に「又は年金受取人」を加え、同条を第五十條とする。

第二十九條中「附されている」を「付されている」に改め、「経過後」の下に「（保險料を一時に払い込む保險契約にあつては、その保險契約の効力発生後）」を加え、同条を第四十九條とする。

第二十八條第三項中「第一項又は第二項」を「前二項」に、「第二十一條」を「第三十九條」に、「第二十二條第二項ただし書」を「第四十條第二項ただし書」に改め、同条第四項中「責」を「責め」に改め、同条第五項中「第二十三條」を「第四十一條」に改め、同条を第四十八條とし、同条の前に次の節名を付する。

第五節 保險料の払込み

第三十條中「終身保險、定期保險、養老保險又は家族保險の保險契約」を「保險契約（財形貯蓄保險の保險契約を除く。）」に改め、「保險金受取人」の下に「又は年金受取人」を加え、同条を第五十條とする。

第二十九條中「附されている」を「付されている」に改め、「経過後」の下に「（保險料を一時に払い込む保險契約にあつては、その保險契約の効力発生後）」を加え、同条を第四十九條とする。

第二十八條第三項中「第一項又は第二項」を「前二項」に、「第二十一條」を「第三十九條」に、「第二十二條第二項ただし書」を「第四十條第二項ただし書」に改め、同条第四項中「責」を「責め」に改め、同条第五項中「第二十三條」を「第四十一條」に改め、同条を第四十八條とし、同条の前に次の節名を付する。

第五節 保險料の払込み

第三十條中「終身保險、定期保險、養老保險又は家族保險の保險契約」を「保險契約（財形貯蓄保險の保險契約を除く。）」に改め、「保險金受取人」の下に「又は年金受取人」を加え、同条を第五十條とする。

第二十九條中「附されている」を「付されている」に改め、「経過後」の下に「（保險料を一時に払い込む保險契約にあつては、その保險契約の効力発生後）」を加え、同条を第四十九條とする。

第二十八條第三項中「第一項又は第二項」を「前二項」に、「第二十一條」を「第三十九條」に、「第二十二條第二項ただし書」を「第四十條第二項ただし書」に改め、同条第四項中「責」を「責め」に改め、同条第五項中「第二十三條」を「第四十一條」に改め、同条を第四十八條とし、同条の前に次の節名を付する。

第五節 保險料の払込み

第三十條中「終身保險、定期保險、養老保險又は家族保險の保險契約」を「保險契約（財形貯蓄保險の保險契約を除く。）」に改め、「保險金受取人」の下に「又は年金受取人」を加え、同条を第五十條とする。

第二十九條中「附されている」を「付されている」に改め、「経過後」の下に「（保險料を一時に払い込む保險契約にあつては、その保險契約の効力発生後）」を加え、同条を第四十九條とする。

第二十八條第三項中「第一項又は第二項」を「前二項」に、「第二十一條」を「第三十九條」に、「第二十二條第二項ただし書」を「第四十條第二項ただし書」に改め、同条第四項中「責」を「責め」に改め、同条第五項中「第二十三條」を「第四十一條」に改め、同条を第四十八條とし、同条の前に次の節名を付する。

第五節 保險料の払込み

第三十條中「終身保險、定期保險、養老保險又は家族保險の保險契約」を「保險契約（財形貯蓄保險の保險契約を除く。）」に改め、「保險金受取人」の下に「又は年金受取人」を加え、同条を第五十條とする。

第二十九條中「附されている」を「付されている」に改め、「経過後」の下に「（保險料を一時に払い込む保險契約にあつては、その保險契約の効力発生後）」を加え、同条を第四十九條とする。

第二十八條第三項中「第一項又は第二項」を「前二項」に、「第二十一條」を「第三十九條」に、「第二十二條第二項ただし書」を「第四十條第二項ただし書」に改め、同条第四項中「責」を「責め」に改め、同条第五項中「第二十三條」を「第四十一條」に改め、同条を第四十八條とし、同条の前に次の節名を付する。

第五節 保險料の払込み

第三十條中「終身保險、定期保險、養老保險又は家族保險の保險契約」を「保險契約（財形貯蓄保險の保險契約を除く。）」に改め、「保險金受取人」の下に「又は年金受取人」を加え、同条を第五十條とする。

第二十九條中「附されている」を「付されている」に改め、「経過後」の下に「（保險料を一時に払い込む保險契約にあつては、その保險契約の効力発生後）」を加え、同条を第四十九條とする。

第二十八條第三項中「第一項又は第二項」を「前二項」に、「第二十一條」を「第三十九條」に、「第二十二條第二項ただし書」を「第四十條第二項ただし書」に改め、同条第四項中「責」を「責め」に改め、同条第五項中「第二十三條」を「第四十一條」に改め、同条を第四十八條とし、同条の前に次の節名を付する。

第五節 保險料の払込み

第二十七條第一項中「保險契約者が」の下に「終身保険、定期保険、養老保険、家族保険又は財形貯蓄保険の」を、「保険事故」の下に「終身年金保険付終身保険又は定期年金保険付終身保険の保険契約に係る被保険者の生存及び」を加え、同条第二項中「申込」を「申込み」に、「責」を「責め」に改め、同条を第四十七條とする。

第二十六條の見出し中「因る」を「よる」に改め、同条中「保険契約者」を「終身保険、定期保険、養老保険、家族保険又は財形貯蓄保険の保険契約においては、保険契約者」に、「因る」を「よる」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第四十六條とする。

2 終身年金保険、定期年金保険又は夫婦年金保険の保険契約においては、保険契約者又は被保険者の詐欺による特約は、無効とする。

第二十五條の二を第四十五條とする。

第二十五條第一項中「申込」を「申込み」に改め、同条第二項を次のように改め、同条を第四十四條とする。

2 保険証書に記載する事項は、保険約款の定めるところによる。

第二十四條中「申込」を「申込み」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条を第四十三條とする。

第二十三條の二中「保険金」の下に「又は年金」を加え、同条を第四十二條とする。

第二十三條第一項中「第二十一條」を「第三十九條」に、「附されている」を「付されている」に、「保険約款で」を「保険約款の」に改め、同条第二項中「第二十一條第二項」を「第三十九條第二項」に改め、同条を第四十一條とする。

第二十二條第二項中「保険契約」を「終身保険、定期保険、養老保険、家族保険又は財形貯蓄保険の保険契約」に改め、同条第三項中「因る」を「よる」に改め、同条を第四十條とする。

第二十一條の見出し中「因る」を「よる」に改め、同条第一項中「保険契約の申込」を「終身保険、定期保険、養老保険、家族保険又は財形貯蓄保険の保険契約の申込み」に、「因つて」を「よつて」に、

「真実でない事」を「真実でないこと」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「被保険者たるその配偶者」を「配偶者たる被保険者」に改め、同条を第三十九條とする。

第二十條第二項中「又は家族保険の保険契約」を「若しくは家族保険の保険契約又は終身年金保険、定期年金保険若しくは夫婦年金保険の保険契約で特約を付するもの」に、「除く」を「除き、夫婦年金保険の保険契約にあつては、特約に係る被保険者となるべき者に限る」に改め、同条を第三十八條とし、同条の前に次の一節及び節名を加える。

第三節 契約の關係者

(財形貯蓄保険の保險契約者の制限)

第二十七條 財形貯蓄保険の保險契約においては、保險契約者は、被保險者で、かつ、勤勞者財産形成促進法第二條第一號に規定する勤勞者でなければならぬ。

(第三者を被保險者とする契約)

第二十八條 終身保險、定期保險又は養老保險にあつては、第三者の死亡により保險金を支払ふことを定める保險契約をするには、その者の同意がなければならぬ。

2 終身保險、定期保險、養老保險、終身年金保險又は定期年金保險の保險契約で第三者を被保險者とするものに特約を付する場合には、前項の規定を準用する。

(第三者を保險金受取人とする契約)

第二十九條 終身保險、定期保險又は養老保險の保險契約(特約に係る部分を除く)においては、第三者を保險金受取人とすることができる。

2 財形貯蓄保險の保險契約においては、被保險者が死亡したことにより保險金を支払う場合の保險金受取人に限り、第三者を保險金受取人とすることができぬ。

第三十條 保險契約においては、第三者を保險金受取人とする場合又は第三十四條の規定により第三者が年金受取人となる場合においても、保險契約者は、國に対し保險料を支払わなければ

ならない。

(第三者の利益享受)

第三十一條 保險金受取人又は年金受取人が第三者であるときは、その第三者は、當然保險契約の利益を受ける。

(家族保險の保險契約に係る配偶者の同意等)

第三十二條 家族保險の保險契約をするには、被保險者となる配偶者の同意がなければならぬ。家族保險又は夫婦年金保險の保險契約に配偶者を被保險者とする特約を付する場合も、同様とする。

(家族保險の保險金受取人)

第三十三條 家族保險の保險契約(特約に係る部分を除く)においては、次の者を保險金受取人とする。

一 主たる被保險者につきその者が死亡したことにより、又は配偶者たる被保險者につきその者の生存中にその保險期間若しくは保險約款の定める期間が満了したことにより保險金を支払う場合にあつては、配偶者たる被保險者

二 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、主たる被保險者

2 前項の規定により保險金受取人となる者がない場合には、次の者を保險金受取人とする。

一 子たる被保險者につきその者の生存中にその保險期間内の保險約款の定める期間が満了したことにより保險金を支払う場合にあつては、配偶者たる被保險者。ただし、配偶者たる被保險者がなるときは、保險金の支払の事由に係る子たる被保險者

二 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、保險金の支払の事由に係る被保險者の遺族。前項第二号の遺族については、第五十五條第二項から第五項までの規定を準用する。

4 次の者は、保險金受取人となることができな

一 配偶者たる被保險者であつて故意に主たる被保險者を殺したるもの

二 子たる被保險者であつて故意に主たる被保險者又は配偶者たる被保險者を殺したるもの

三 第二項第二号の遺族であつて故意に被保險者、先順位者又は同順位者たるべき者を殺したるもの

(年金受取人)

第三十四條 終身年金保險、定期年金保險、終身年金保險付終身保險又は定期年金保險付終身保險の保險契約においては、被保險者を年金受取人とする。

2 夫婦年金保險又は夫婦年金保險付家族保險の保險契約においては、主たる被保險者(主たる被保險者の死亡後にあつては、配偶者たる被保險者)を年金受取人とする。

(特約の保險金受取人)

第三十五條 特約においては、次の者を保險金受取人とする。ただし、終身年金保險又は定期年金保險の保險契約に付されている特約において、保險契約者が、保險事故が発生する前に、第一号本文に規定する場合の保險金受取人として保險契約者を指定してその旨を國に対して表示したときは、その表示したところによるものとする。

一 被保險者の死亡に係る保險金を支払う場合にあつては、被保險者が不慮の事故等により傷害を受けた時に死亡したとした場合に被保險者の遺族となる者。ただし、被保險者が不慮の事故等により傷害を受けた時に死亡したとした場合に当該特約に係る主契約(当該特約が付されている保險契約における第五條第一項の契約に係る部分をいう。以下同じ。)において保險契約者の指定した保險金受取人又は第三十三條第一項の規定により保險金受取人となる者があるときは、その者

二 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、被保險者

2 前項第一号の遺族については、第五十五條第二項から第六項までの規定を準用する。

3 第一項ただし書の規定により指定した保險金

受取人が保険事故が発生する前に死亡し又は保険契約者でなくなり、その後更にその指定がないときにおいては、同項第一号に規定する場合の保険金受取人は、同号に規定するところによるものとする。

4 第一項ただし書の規定による指定（その変更を含む。）をする場合には、第二十八條第二項の規定を準用する。

（保険契約者又は保険金受取人の代表者）

第三十六條 同一の保険契約につき保険契約者又は保険金受取人が数人あるときは、それらの者は、各代表者一人を定めなければならない。この場合には、その代表者は、当該保険契約につき、それぞれ他の保険契約者又は保険金受取人を代理するものとする。

2 前項の代表者が定まらないとき、又はその所在が不明であるときは、当該保険契約につき保険契約者の一人に対してした行為は、他の者に対しても、その効力を有する。

（債務の連帯）

第三十七條 同一の保険契約につき保険契約者が数人あるときは、当該保険契約に関する未払保険料、貸付金その他国に弁済すべき債務は、連帯とする。

第四節 契約の成立

第十九條を第二十六條とし、第十八條を第二十三條とし、同條の次に次の二條を加える。

（年金額）

第二十四條 年金の額（終身年金保険付終身保険、定期年金保険付終身保険及び夫婦年金保険付家族保険の保険契約に係るものを含む、第七十八條の規定に基づく剰余の分配として年金額を増加させる保険契約にあつては、当該増加させた額を除くものとする。以下この条及び次条において同じ。）は、保険約款の定めるところにより、一年ごとに年五パーセントの割合を超えない範囲内において増減させるものとする。

2 年金の額は、被保険者一人につき年額（前項

の規定により年金額を増減させる保険契約にあつては、年金の支払の事由が発生した日（以下「年金支払事由発生日」という。）から始まる一年の期間について支払う年金の年額とする。）七十二万円を超えてはならない。

3 前項の年金の額には、次条の規定による配偶者たる被保険者に係る年金の額は、これを算入しない。

第二十五條 夫婦年金保険又は夫婦年金保険付家族保険の保険契約においては、配偶者たる被保険者に係る年金の額は、主たる被保険者に係る年金の額に相当する額を超えない範囲内において、保険約款の定めるところによる。

第十七條の三中「に係る保険金額は、前条に規定する場合ごとに、主たる被保険者を「が死亡したことにより支払う場合の保険金額は、主たる被保険者が死亡したことにより支払う場合」に、「で定める」を「定めるところによる」に改め、同条を第二十二條とする。

第十七條の二中「除く。」は「の下に」、保険金の支払事由が複数あるときは「を加え」、被保険者が死亡したことにより支払う場合、保険期間が満了したことにより支払う場合、保険約款の定める期間が満了したことにより支払う場合及び被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことにより支払う場合のそれぞれにつき、」を「保険金の支払の事由に応じて」に改め、同条を第二十一條とする。

2 被保険者が死亡したことにより支払う場合の保険金額（特約に係るものを除く。）は、保険約款の定めるところにより、期間の経過に応じて異なる額とすることができる。

第十七條第四項を削り、同条を第二十條とする。

第十六條の五を第十九條とする。

第十六條の四中「被保険者」の下に「（家族保険及び夫婦年金保険の保険契約にあつては、主たる被保険者及び保険約款に定める被保険者。次条において同じ。）」を加え、「因り」を「より」に、「因つて」を「よつて」に改め、同条を第十八條とする。

第十六條の三中「勤労者財産形成促進法」の下に「（昭和四十六年法律第九十二号）」を加え、同条を第十三條とし、同條の次に次の四條を加える。

第十四條 終身年金保険とは、保険契約の効力が発生した日又は被保険者が年金支払開始年齢に達した日から被保険者の死亡に至るまで年金の支払をするものをいう。

（定期年金保険）

第十五條 定期年金保険とは、保険契約の効力が発生した日又は被保険者が年金支払開始年齢に達した日から一定の期間、被保険者の生存中に限り、年金の支払いをするものをいう。

第十六條 夫婦年金保険とは、一の保険契約において保険契約者（保険契約者の保険契約による権利義務を第五十九條第二項の規定により承継した者を除く。）を主たる被保険者とし、その者の配偶者（保険約款の定める要件に該当するものに限る。）をその余の被保険者とする生命保険であつて、主たる被保険者につき第一号に掲げる日からその者の死亡に至るまで、配偶者たる被保険者につき第二号に掲げる日からその者の死亡に至るまでそれぞれ年金の支払をするものをいう。

一 保険契約の効力が発生した日又は主たる被保険者がその年金支払開始年齢に達した日

二 主たる被保険者がその年金支払開始年齢に達した日以後に死亡した日の翌日又は配偶者たる被保険者がその年金支払開始年齢に達した日若しくは主たる被保険者が死亡した日の翌日のいずれか遅い日

（二）の簡易生命保険を一体として提供する取扱いは、

第十七條 簡易生命保険については、次の各号に掲げる二の簡易生命保険を一体として提供することができる。

一 終身保険及び終身年金保険で被保険者を同じくするもの

二 終身保険及び定期年金保険で被保険者を同じくするもの

三 家族保険及び夫婦年金保険で主たる被保険者及び配偶者たる被保険者を同じくするもの

2 前項第三号の家族保険は、主たる被保険者及び配偶者たる被保険者につき第十二條第一号に定める事由が発生したことによりそれぞれ保険金の支払をするものでなければならない。

3 この法律に別段の定めがある場合を除き、第一項の規定により一体として提供される終身保険及び終身年金保険（以下「終身年金保険付終身保険」という。）若しくは同項の規定により一体として提供される終身保険及び定期年金保険（以下「定期年金保険付終身保険」という。）又は同項の規定により一体として提供される家族保険及び夫婦年金保険（以下「夫婦年金保険付家族保険」という。）については、それぞれ終身保険又は家族保険に関する規定を適用するものとする。

附則第三項中「第十四條から第十九條まで、第三十二條、第三十三條、第三十九條及び第四十四條」を「第八條から第二十六條まで、第五十二條、第五十三條、第六十九條及び第七十五條」に、但し、第三十一條を「ただし、第五十一條」に改める。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、平成三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二條 この法律の施行前に支払の事由が発生した保険金の支払については、なお従前の例によるものとし、この法律による改正後の簡易生命保険法（以下「新保険法」という。）第三章及び第四章の規定は、当該保険金に係る保険金受取人についても、適用する。

2 この法律の施行前に効力が生じた終身保険、定期保険又は養老保険の簡易生命保険契約（以

下「保険契約」という。)であつてこの法律の施行の際現に年滿十年に満たない者を被保険者とするものは、保険契約者を被保険者の指定した保険金受取人とする保険契約とみなす。

3 この法律の施行前に効力が生じた家族保険の保険契約(特約に係る部分を除く。)については、新保険法第三十三条第二項第二号中「保険金の支払の事由に係る被保険者の遺族」とあるのは、「主たる被保険者の配偶者、子たる被保険者又は保険金の支払の事由に係る被保険者の遺族」とする。この場合において、保険金受取人となる者が数人あるときは、同号に掲げる順序により先順位にある者を被保険金受取人とし、主たる被保険者の配偶者及び子たる被保険者は、保険金の支払いの事由に係る被保険者の遺族とみなして、同条第四項の規定を適用する。

4 新保険法第五十一条の規定により支払う保険金であつてこの法律の施行前に効力が生じた保険契約に係るものの保険金額については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に効力が生じた保険契約については、この法律による改正前の簡易生命保険法(以下「旧保険法」という。)第五十条の規定は、なおその効力を有する。

6 旧保険法第五十八條から第六十七條までの規定(次条の規定による廃止前の郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)第四十一條において準用する場合を含む。)により簡易生命保険郵便年金審査会が行つた審査の申立ての受理、審査の申立てに係る裁決その他の手続は、簡易生命保険審査会が行つた審査の申立ての受理、審査の申立てに係る裁決その他の手続とみなす。

(郵便年金法の廃止)
第三条 郵便年金法(以下「旧年金法」という。)は、廃止する。

(旧年金法の廃止に伴う経過措置)
第四条 前条の規定の施行に伴う経過措置に關して必要な事項は、次条から附則第九條までに定

めるところによる。

(用語の定義)
第五条 この条から附則第九條までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 郵便年金 旧年金法第二条に規定する郵便年金をいう。

二 郵便年金契約 旧年金法第二条の二に規定する郵便年金契約をいう。

三 年金契約 昭和五十六年九月一日以後に効力が生じた郵便年金契約をいう。

四 旧年金契約 昭和五十六年八月三十一日以前に効力が生じた郵便年金契約をいう。

五 終身年金 旧年金法に規定する終身年金又は郵便年金法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第六十二号)附則三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第二項の規定による改正前の郵便年金法及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に關する法律の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第二十五号)以下「昭和五十六年改正法」という。)附則第十一條に規定する終身年金をいう。

六 定期年金 旧年金法に規定する定期年金をいう。

七 夫婦年金の年金契約 旧年金法第五条第三項の規定により、年金の支払の事由が発生した日(以下「年金支払事由発生日」という。)以後に年金受取人が死亡してもなお年金契約者の指定した年金受取人の配偶者(以下「指定配偶者」という。)の死亡に至るまでその者に継続して年金を支払うことを約した終身年金の年金契約をいう。

八 有期保証期間付年金契約 旧年金法第五条第三項の規定により、年金支払事由発生日から一定の期間内に年金受取人が死亡してもなおその残存期間中年金契約者若しくは年金受取人の指定した者又はこれら者の者がないときは旧年金法第二十二條に規定する者(以下

「有期年金継続受取人」と総称する。)に継続して年金を支払うことを約した年金契約をいう。

九 特別還付金受取人 年金契約者の指定した返還金受取人であつて次に掲げるものをいう。

イ 年金契約者が指定の変更をしない旨の意思を国に対して表示した返還金受取人

ロ 年金の支払の事由が発生している年金契約に係る返還金受取人

十 特別年金継続受取人 次に掲げる有期年金継続受取人をいう。

イ 年金契約者の指定した有期年金継続受取人であつて年金の支払の事由が発生している年金契約に係るもの(ハに掲げる有期年金継続受取人に該当するものを除く。)

ロ 年金受取人の指定した有期年金継続受取人であつて年金受取人が指定の変更をしない旨の意思を国に対して表示したもの(ハに掲げる有期年金継続受取人に該当するものを除く。)

ハ この法律の施行の日の前日において現に年金を受け取るべき有期年金継続受取人であつて年金契約者又は年金受取人の指定したものの

ニ この法律の施行の日の前日において現に年金を受け取るべき有期年金継続受取人であつて旧年金法第二十二條に規定するもの

十一 夫婦年金特約 夫婦年金の年金契約に付されている年金特約であつて、旧年金法第五条の二第三項の規定により、指定配偶者に係る保険事故(不慮の事故若しくは第三者の加害行為により受けた傷害又はかつた疾病をいう。以下同じ。)について給付金を支払うことを約したものをいう。

十二 旧終身年金 昭和五十六年改正法第一条の規定による改正前の旧年金法(以下「昭和五十六年改正前の旧年金法」という。)に規定する保証期間附即時終身年金若しくは保証期

間附すえ置終身年金又は旧年金法附則第四項の規定によりなお従前の例によるものとされる年金の種類のうち政令で定めるものをいう。

十三 旧定期年金 昭和五十六年改正前の旧年金法に規定する定期年金又は旧年金法附則第四項の規定によりなお従前の例によるものとされる年金の種類のうち政令で定めるものをいう。

十四 年金特約、年金特約変更契約、年金契約者、年金受取人、返還金受取人、掛金、給付金、返還金又は年金証書 それぞれ旧年金法に規定する特約、特約変更契約、年金契約者、年金受取人、返還金受取人、掛金、給付金、返還金又は年金証書をいう。

十五 年金保険契約 附則第七條第一項から第三項までの規定により保険契約となつた年金契約をいう。

十六 旧年金保険契約 附則第七條第四項の規定により保険契約となつた旧年金契約をいう。

(施行前の年金契約の申込み等)
第六條 この法律の施行前に受けた年金契約又は年金特約変更契約の申込みに対する承諾並びに承諾した場合における年金契約又は年金特約変更契約の成立及びその効力の発生については、なお従前の例による。この法律の施行前に旧年金法第十九條の規定によりその効力を失つた年金契約の復活についても、同様とする。

2 次に掲げる年金、給付金及び返還金の支払については、なお従前の例による。

一 この法律の施行前に支払の事由が発生した年金であつて、年金支払事由発生日からこの法律の施行の日の前日までの期間に係るもの

二 この法律の施行前に生じた保険事故に係る給付金

三 この法律の施行前に支払の事由が発生した返還金

3 前項の規定による給付金又は返還金は、支払

に關する事務及び附則第十條の規定による改正後の簡易生命保險特別會計法(昭和十九年法律第十二号)、附則第十六條の規定による改正後の郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)その他の法令の規定の適用については、それぞれ新保險法の規定による保險金又は還付金とみなす。

4 この法律の施行前に生じた郵便年金の契約上の權利義務に關する事項(前三項の規定に係る事項を含む。)については、旧年金法第四十條及び第四十一條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧年金法第四十條第一項中「簡易生命保險郵便年金審査會」とあるのは「簡易生命保險審査會」と、旧年金法第四十一條中「第五十六條」とあるのは「第八十九條」と、「第五十八條から第六十七條まで」とあるのは「第九十一條から第一百零七條まで」と、「第五十八條第二項第三号」とあるのは「第九十一條第二項第三号」とする。

5 前項の規定は、年金保險契約に係る保險契約者、保險金受取人、年金受取人、特別還付金受取人又は特別年金繼續受取人には、適用しない。旧年金保險契約に係る保險契約者、年金受取人又は附則第九條第二項に規定する旧年金繼續受取人若しくは還付金受取人についても、同様とする。

6 簡易生命保險審査會は、新保險法第九十條第二項に規定するもののほか、第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧年金法第四十條の規定によりその權限に屬させられた事項を處理する。

(郵便年金契約の取扱い)

第七條 次の各号に掲げる年金契約(前條第一項の規定により申込みの日において効力が生じ、若しくは変更されたものとみなされる年金契約又は初めからその効力を失わなかったものとみなされる年金契約を含む)、年金特約に係る部分を除く。は、この法律の施行の日において、それぞれ当該各号に定める保險契約(特約に係る

部分を除く。)となるものとする。この場合において、旧年金法の規定によつてした還金受取人又は有期年金繼續受取人の指定は、特別還付金受取人及び特別年金繼續受取人の指定を除き、その効力を失ふものとする。

一 終身年金の年金契約(夫婦年金の年金契約を除く。)、年金契約者を保險契約者とし、年金受取人を被保險者とする終身年金保險の保險契約

二 定期年金の年金契約 年金契約者を保險契約者とし、年金受取人を被保險者とする定期年金保險の保險契約

三 夫婦年金の年金契約 年金契約者を保險契約者とし、年金受取人を主たる被保險者とし、指定配偶者を配偶者たる被保險者とする夫婦年金保險の保險契約

四 有期保証期間付年金契約 新保險法第六十九條第三項の規定による年金の支払を約した保險契約

2 前項各号に掲げる年金契約に付されている年金特約は、この法律の施行の日において、それぞれ当該各号に定める保險契約に付されている特約(夫婦年金特約にあつては、配偶者たる被保險者を特約に係る被保險者とする特約)となるものとする。

3 第一項の規定の適用については、次の各号に掲げる日がこの法律の施行前である場合には、当該各号に掲げる日に当該各号に定める者が年金契約者の年金契約による權利義務を承継していたものとみなす。

一 年金支払事由發生日 年金受取人

二 年金受取人が死亡した日(夫婦年金の年金契約に限る。) 指定配偶者

4 次の各号に掲げる旧年金契約は、この法律の施行の日において、それぞれ当該各号に定める保險契約となるものとする。

一 旧終身年金の旧年金契約 年金契約者を保險契約者とし、年金受取人を被保險者とする終身年金保險の保險契約

二 旧定期年金の旧年金契約 年金契約者を保險契約者とし、年金受取人を被保險者とする定期年金保險の保險契約

5 第一項、第二項及び前項の場合において、年金又は特約に係る保險金の支払、保險料の払込みその他の保險契約による權利義務は、新保險法又はこの附則に別段の定めがあるもののほか、年金又は給付金の支払、掛金の払込みその他年金契約又は旧年金契約による權利義務として国及び年金契約者が約したところによる。

6 この附則に別段の定めがあるもののほか、旧年金法(昭和五十六年改正法附則第二條第二項の規定によりなおその例によるものとされた昭和五十六年改正前の旧年金法を含む。)の規定によつてした掛金の払込み、年金、給付金若しくは返還金の支払、剰余金の分配その他の行為又は年金契約者に交付された年金證書は、新保險法の相當する規定によつてした保險料の払込み、年金、特約に係る保險金若しくは還付金の支払、剰余金の分配その他の行為又は保險契約者に交付された保險證書とみなす。

7 年金保險契約においては、保險契約者の請求があるときは、前項の規定により保險證書とみなされる年金證書と引換に保險證書を交付する。旧年金保險契約においても、同様とする。

(年金保險契約に關する特例)

第八條 前條第二項の規定により新保險法に規定する特約となつた年金特約が附されている年金保險契約(夫婦年金保險の年金保險契約、旧年金法の規定により年金契約者以外の者を返還金受取人に指定した年金保險契約及び年金の支払の事由が發生している年金保險契約を除く。は、新保險法第三十五條第一項ただし書の規定により保險金受取人として保險契約者(年金契約者が数人ある場合において、旧年金法の規定によりそのいずれかの者を返還金受取人に指定した年金保險契約にあつてはそのいずれかの者)を指定してその旨を国に対して表示した年金保險契約とみなす。

2 夫婦年金保險の年金保險契約のうち保險契約者を主たる被保險者となしもの(以下この条において「特例夫婦年金保險の年金保險契約」という。)においては、保險契約者は、主たる被保險者に年金保險契約による權利義務を承継させることができる。ただし、当該年金保險契約に配偶者たる被保險者を特約に係る被保險者とする特約が付されている場合にあつては、配偶者たる被保險者の同意を得なければならぬ。

3 新保險法第五十七條第四項の規定は、前項の承継について準用する。

4 特例夫婦年金保險の年金保險契約において、年金支払事由發生日に、新保險法第三十四條第二項の規定による年金受取人が保險契約者の年金保險契約による權利義務を承継する。

5 特例夫婦年金保險の年金保險契約について、新保險法第六十五條の規定は、適用しない。

6 年金保險契約において、特別還付金受取人があるときは、新保險法第六十九條第一項中「保險契約者(保險契約者がないときは、その相続人)」とあるのは「簡易生命保險法の一部を改正する法律(平成二年法律第 号)附則第五條第九号に規定する特別還付金受取人(以下単に「特別還付金受取人」という。)」と、新保險法第七十八條第一項並びに第八十八條第一項及び第二項中「又は年金受取人」とあるのは「年金受取人又は特別還付金受取人」と、新保險法第九十一條第二項第三号及び第一百零一條第一項中「及び保險金受取人」とあるのは「保險金受取人及び特別還付金受取人」とする。ただし、特別還付金受取人が還付金の支払の事由が發生するまでに死亡したとき以後又は故意に被保險者を殺したとき以後は、この限りでない。

7 前條第一項第四号の規定により新保險法第六十九條第三項の規定による年金の支払を約したものとされる年金保險契約において、特別年金繼續受取人があるときは、同項の規定による年金は、同項に規定する保險契約者の相続人に代えて、特別年金繼續受取人に支払う。ただし、次

七年法律第百三十二号) 第八條第二項

八 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第六十号) 第六條

九 地域改善対策特別措置法(昭和五十七年法律第十六号) 附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第四條第二項

十 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号) 第八條

十一 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和六十二年法律第二十二号) 第四條第二項

(郵便法の一部改正)

第十三條 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中、「郵便年金」を削る。

(国営企業労働関係法の一部改正)

第十四條 国営企業労働関係法(昭和二十三年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第一号イ中、「簡易生命保険及び郵便年金」を「及び簡易生命保険」に改める。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第十五條 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第二條中、「簡易生命保険及び郵便年金」を「及び簡易生命保険」に改める。

附則第四項中「簡易保険郵便年金福祉事業団法」を「簡易保険福祉事業団法」に、「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に、「行なう」を「行う」に改める。

(郵便振替法の一部改正)

第十六條 郵便振替法の一部を次のように改正する。

第五十一條第一項中「若しくは郵便年金」、「若しくは年金契約」及び「若しくは掛金」を削り、「簡易生命保険等主管局」を「簡易生命保険

主管局」に改め、「又は掛金」を削り、「簡易生命保険及び郵便年金特別会計」を「簡易生命保険特別会計」に改め、同条第二項中「簡易生命保険等主管局」を「簡易生命保険主管局」に改める。

第五十二條第一項中「還付金」を「年金、還付金」に改め、「郵便年金の年金契約に係る年金、給付金、返還金、剰余金若しくは年金契約者に返還する掛金(以下「年金等」という。)の支払」を削り、「簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律」を「簡易生命保険の積立金の運用に関する法律」に、「簡易生命保険等主管局」を「簡易生命保険主管局」に改め、「年金等」を削り、「簡易生命保険及び郵便年金特別会計」を「簡易生命保険特別会計」に改め、同条第二項中「簡易生命保険等主管局」を「簡易生命保険主管局」に、「簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律」を「簡易生命保険の積立金の運用に関する法律」に、「簡易生命保険及び郵便年金特別会計」を「簡易生命保険特別会計」に改め、同条第三項中「簡易生命保険等主管局」を「簡易生命保険主管局」に改める。

(医療法の一部改正)

第十七條 医療法(昭和二十三年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第七條の二第五項中「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に改める。

(簡易郵便局法の一部改正)

第十八條 簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百十三号)の一部を次のように改正する。

第六條中「簡易生命保険及び郵便年金」を「及び簡易生命保険」に改める。

第十條第一項中「郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)」を削る。

(相続税法の一部改正)

第十九條 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第四号中「郵便年金契約その他のものを削り、「掛金」の下に「又は保険料」を加

え、同項第五号中「郵便年金契約その他のものを削り、「掛金」の下に「又は保険料」を加え、「因り」を「より」に改め、同条第二項中「郵便年金契約その他のものを削り、同条第三項中「郵便年金契約その他のものを削り、「因り」を「より」に改め、同条第四項中「但し」を「ただし」に、「因り」を「より」に、「掛金については」を「掛金又は保険料については」に改める。

第二十四條第一項中「郵便年金契約その他のものを削り、「左に掲げる金額」を「次に掲げる金額」に改め、同項第一号中「左に掲げる」を「次に定める」に、「但し」を「ただし」に、「こえ」を「超える」に、「こえ」を「超え」に改め、同項第三号中「左に掲げる」を「次に定める」に、「こえ」を「超える」に、「こえ」を「超え」に改める。

第二十五條中「郵便年金契約その他のものを削り、「掛金」の下に「又は保険料」を加え、「左に掲げる」を「次に定める」に、「こえ」を「超える」に、「こえ」を「超え」に改める。

(地方税法の一部改正)

第二十條 地方税法(昭和二十五年法律第二百十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第一項第五号ロ中「第二條の二に規定する簡易生命保険契約又は郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号) 第二條の二に規定する郵便年金契約」を「第三條に規定する簡易生命保険契約」に改める。

第七十二條の四第一項第二号中「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に改める。

第七十三條の四第一項第十四号中「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に、「簡易保険郵便年金福祉事業団法」を「簡易保険福祉事業団法」に改める。

第三百十四條の二第一項第五号ロ中「簡易生命保険法第二條の二」を「簡易生命保険法第三

條」に改め、「又は郵便年金法第二條の二に規定する郵便年金契約」を削る。

第三百四十八條第二項第二十号及び第五百八十六條第二項第五号の五中「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に、「簡易保険郵便年金福祉事業団法」を「簡易保険福祉事業団法」に改める。

(資金運用部資金法の一部改正)

第二十一條 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項及び第七條第四項中「簡易生命保険及び郵便年金特別会計」を「簡易生命保険特別会計」に改める。

附則第十二項中「簡易生命保険及び郵便年金特別会計法」を「簡易生命保険特別会計法」に、「簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律」を「簡易生命保険の積立金の運用に関する法律」に改める。

(郵便貯金特別会計法の一部改正)

第二十二條 郵便貯金特別会計法(昭和二十六年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律」を「金融自由化対策資金の運用及び簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律」に、「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に改める。

(簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部改正)

第二十三條 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

題名中「及び郵便年金」を削る。

第一條中「簡易生命保険及び郵便年金特別会計」を「簡易生命保険特別会計」に、「且つ」を「かつ」に改め、「及び郵便年金事業」を削る。

第三條第一項第一号中「又は年金契約者、年金受取人若しくは年金継続受取人」を削り、同項第十七号中「簡易保険郵便年金福祉事業団」

を「簡易保険福祉事業団」に改める。

第五条第二項中「簡易生命保険及郵便年金特別会計」を「簡易生命保険特別会計」に、「添付し」を「添付」に改める。

（簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条 附則第五條第十号に規定する特別年金継続受取人又は同条第十六号に規定する旧年金保険契約に係る年金受取人若しくは附則第九條第二項に規定する旧年金継続受取人は、前条の規定による改正後の簡易生命保険の積立金の運用に関する法律第三條第一項第一号の規定の適用については、保険契約者とみなす。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第二十五条 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第二十六条 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四條の三第一項中「生命共済の共済掛金若しくは郵便年金の掛金」を「若しくは生命共済の共済掛金に改め、同項第四号中「若しくは生命共済の共済掛金の額又は郵便年金の掛金の額」を「又は生命共済の共済掛金の額」に、「若しくは生命共済又は郵便年金」を「又は生命共済」に、「若しくは生命共済に係る共済掛金の額又は郵便年金に係る共済掛金の額」を「又は生命共済に係る共済掛金の額」に改め、同条第四項第二号中「生命共済の共済掛金若しくは郵便年金の掛金」を「若しくは生命共済の共済掛金」に改め、同項第三号中「若しくは生命共済の共済掛金又は郵便年金の掛金」を「又は生命共済の共済掛金」に、「若しくは生命共済の共済掛金の額又は郵便年金の額」を「又は生命共済の共済掛金の額」に改め、同条第七項第一号中「生命共済の共済掛金若しくは郵便年金の掛金」を「若しくは生命共済の共済掛金」に改める。

済の共済掛金」に改める。

第四條の四第一項中「生命共済又は郵便年金」を「又は生命共済」に改め、同条第二項中「生命共済の共済掛金又は郵便年金の掛金」を「又は生命共済の共済掛金」に改める。

（簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部改正）

第二十七条 簡易保険郵便年金福祉事業団法（昭和三十一年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

簡易保険福祉事業団法

第一條中「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に改め、「及び郵便年金」と及び「及び郵便年金事業」を削る。

第二條及び第六條中「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に改める。

第十九條第一号中「第六十八條第一項及び郵便年金法（昭和二十四年法律第六十九号）第四十二條第一項」を「第百一條第一項」に改め、同条第二号中「簡易生命保険及郵便年金特別会計」を「簡易生命保険特別会計」に改める。

第二十四條第三項中「簡易生命保険及郵便年金特別会計」を「簡易生命保険特別会計」に改め、同条第四項中「簡易生命保険及郵便年金特別会計の歳入とし、政令の定めるところにより、簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定又は年金勘定に帰属せしめらるるものとする」を「簡易生命保険特別会計の歳入とする」に改める。

第二十五條第一項中「簡易生命保険及郵便年金特別会計」を「簡易生命保険特別会計」に改める。

第三十三條第一項中「又は郵便年金」を削る。

第三十九條中「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に改める。

附則第七條第一項中「簡易生命保険及郵便年金特別会計」を「簡易生命保険特別会計」に改める。

第二十八條 簡易保険郵便年金福祉事業団は、この法律の施行の日において、簡易保険福祉事業団となるものとする。

2 この法律の施行の際現に簡易保険福祉事業団という名称を使用している者については、前条の規定による改正後の簡易保険福祉事業団法第六條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

3 前条の規定による改正後の簡易保険福祉事業団法第二十四條第三項及び第四項の規定は、運用業務に係る勘定の平成三事業年度の損益計算上生じた利益に係る納付金から適用し、平成二事業年度の損益計算上生じた利益に係る納付金については、なお従前の例による。

簡易保険福祉事業団

簡易保険福祉事業団法（昭和三十七年法律第六十四号）

（法人税法等の一部改正）

第三十條 次に掲げる法律の規定中「（昭和三十七年法律第六十四号）」を「簡易保険福祉事業団」に改める。

一 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一第一号の表

二 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）別表第二

三 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第二

四 消費税法（昭和六十二年法律第八号）別表第三第一号の表

第三十一條 簡易保険福祉事業団法（昭和四十六年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項第二号中「第二條の二」を「第三條」に改め、同条第二項第二号中「郵便年金法（昭和二十四年法律第六十九号）第二條の二に規定する郵便年金契約（以下「郵便年金契約」という。）を含み、」を削り、同号イ、ロ及びト中「掛金」を削り、同条第七項の表簡易保険福祉事業団の項を次のように改める。

（簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部改正に伴う経過措置）

4 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（所得税法の一部改正）

第二十九條 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第七十六條第三項第二号中「第二條の二（保険金等の支払の保証）」を「第三條（支払の保証）」に改め、「又は郵便年金法（昭和二十四年法律第六十九号）第二條の二（年金等の支払の保証）」に規定する郵便年金契約又は「を削り、若しくは」を「又は」に改める。

別表第一第一号の表簡易保険郵便年金福祉事業団の項を次のように改める。

簡易保険福祉事業団

簡易保険福祉事業団法（昭和三十七年法律第六十四号）

簡易保険福祉事業団

簡易保険福祉事業団

簡易保険福祉事業団

簡易保険福祉事業団

簡易保険福祉事業団

簡易保険福祉事業団

簡易保険福祉事業団

(資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律の一部改正)

第三十二条 資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

題名中「並びに」を「及び」に改め、「及び郵便年金」を削る。

第一条中「簡易生命保険及び郵便年金特別会計」を「簡易生命保険特別会計」に改める。

第二条第一項中「簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律」を「簡易生命保険の積立金の運用に関する法律」に改め、同条第二項第三号中「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に改める。

第四条第二項中「簡易生命保険及び郵便年金特別会計」を「簡易生命保険特別会計」に、「添付し」を「添付」に改める。

(活動火山対策特別措置法の一部改正)
第三十三条 活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「簡易保険及び郵便年金特別会計」を「簡易生命保険特別会計」に改める。

(日本電信電話株式会社法の一部改正)
第三十四条 日本電信電話株式会社法(昭和五十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第四項中「電信電話債券が」の下に「簡易生命保険法の一部を改正する法律(平成二年法律第 号) 附則第十条の規定による改正前の簡易生命保険及び郵便年金特別会計法(昭和十九年法律第十二号) 第一条の」を加え、「簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律」を「簡易生命保険の積立金の運用に関する法律」に改める。
(旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部改正)

第三十五条 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十七条第二項中「簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律」を「簡易生命保険の積立金の運用に関する法律」に、「簡易生命保険及び郵便年金特別会計」を「簡易生命保険特別会計」に改め、同条第三項中「資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律」を「資金運用部資金及び簡易生命保険の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律」に改める。

(金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律の一部改正)
第三十六条 金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律(平成元年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

題名中「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に改める。
第一条中「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に改める。

第三条中「簡易保険郵便年金福祉事業団法」を「簡易保険福祉事業団法」に改める。
第九条の見出し中「簡易保険郵便年金福祉事業団法」を「簡易保険福祉事業団法」に改め、同条中「簡易保険郵便年金福祉事業団法」を「簡易保険福祉事業団法」に、「金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律」を「金融自由化対策資金の運用及び簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律」に改める。

(郵政省設置法の一部改正)
第三十七条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「及び郵便年金事業」を削る。

第四号第三十三号中「及び郵便年金(以下「保険年金」という。))」を削り、同条第三十四号から第三十七号まで、第三十九号及び第四十号中「保険年金」を「簡易生命保険」に改め、同条第四十三号中「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に改める。
第五号第十九号及び第二十号中「保険年金」を「簡易生命保険」に改める。

理由

近年における社会経済情勢の推移及び保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険及び郵便年金の一元化並びに加入者に対する保障内容の充実を図るため、郵便年金制度を廃止して簡易生命保険制度に統合するとともに、保険金及び年金の保障を一体として提供する簡易生命保険の制度を創設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。
十八 積立金をもつて引受け、応募又は買入れを行った債券であつて政令で定めるものの金融機関その他政令で定める法人に対する貸付け

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

簡易生命保険及び郵便年金の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金をもつて取得した債券の貸付けを行うことができないこととする必要がある。これが、この

法律案を提出する理由である。

簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案

簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律

簡易保険郵便年金福祉事業団法(昭和三十七年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
第十九条の二の次に次の一条を加える。

(出資)

第十九条の三 事業団は、郵政大臣の認可を受け、事業団の委託により第十九条第一号の業務を行う事業のうち政令で定めるものに出資することができる。

第三十五条第一号中「第二十号第一項」を「第十九条の三、第二十号第一項」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

簡易保険郵便年金福祉事業団の適切かつ能率的な業務の遂行に資するため、同事業団の委託によりその業務の一部を行う事業に同事業団が出資することができるようになる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。